

# 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会 最終報告書

— としま GOOD START プロジェクト —



平成30年3月  
豊島区教育委員会

## 最終報告を受けて

平成27年4月の「子ども子育て支援新制度」のスタート、平成29年の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂など、施設形態を問わず、全ての幼児教育施設における質の高い教育と保育の提供が求められています。国や自治体の施策として、幼児教育の重要性が高まっているなか、「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」が、公私幼保の垣根を超えて、2年間にわたり様々な課題について議論をしたことは、まさに時機を得たものでありました。日々の教育・保育でご多忙にもかかわらず、本区の子どもたちのために、公私幼保小の先生方から、沢山のご意見を頂き、心よりお礼申し上げます。

また、秋田喜代美先生をはじめ、加藤正克先生、箕輪潤子先生、海津亜希子先生という錚々たる専門家の皆様にご助言いただきましたことは、本区にとって大いに励みとなったことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この報告書でいただいた様々なご提案を実現させるためには、委員の皆様方を始め関係者の皆様のお力を結集する必要があります。どうぞ引き続き本区の幼児教育の振興のためにお力添えをお願いし、御礼とご挨拶にかえさせていただきます。

豊島区教育委員会  
教育長 三田一則

# 目 次

巻頭文「幼児期および幼児教育の重要性」 .....	1
豊島区の幼児教育のあり方検討委員会 委員長 秋田 喜代美	
<b>第1章 幼児教育のあり方についての検討</b>	
1 検討の背景 .....	7
2 質の高い幼児教育のために教育委員会に求められる役割 .....	13
<b>第2章 本区の現状</b>	
1 保育所・幼稚園等の在籍状況（4月1日現在） .....	17
2 乳幼児の発達支援等の状況 .....	20
3 本区における幼児教育を巡る検討状況 .....	24
<b>第3章 ワーキンググループの報告概要</b>	
1 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ .....	31
2 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ .....	32
3 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ .....	34
<b>第4章 ワーキンググループの報告を踏まえた今後の幼児教育のあり方</b>	
1 基本理念 .....	39
2 幼児教育の充実のための基本方針 .....	39
3 具体的な施策（案） .....	43
<b>第5章 進行管理・今後のスケジュール</b>	
1 施策の進行管理 .....	49
2 「としま GOOD START プロジェクト」の進行スケジュール .....	51
<b>参考資料</b>	
資料1 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会設置要綱 .....	57
資料2 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会委員名簿 .....	59
資料3 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会ワーキンググループ設置要綱 .....	60
資料4 審議経過 .....	63

資料5	幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討 ワーキンググループ報告書 .....	65
資料6	認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ報告書 .....	71
資料7	特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ報告書 .....	81
資料8	区立幼稚園の現状 .....	101
資料9	平成29年度豊島区私立幼稚園一覧.....	105
資料10	平成29年度豊島区保育施設一覧 .....	106
資料11	幼稚園・保育所・認定こども園の比較 .....	111
資料12	【都基準】 認定こども園の類型 .....	119
資料13	区立小学校・公私立幼稚園・保育園等 施設の設置状況 (中学校学区域別) .....	121

## 巻 頭 文

## 幼児期および幼児教育の重要性

豊島区の幼児教育のあり方検討委員会 委員長

秋 田 喜 代 美

## 1 人生最初期への社会的教育投資の有用性

「三つ子の魂、百まで」など、古くから幼少期の教育の重要性や人格形成における人生最初期の影響については、子育ての経験智として言われてきている。また『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』（ロバート・フルガム著）の本が指摘するように、人生を生きていくための様々な知恵が幼児期の遊びの中にあることが語られてきた。

しかしこれらを支持し、さらに明らかにする時代が来ている。エビデンスにもとづく政策形成といわれるように、乳幼児期の教育の重要性が学術的な実証研究の知見から科学的に言われ、世界各国ではそれらのデータをもとにして、幼児教育政策への効果を強調するようになってきている。その一つの流れは、乳幼児期からの公的な教育投資の重要性について、幼児期から成人期までの30年以上にわたる長期縦断研究によって教育経済学の立場から明らかにされてきている。すでに世界的に有名な知見となっているが、教育ノーベル経済学賞を受賞した教育経済学者のジェームズ・ヘックマン教授は、学校教育で従来から重視されてきた読み書き、計算、記憶などの認知的能力のみならず、意識、自尊心、創造性、リーダーシップ、自己調整力、レジリエンス（可塑性）などの「非認知能力」と呼ばれる能力においても、乳幼児期の教育が大きな影響を及ぼし、その効果は学校教育での資質能力形成にととまらず、成人になってからの社会経済的地位や収入への正の影響、また犯罪率や社会保障費などの低減に大きな影響をもたらすことを数量的な根拠をもって示してきた。つまり、乳幼児期の教育への公共投資が、人間発達の中でも人生のその後の他のどの時期と比べても、通常の公共投資ではありえないほど高い投資収益率をもたらすことを明らかにしている。特に、身体的、経済的なハンディを人生初期に持った子どもたちにおいて、負の連鎖を抑制予防し政策効果の影響は大きいことを明らかにしている。つまり、幼児期の教育投資は、その後の人生において長期にわたって持続的に、個々人の発達に影響を及ぼすこと、つまり幼児期の公的な教育投資がリスクの大きな予防因になり、またそれは同時に、個々人の発達や幸福への恩恵だけではなく、社会的にみても社会福祉政策等の効果からみても、とても大きな意味を持つことが根拠としてのエビデンスをもって明らかになってきている。またその後の一連の米国等での研究からは、いわゆるハンディを持った子どもたちのみではなく、さまざまな社会経済階層の人たちにとっても、すなわち誰にとっても幼児期の教育がメリットを持つことが示されてきている。また幼児期への投資としては、特に経済的に貧困国では、まずは食事や経済的なサービスが乳幼児には有効であるが、それを越えて生理的な要求や衛生面で一定以上の条件を満たしている国では、現金給付よりも、質の高い幼児教育プログラムを準備し提供する政策へ経費をかける方が効果を持たらすことも明らかにされてきている。

## 2 乳幼児期の発達が生涯にわたる心身の健全と幸せを予測する

またこうした研究の流れとともに、脳神経科学や発達科学の研究等からも、乳幼児期の発達過程がその後の人生に大きな影響を与えることが言われてきている。たとえば、英国のロンドン大学イングリッド・ショーン教授は、この数十年の30を超える長期縦断研究を概括し、3-5歳において自分で見通しをもって自分の行動や考えを表現し主張したりする自己主張や状況に応じて抑制できる自己調整能力、自分が行動主体であるという主体性の感覚こそが、42歳時点でのその人の幸福感や社会経済的地位を始め、様々な側面において、いろいろな関係する変数を統制して分析をしても最も有力な予測因となることを示している。つまり、幼児期の遊びなどで培われる子どもの主体性や諸資質が重要ということである。感情的に安定していることや、意欲や自信をもって行動できる力は生得的な資質ではない。乳幼児期の教育の中で培われ育まれる資質である。したがって、乳幼児期の家庭や園での教育がきわめて大事であると言えよう。またいわゆる言語力(コミュニケーション力)は、あらゆる領域において成人になってからのさまざまな領域の成果や達成を予測するのに対し、数的能力は学業達成や社会経済的地位や身体的健康には影響を及ぼすがその効果は限られたものであることも示されている。非認知能力といわれる社会情動的スキルは、児童期から大学までの学校教育の間には潜在的には育っていても、特に個人の能力をテスト等個人のパフォーマンスで測るような学校教育の中では見えにくいものである。しかしその後の人生の中で人と協働して仕事をしたり、生活を営んでいく上では重要であることを示している。そして大人になってから社会人として職業に就き、パートナーをもち家族を形成したり、あるいは子どもを育てたいと思ひ、出産し親になることを選ぶことへの予測因子でもあること、また反対にアルコール中毒などのリスク要因を低減することに影響することも明らかにしてきている。これらは、3歳や5歳時点の幼児期の調査の回答から大人になって20代、30代、40代となり、実際に家族をもっているか親になっているかどうかなどの関係を統計的に解析したことで見えてきた調査結果である。また、より詳細にみると、言語的スキルは、複数の領域(社会経済的達成、メンタルヘルス、身体的健康、犯罪など)の重要な予測変数である一方で、数学的なスキルは、教育的達成、社会経済的地位、身体的健康とのみ関連があるというようなことも認められている。また注意をコントロールできる、集中できる力などの実行制御機能は、2-3歳頃から発達し、それが小学校における集中力につながり学業達成や行動の基礎となることも明らかになっている。

また近年ではすでに胎児期における子どもの体内環境が成人期になってからの成人病や疾病を予測することも明らかにされてきており(成人病胎児期発症説)、赤ちゃんとして生まれる前から、また生後まもなくから幼児期への心身の発達は、その当該の時期だけではなく、その後の人生に長く影響を与えることがわかってきている。小学校からの教育だけに目を向けていては、もう遅いということが国際的にわかってきているとも言える。

## 3 良質な幼児教育こそが発達を支える

しかしこのような研究の流れの中でもう一方でわかってきていることは、乳幼児期にいくら多額の公共投資をしたとしても、それが「質の高い教育」に直結していない限り、長期の政策効果や子どもの発達促進の効果は見込めないことが米国等では示されてきている。つまり、これを日本の状況にあてはめていえば、保育量の拡大に政策的にお金をかけるだけではなく、そこで行われる教育の質の担保や改善こそが重要であることも、あたりまえのことではあるが、また近年ではエビデン

スにもとづいて指摘されてきている。また一方で、幼児教育の質が子どもの発達に与える影響に関わる研究からは、1日の保育時間の長さが長いほど教育効果があるというようなことはなく、幼児期においては1日数時間でも集団で同年代の幼児同士が集まって制度的な教育を受けること、その教育の質が子どもの発達に影響を与えることが、英国等では明らかにされてきている。そしてこの効果は、豊かなご家庭で、家庭教育も良質である場合には、たとえ幼児教育の質はどのようなものであってもあまり大きな影響は受けないが、家庭教育の状況が十分ではない場合には、受ける幼児教育の質が子どもの発達に大きな影響を与え、それが学校以降の教育にも影響を及ぼすことが示されてきている。もちろん家庭でも園でも良質の教育がなされることが子どもの発達にとってよいことはいまでもないが、家庭での教育がさまざまな状況下で十分に受ける機会を得られない子どもたちにとっても、公的に良質の教育が保障されることによって、子どもたちの心身の健全な育ちを保障することができるということが海外ではわかってきているということである。

#### 4 おわりに

このように、さまざまな学術研究の流れが国際的にはエビデンスとして出され、どの国でも教育投資が乳幼児期に対して手厚くなされようとしてきている。我が国においても、男女共同参画によって女性が働くことを支援することによって我が国の経済力、労働力を高めることが期待されるだけでなく、未来の社会を担う子どもたちの健全育成をねらって、わが国でも子ども子育て支援制度が創られ、そこに大きな公的資金が投入されている。また、資金面だけではなく、平成30年度からの新カリキュラムとして、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領では、どの施設形態でも充実した幼児教育が受けられるようにと、幼児教育の部分は全く同一内容のカリキュラムが実施され、また幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿も具体的に示されてきている。そしてその教育内容を実際に実施する幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対しても、キャリアアップの仕組みとして専門性向上のための研修体系の充実施策が処遇改善と共に打たれてきている。それらの改革によって、保育プロセスの質と言われる、保育者と子どもたちとのかかわりや子ども同士のかかわりの質が高まっていくことが、期待されている。またそれによって、幼児期に培った資質がさらに小学校以降の教育に円滑につながるよう保幼小の連携接続も、重視されてきている。

多くの親にとっても、乳幼児期の集団保育の場は、親になり、親として参加する初めての社会集団でもある。幼児期の教育においては、家庭教育と園の教育の連続性や連携が子どもの生活と発達の連続性としてとても大事であり、園が子育て支援の機能を担うことで、親が相互に親としてのサポートネットワークを形成することを支援することも求められている。そのネットワークは、その後の小学校以降のPTA活動を支えるネットワークになる。また同時に、長期的にみると、成人、高齢者に至るまでの地域社会の人の絆の基盤ともなってまちづくりに貢献していく。こうした意味で、乳幼児期の子どもの健やかな育ちを支える人の輪を創る機能も、幼児教育は有しているのである。

豊島区では現在新たな幼児教育のありかたのための委員会が設置され議論されている。豊島区の乳幼児期からの教育に、一人の豊島区民として大いに期待したい。

「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」委員長

秋田 喜代美氏 プロフィール

東京大学大学院教育学研究科教授。同附属発達保育実践政策学センター長。博士（教育学）。専門は保育学、教育心理学、授業研究。長年園内研修にかかわり、保育の質の向上や保育者の専門性・実践知に関する研究を行っている。日本保育学会会長（2009年5月～2016年5月）、OECD ECEC ネットワークビューローメンバー（2012年～現在）。内閣府子ども子育て会議委員。厚生労働省社会保障審議会委員、同児童部会保育専門委員会副委員長。近著に『保育の温もり』（ひかりのくに、2014年）、『あらゆる学問は保育につながる』（分担執筆、東京大学出版会、2016年）。豊島区在住。



# 第1章

## 幼児教育のあり方についての検討



## 第1章 幼児教育のあり方についての検討

### 1 検討の背景

- 幼児期における教育は、子どもの心身の発達と、健やかな成長を促す上で大切なものであり、生涯にわたる人間形成の基礎の醸成に重要な意義を持っている。
- 幼児教育の振興については、これまで、幼稚園の量的拡大から始まり、幼児教育の質的向上に係る取組へと展開されてきたところである。子どもを取り巻く環境が大きく変化している昨今の状況を受け、幼児期の子どもの育ちの重要性が改めて認識されたことにより、幼児教育の果たす役割はますます重要となってきた。
- また、都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、保護者が子育ての負担や不安を感じたり、孤立感が高まったりする課題が指摘されている。このため、保護者の子育てに対する不安やストレス解消など、子どものより良い育ちを実現するような子育て支援が求められている。
- こうした状況を受け、幼児教育のあり方については、抜本的な見直しが求められている。

#### (1) 幼児教育・保育に関する国の動向

- 幼児教育・保育を巡っては、平成17年の中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」において、幼児教育の重要性やその充実のための具体的な方策がまとめられた。答申においては、幼稚園等施設に家庭・地域社会を加えた三者が連携しながら総合的に幼児教育を推進していく方向性が示され、幼稚園等のこれまでの役割に加え、①家庭や地域社会における教育力を補完する役割や②家庭や地域社会が、自らその教育力を再生、向上していく取組を支援する役割を担うことも求められることとなった。
- 平成18年には、共働き世帯の増加など、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、保護者が働いていても働いていなくても同じ施設を利用したいなど、幼児教育・保育に関する多様なニーズに対応するため、認定こども園制度が新たに創設された。
- また、同じく平成18年に、昭和22年に制定されて以降はじめてとなる「教育基本法」の改正が行われた。教育基本法の改正では、新たに「幼児期の教育」が規定され、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。この規定を受け、平成19年には学校教育法が改正され、平成20年には「幼稚園教育要領」の改訂が行われている。

- こうした、幼児教育の重要性に関する認識が高まる中で、少子化対策の一つとして、子どもを生み、育てやすい環境をつくるため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から新たに「子ども・子育て支援新制度」が開始された。
- さらには、平成21年には幼児教育の無償化に関する中間報告が出されて以降、平成26年に、政府の教育再生実行会議の第五次提言「今後の学制等の在り方について」の中で、幼児教育無償化の推進や義務教育化に触れられるなど、幼児教育の重要性は、ますます高まってきている。

<b>平成17年 1月 中央教育審議会答申(子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育</li> <li>・ 家庭・地域社会・幼稚園等施設(幼児に対する教育機能を担う幼稚園や保育所等の施設)の3者による総合的な幼児教育の推進</li> <li>・ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)</li> </ul>
<b>平成18年10月 認定こども園制度の創設</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供</li> </ul>
<b>平成18年12月 教育基本法の改正</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「幼児期の教育」は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)</li> <li>・ 幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保</li> </ul>
<b>平成19年 6月 学校教育法の改正</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校種の規定順が見直され、幼稚園が学校教育の始まりとして最初に規定</li> <li>・ 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化</li> <li>・ 家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設</li> </ul>
<b>平成20年 3月 幼稚園教育要領の改訂</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園教育と小学校教育との連携・接続</li> <li>・ 家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)</li> </ul>
<b>平成21年 5月 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 中間報告(幼児教育の無償化について)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園教育と小学校教育との連携・接続</li> <li>・ 家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)</li> </ul>
<b>平成24年 8月 子ども・子育て関連3法の成立</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく「子ども・子育て支援新制度」の成立</li> </ul>

<p><b>平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言（今後の学制等の在り方について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育期間の見直しの必要性</li> </ul>
<p><b>平成27年 4月 子ども・子育て関連3法の施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援新制度」の開始</li> </ul>
<p><b>平成28年12月 中央教育審議会答申（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育で育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿った見直し</li> <li>・5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を明確化</li> <li>・改訂内容を踏まえた、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との整合性</li> <li>・幼稚園と小学校の接続と同様、保育所及び幼保連携型認定こども園の小学校との円滑な接続</li> <li>・インクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育 等</li> </ul>
<p><b>平成29年3月 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の保育内容の統一化</li> <li>・幼児教育で育みたい資質・能力の明確化</li> <li>・小学校教育との円滑な接続 など</li> </ul>
<p><b>平成29年12月 新しい経済政策パッケージ 閣議決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3～5歳までのすべての子どもたちの保育所、幼稚園、認定こども園の無償化や0～2歳児の非課税世帯の無償化を平成31年4月から一部スタート。平成32年4月から全面実施。</li> </ul>

## （2）子ども・子育て支援新制度の開始

### ①制度の目的

○平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立したことにより、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始された。

○新制度は、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化していることを踏まえ、国や地域を挙げて子ども・子育てへの支援を強化するために創設されたものである。

○この制度の主なポイントは、以下のとおりである。

#### ア 認定こども園の普及促進

幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、保護者が働いている、働いていないに関係なく、すべての幼児が教育を受け

られるよう、平成18年度に創設された保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度の見直しを行い、その普及を促進する。

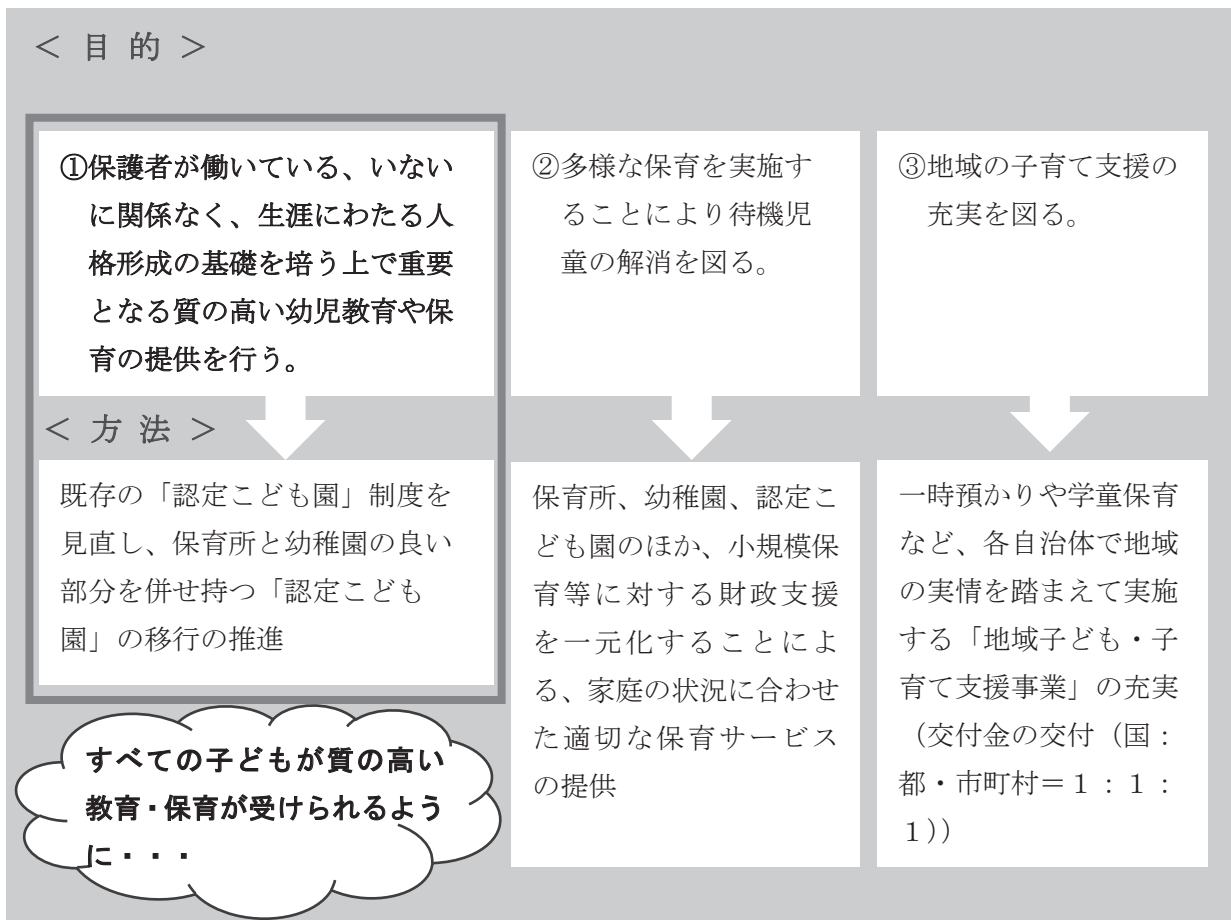
イ 財政支援の一元化

多様な保育形態の実施により待機児童解消を図るため、財政支援の一元化を行い、保育所、幼稚園、認定こども園だけでなく、少人数の子ども保育する地域型保育の活用を促進する。

ウ 地域の子育て支援の充実

一時預かり事業や学童保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図り、自治体における地域の実情に応じた子育て支援を促進する。

<参考：子ども・子育て支援新制度の概要図>



②豊島区子ども・子育て支援事業計画について

○新制度では、各自治体で5年間の計画期間における乳幼児期の保育や学校教育、地域の子育て支援についての提供体制の確保の内容やその実施時期等を示した計画を定めることが義務付けられている。本区は、「豊島区子どもプラン」の一部として平成27年3月に策定した。

○この「豊島区子ども・子育て支援事業計画」では、幼児教育に関し以下のとおり定めている。

— 豊島区子ども・子育て支援事業計画 — (抜粋)

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

- ・ 区では、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、地域のニーズを的確に捉えながら、区の保育や幼児教育の量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業を提供することにより、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、子どもが大事にされ健やかに成長できるよう支援していきます。
- ・ 認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う施設であることから、その普及について検討していきます。  
豊島区においては、新制度に向けて1園が幼稚園型認定こども園に移行する予定です。既存の幼稚園や保育所からの移行については、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向を踏まえて支援していきます。
- ・ 教育や保育にかかわる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJTの機会を確保していきます。幼稚園教諭と保育士の合同研修についても検討していきます。  
また、幼稚園・保育所・小学校の教員による定期的な連絡会の設置などにより、交流と情報交換を進めていきます。
- ・ 認可保育所全園、幼稚園、認定こども園を地域型保育全施設の連携保育所とし、卒園後の継続受け入れについて連携していきます。また、個々の地域型保育施設の近隣の認可保育所2～3園を特定連携保育所とし、給食に関する支援、園庭開放、合同保育、行事への参加等について、連携していきます。

○また、「豊島区子どもプラン」の中では、「新制度の実施責任と推進体制の強化」を図るため、福祉・保健・教育住宅等の関係分野が連携した庁内横断的な推進体制を強化するとともに、効率的な運営体制づくりを進めていくこととしている。

(3) 障害者差別解消法の施行及び発達障害者支援法の改正

○幼児教育に関する制度が整備される一方で、平成25年6月に成立した障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)の第7条第2項において、国及び地方公共団体等に対し、障害を理由とする差別的取扱いの禁止及び障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁)を取り除くために必要で合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが義務付けられた。

- これにより、保育所・幼稚園においても、障害のある子どもが、障害のない子と平等に「教育を受ける権利」を安全かつ安心して共有・行使することが確保できるよう、特別支援教育のあり方について検討が求められている。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）>

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置  
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- また、平成16年に「発達障害」を持つ児童生徒が乳幼児から切れ目なく、適切な支援が受けられるよう国や地方公共団体の責務や求められる取組を定めた「発達障害者支援法」が制定された。平成28年の法改正では、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことが国及び地方公共団体の責務として新たに規定された。さらに、平成29年1月に法施行10年を迎えたことから文部科学省・厚生労働省に対し、総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の結果に基づき、今後の取組に当たっての課題について、改善勧告がなされた。

(4) 児童福祉法の改正 — 児童相談所の設置 —

- 平成28年6月の児童福祉法の改正により、児童相談所の設置できる自治体が拡大され、特別区において、児童相談所が設置できるようになった。
- 児童相談所は、18歳に満たないすべての児童を対象に、虐待や障害、子どもの教育に関することなど、児童の福祉や健全育成に関し、本人・家族・学校の先生・地域の方々など様々な相談を受け、問題を解決していくための専門の相談機関である。
- 豊島区では、平成33年度に児童相談所の設置を目指しており、今後、保育所・幼稚園・小学校等を含めた各種機関との連携のあり方についても、十分な議論が必要となる。



## (5) 保育所待機児童への対応 — 量の拡大から質の充実へ —

- 都市部を中心とした待機児童問題については、本区においても大きな課題として積極的な取り組みを進め、その解消に努めてきた。
- 「豊島区保育計画（平成22年度～26年度）」では、定員枠拡大のため認可保育所の新設・改築・改修を予定していたが、認可保育所入所希望者の急増により、既存計画に加え平成25・26年度の2年間は「豊島区待機児童対策緊急プラン」を実施した。
- 平成27年度からは、スタートした子ども子育て支援新制度に基づき策定された「豊島区子ども子育て支援事業計画」において、5年間の「量の見込み」「提供体制の確保の内容とその実施時期」を示し、確実な計画実施を図ったところであるが、急増する保育需要に対応するため、計画を前倒して定員枠を拡大し、平成29年には4月1日現在の待機児童数ゼロを実現することができた。
- 今後は、引き続き待機児童対策に取り組むとともに、前述の「豊島区子ども子育て支援事業計画」にもあるとおり、保育や幼児教育の量の拡大だけでなく、質の充実を図ることが求められてきている。

## 2 質の高い幼児教育のために教育委員会に求められる役割

- 教育基本法において新たに規定された幼児教育とは、保育所・幼稚園等で行われる教育を含む幼児が生活するすべての場において行われる教育を示すものとされた。
- また、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度は、出生率低下による少子化に歯止めをかけ、子どもを生子、育てやすい環境をつくるために創設された制度であるが、教育・保育施設の量的拡充・提供体制の確保だけではなく、質の高い幼児教育・保育の提供についても求められている。
- このため、教育委員会は、学校教育を所管し専門性を有する機関として、主体的に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に向け、幼児教育のあり方について、見直し、充実の検討を行っていくことが強く求められている。

(参考) ～平成 26 年 9 月 11 日内閣府資料 (抜粋)～

**子ども・子育て支援新制度における教育委員会に求められる役割**

○新制度の目的は、“質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供”すること

⇒教育・保育施設の量的拡充・提供体制の確保だけが目的ではない。

⇒幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点から、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に関与することが不可欠。

⇒教育委員会は、事業計画策定の段階から積極的に参画し、事業計画に基づく取組みが円滑かつ適切に行われるよう首長部局と連携することが必要。

○さらに、障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正等により、発達障害のある子どもは、早期からの発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが求められている。現在、教育センターにおいて、乳幼児期の発達障害の支援については、区立幼稚園の在籍者に対するサポートを担っているが、区立幼稚園以外の発達支援に係る部分は、子ども家庭支援センターや保健所等が実施している。切れ目のない一貫した支援を行っていくためには、教育センター、子ども家庭支援センター、保健所等のあり方を見直し、総合的な支援ができる体制の再構築を図る必要がある。

## 第2章

### 本区の現状



## 第2章 本区の現状

### 1. 保育所・幼稚園等の在籍状況（4月1日現在）

#### （1）就学前人口・在籍人数の推移

乳幼児数は増加傾向にあるが、それを上回る割合で、保育所・幼稚園等の在籍率が増加している。特に、保育所における0～3歳児の在籍率は、平成25年度から平成29年度にかけて1.5倍となっており、増加が顕著である。

また、乳幼児の人口は今後も増加が見込まれている。

#### ① 0歳児 （単位：人）

年度		25	26	27	28	29	25-29 増加率
住民基本台帳人数 （4月1日現在）		1,865	2,002	2,076	2,062	2,083	11.7%
保育所	人数	397	459	491	538	588	48.1%
	構成比	21.3%	22.9%	23.7%	26.1%	28.2%	
上記以外 （自宅等）	人数	1,468	1,543	1,585	1,524	1,495	1.8%
	構成比	78.7%	77.1%	76.3%	73.9%	71.8%	

#### ② 1歳児 （単位：人）

年度		25	26	27	28	29	25-29 増加率
住民基本台帳人数 （4月1日現在）		1,813	1,857	1,944	2,012	1,981	9.3%
保育所	人数	680	734	821	969	1,067	56.4%
	構成比	37.5%	39.5%	42.2%	48.2%	53.9%	
上記以外 （自宅等）	人数	1,133	1,123	1,123	1,043	914	▲19.3%
	構成比	62.5%	60.5%	57.8%	51.8%	46.1%	

#### ③ 2歳児 （単位：人）

年度		25	26	27	28	29	25-29 増加率
住民基本台帳人数 （4月1日現在）		1,715	1,766	1,826	1,893	1,960	14.3%
保育所	人数	713	767	860	1,004	1,094	56.4%
	構成比	41.6%	43.4%	47.1%	53.0%	53.9%	
上記以外 （自宅等）	人数	1,002	999	966	889	914	▲13.6%
	構成比	58.4%	56.6%	52.9%	47.0%	46.1%	

④ 3歳児

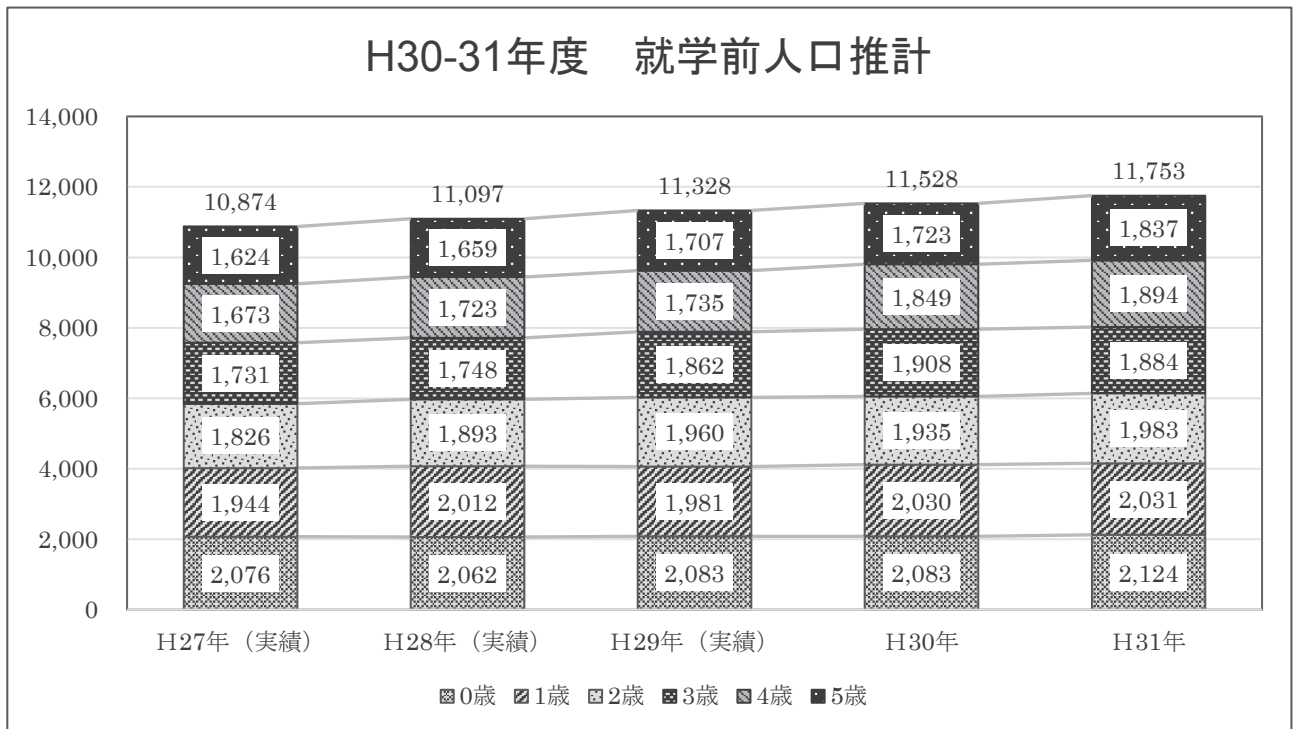
(単位：人)

年度		25	26	27	28	29	25-29 増加率
住民基本台帳人数 (4月1日現在)		1,683	1,669	1,731	1,748	1,862	10.6%
幼稚園	人数	698	707	665	627	607	▲13.3%
	構成比	41.5%	42.4%	38.4%	35.9%	32.6%	
保育所	人数	670	711	831	892	1,050	56.7%
	構成比	39.8%	42.6%	48.0%	51.0%	56.4%	
上記以外 (自宅等)	人数	315	251	235	229	205	▲34.9%
	構成比	18.7%	15.0%	13.6%	13.1%	11.0%	

⑤ 4・5歳児

(単位：人)

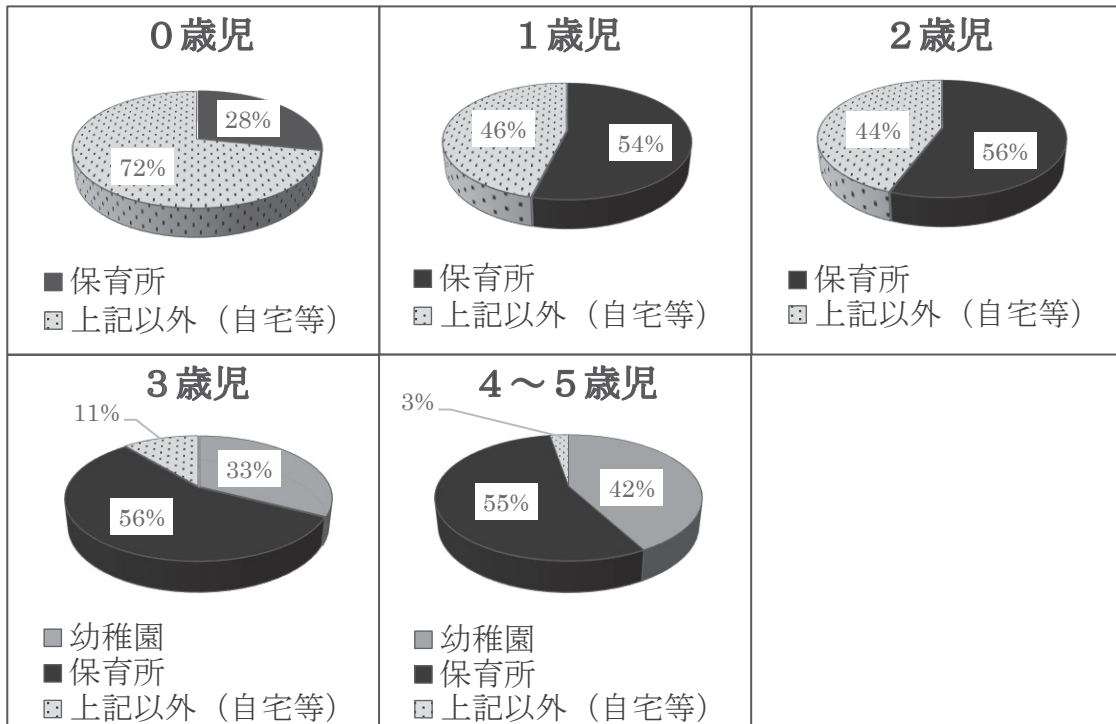
年度		25	26	27	28	29	25-29 増加率
住民基本台帳人数 (4月1日現在)		3,060	3,208	3,297	3,382	3,442	12.5%
幼稚園	人数	1,546	1,574	1,480	1,513	1,447	▲6.4%
	構成比	50.5%	49.1%	44.9%	44.7%	42.0%	
保育所	人数	1,381	1,470	1,533	1,766	1,903	37.8%
	構成比	45.1%	45.8%	46.5%	52.2%	55.3%	
上記以外 (自宅等)	人数	133	164	284	103	92	▲30.8%
	構成比	4.3%	5.1%	8.6%	3.0%	2.7%	



\*平成29年4月の住民基本台帳人口を基準にコーホート変化率法により推計。コーホート変化率は過去5年の平均値。

(2) 在籍者の割合（平成29年度4月1日現在）

保育所・幼稚園の在籍率は、0歳児で3割、1、2歳児で5割、3歳児で9割程になり、4～5歳児になると、ほぼすべての幼児がいずれかの幼児教育施設に在籍している。  
 年齢が上がるにつれて、在籍率は高くなり、年齢が下がるにつれて、家庭で育てている割合が高くなっている。

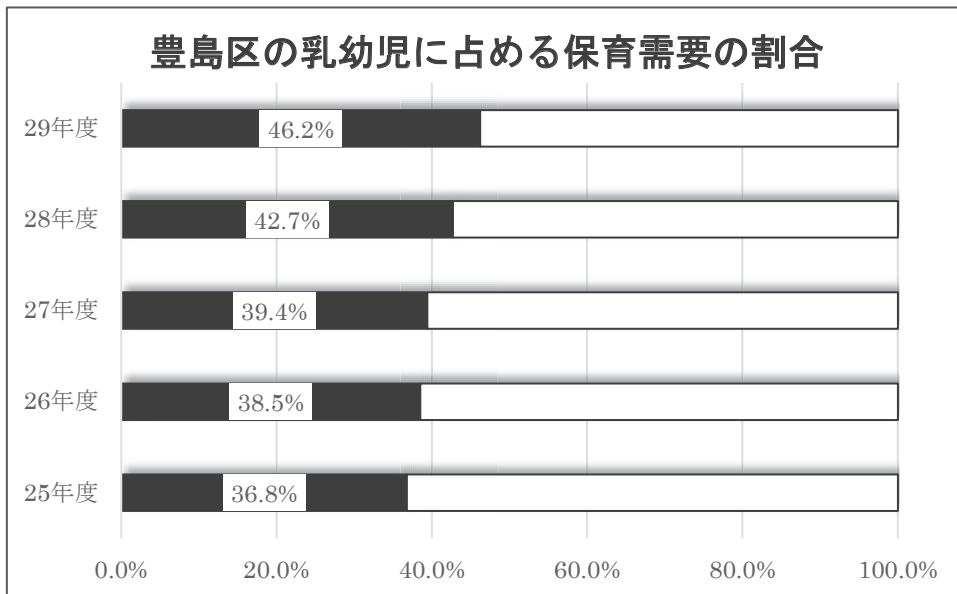
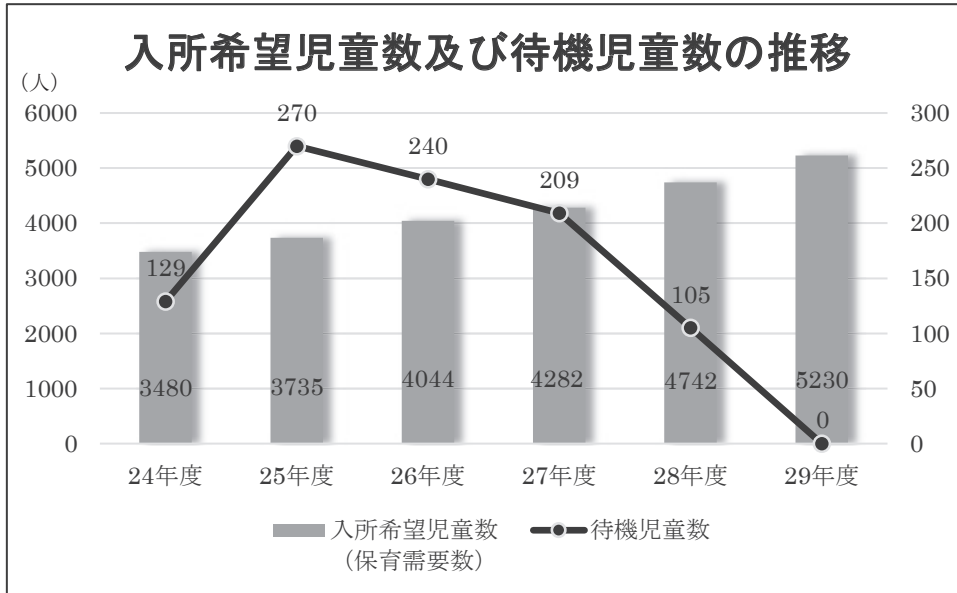


(3) 保育所・幼稚園の設置状況（平成30年4月1日現在（新設予定含））

	区分	園数
幼稚園	区立幼稚園	3
	私立幼稚園	16
保育施設	区立保育所	19
	公設民営保育所	2
	私立保育所	52
	小規模保育事業	29
	居宅訪問型保育事業	2
	待機児童対策施設（臨時保育所）	1
	認定こども園（私立）	1
	合計	125

#### (4) 入所希望児童数及び待機児童数の推移

3年間で2,028名の受入枠を整備したことにより、平成29年4月1日現在で待機児童数ゼロを実現した。保育所の新設が進むことで、潜在的な保育需要の顕在化もみられることから、引き続き待機児童対策への取り組みが必要となる。



## 2. 乳幼児の発達支援等の状況

### (1) 区立幼稚園における特別な支援が必要な園児数 (3園別・推移)

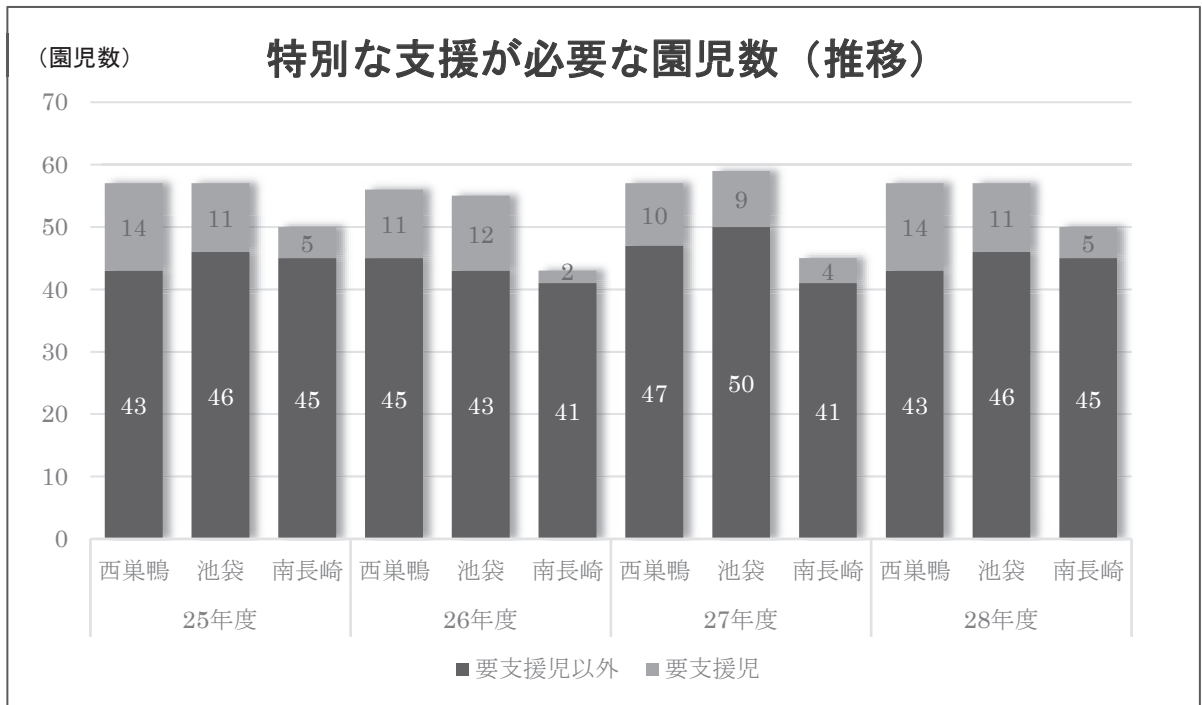
特別な支援を必要とする幼児は年々増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことが求められている。

障害のある幼児に対し、適切な対応・充実した保育を行うため、幼児の発達の課題を明確にするとともに、個別の指導計画の策定や具体的で専門的な知識や技能を身に付けた非



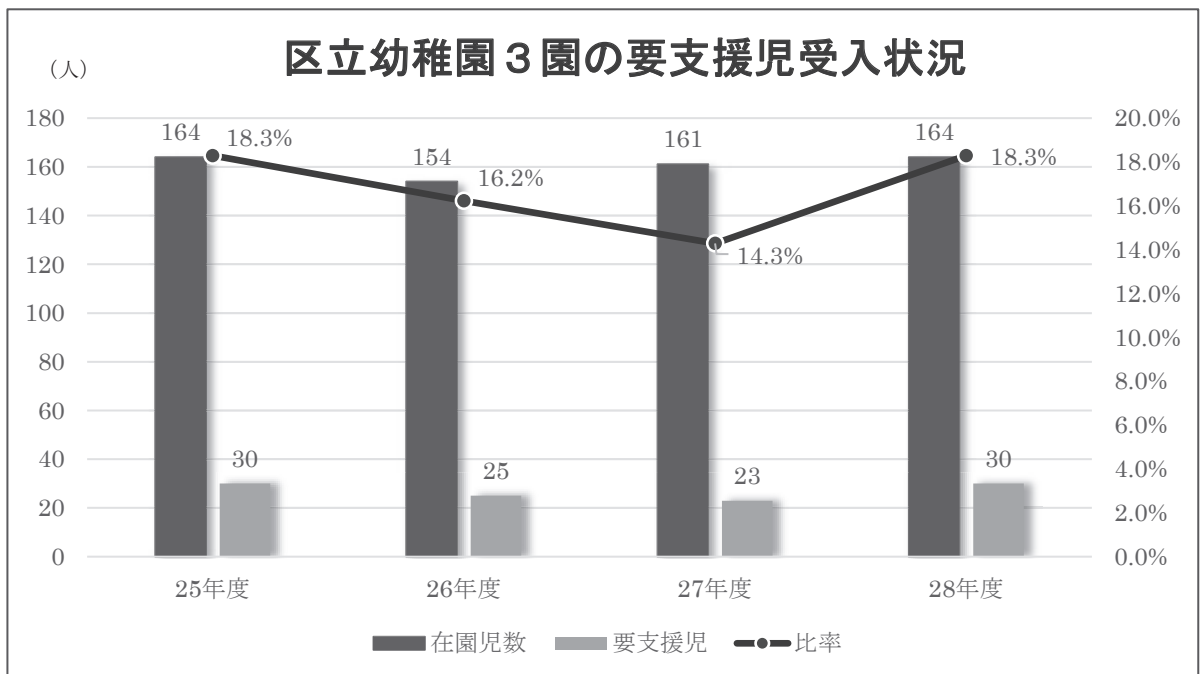
常勤職員を平成27年度より配置し、個々の幼児の状況に応じた教育を実施している。

また、平成28年度からは、非常勤の看護師を配置し（1園）医療的ケアの必要な園児の支援を行っている。



第2章

本区の現状

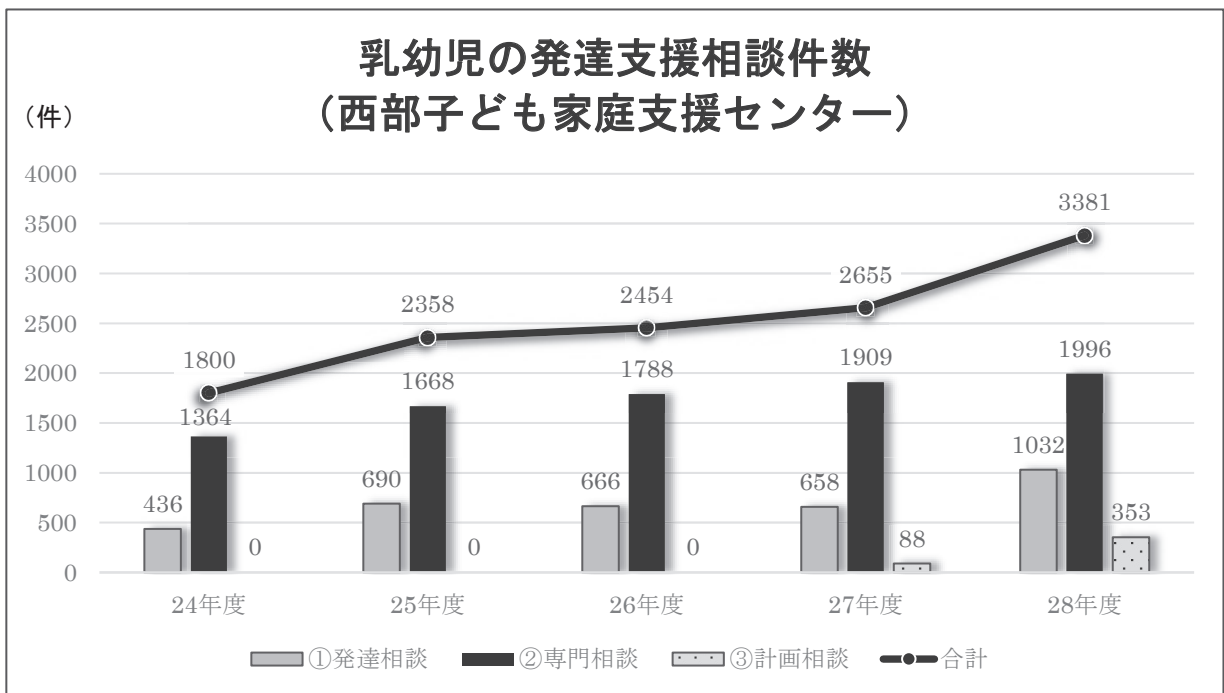


## (2) 乳幼児の発達支援相談件数

発達に課題のみられる乳幼児の保護者から、発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行い、必要に応じた関係機関への連絡、照会等を行っている。

相談は発達相談、専門相談、計画相談の3種類あり、その件数は増加傾向にある。

①発達相談	発達、療育にかかわるあらゆる問題についての相談
②専門相談	小児科、小児精神科、言語指導、理学療法、作業療法による相談
③計画相談	障害児通所支援を申請し、サービス等利用計画の作成が必要と認められた場合に利用計画の作成や見直しを実施（H27年度試行、H28年度より本格実施）



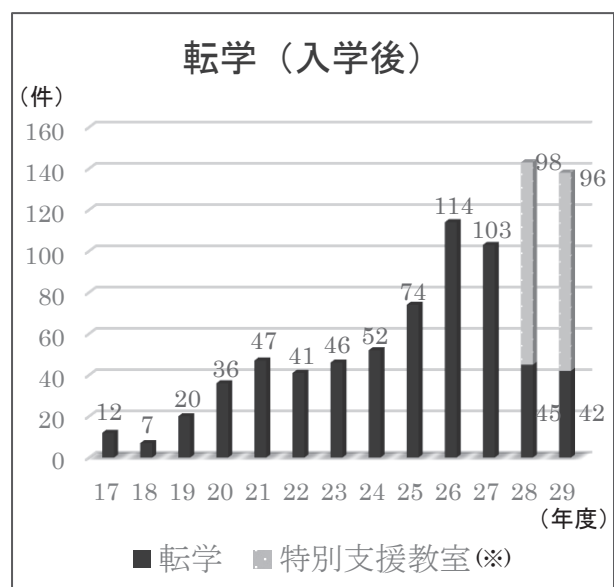
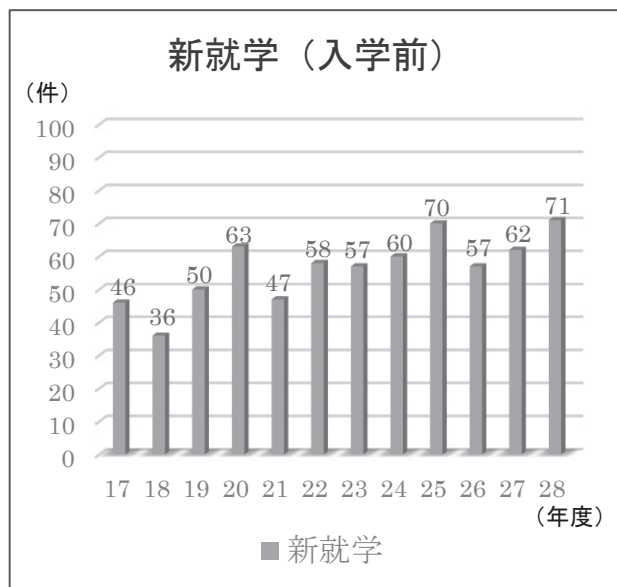
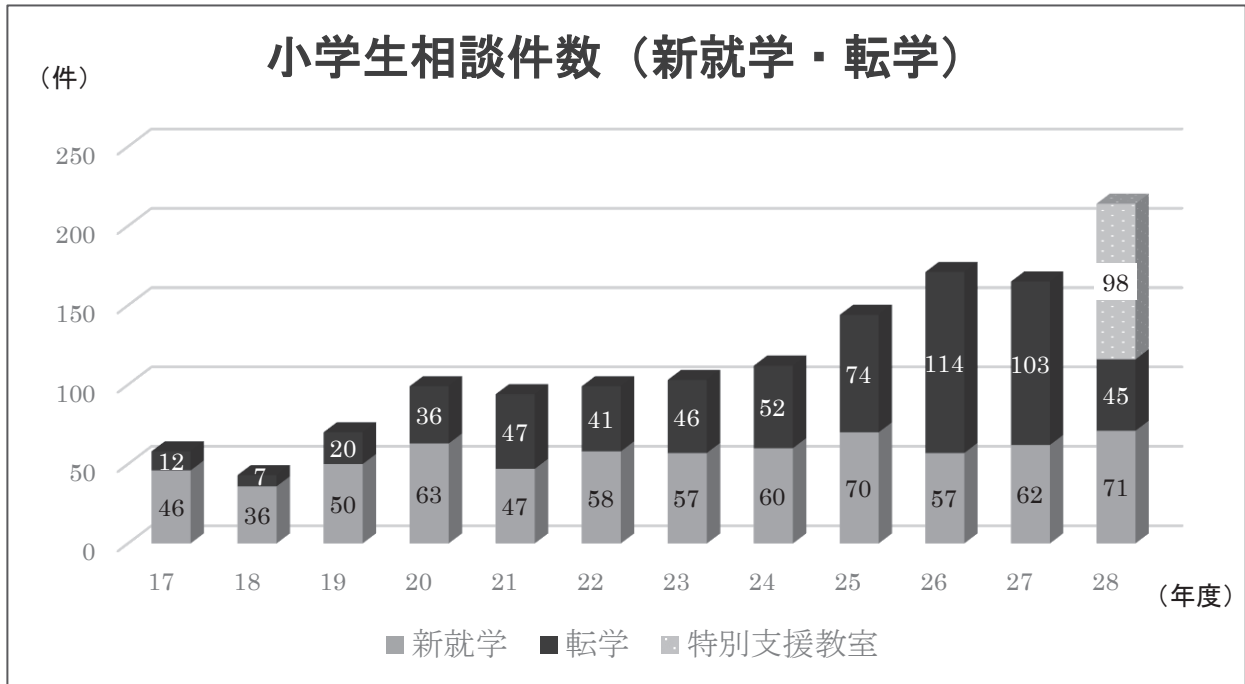
### (3) 就学相談件数

子どもの心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育が受けられるよう、教育センターでは就学相談を実施している。

新就学の就学相談件数は、年度によりばらつきがあるものの、増加傾向にある。

また、入学後の特別支援学級、通級、特別支援教室等の転学の就学相談は急増しており、全体の件数は大幅に増加している。

入学後に相談するケースが増加している状況から、特別な支援を要する児童の早期発見、早期対応に課題があるといえる。



※H28年度から、小学校は通級指導学級制度がなくなり、新たに特別支援教室制度を導入。

### 3 本区における幼児教育を巡る検討状況

#### (1) 幼児教育を巡る変遷

- 本区では、これまでも区立幼稚園における幼児教育のあり方について検討し、幼児教育の推進を図ってきた。
- 区立幼稚園は、多くの私立幼稚園が定員を満たしていた昭和40年代に、途中入園や1年保育のニーズに対応する目的で区立幼稚園を開園した。
- その後、社会情勢の変化や子育てに対する価値観が多様化したことにより、私立幼稚園を補完する立場から、「幼児教育充実のための研究・実践機関」という位置づけへ変更し、現在に至っている。

年	検討内容
昭和40年代	幼稚園入園希望者増等に対応するため、私立幼稚園の補完的役割を担う目的で、区立幼稚園3園を開園した。
昭和60年代	少子化の影響で私立幼稚園の定員充足率が低下するなか、「豊島区行政改革大綱(昭和60年)」において、区立幼稚園の段階的廃止が提言された。
平成2～5年度	先の「行革大綱」に対し、2年保育の実施等内容の充実を図ることにより、3園の存続を決定。 順次2年保育を導入。 学級定員を40名から30名に変更。
平成14年10月	<p>幼児人口の減少がさらに進展し、園児数が低迷するなか、「豊島区行政財政緊急再建計画」「新生としま改革プラン」において、区立幼稚園の存廃した場合の影響を検討するべきとされた。</p> <p>上記を受け、「<u>豊島区立幼稚園検討委員会</u>」を設置 区立幼稚園を「私立幼稚園を量的に補完する役割から質的に補完する役割に比重を移すとともに、保幼・幼小の連携等、公教育の新たな施策を推進していく際の事業研究・実践の場としていく」という基本的考えを示すとともに、<u>区立幼稚園の存置基準※</u>を設定した。</p> <p>※区立幼稚園の存置基準 区立幼稚園の4歳児学級の入園者が10名未満となった場合には翌年度の当該園の募集を中止、在園児の卒園を待って廃園とする。3園とも存置基準を下回った場合は、区が公教育としての幼児教育を推進する観点から1園は存続させるものとする。(平成14年10月豊島区立幼稚園検討委員会報告より)</p>

<p>平成 17 年 3 月</p>	<p>「<u>豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー</u>」を策定 区立幼稚園における預かり保育の実施検討を図るとともに、幼稚園・保育所双方が蓄えてきた経験や知識を地域に還元するための連携を推進するとした。</p> <p>「<u>豊島区幼児教育振興計画</u>」を策定 少子化等、社会環境の変化と本区における幼児教育の実態を把握し、幼児期に求められる人間形成の特質を踏まえて、将来にわたり豊島区の幼児教育を充実していくための体制を整備することを目的とした。</p>
<p>平成 19 年 3 月</p>	<p>「<u>豊島区教育ビジョン</u>」を策定 豊島区の学校教育に関する基本的な取組方針となる。「豊かな人間性の育成」、「しなやかな心と体の育成」「幼稚園、小・中学校連携」等の分野について、小・中学校へのつながりを意識した幼児期の教育の方向性を示した。</p>
<p>平成 22 年 3 月</p>	<p>「<u>豊島区教育ビジョン 2010</u>」を策定 「豊島区教育ビジョン」（平成 19 年 3 月策定）を見直し、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂に対応した豊島区の教育振興基本計画。ビジョンでは、幼児教育及び区立小・中学校における教育の方向性と実施施策を示すとともに、計画の前期 5 年間に着手する 15 の重点施策のうちの 1 つとして「幼児教育の充実と幼・保・小中一貫教育プログラムの推進」を掲げ、平成 16 年度に策定した「豊島区幼児教育振興計画」の統合を図った。</p>
<p>平成 22 年度</p>	<p>「<u>区立幼稚園のあり方検討会議</u>」を設置 区立幼稚園の位置づけを「私立幼稚園の補完的役割」から「幼児教育充実のための研究・実践機関」へと変更し、①発達や学びの連続性のある幼児教育プログラムの開発②子育て支援・預かり保育の実施③幼保一体化施設の導入検討を提言した。 これを受けて、平成 23 年度より順次「預かり保育事業」をスタートした。</p> <p>平成 17 年 3 月「豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー」を踏まえ、幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置した。</p>

<p>平成 27 年 3 月</p>	<p><u>「豊島区子どもプラン」を改定</u></p> <p>認定こども園の普及検討をはじめ、教育・保育職員の合同研修、小学校教員も含めた交流などを推進し、保育・幼児教育の量的・質的充実を図るとした。</p> <hr/> <p><u>「豊島区教育ビジョン 2015」を策定</u></p> <p>平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 か年計画における前期 5 年間の計画である「豊島区教育ビジョン 2010」（H22 年 3 月策定）を改訂し、後期 5 年間の計画。</p> <p>ビジョンでは、目標と目指す子ども像を継承し、幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成に重点を置き、後期 5 年間で 6 つの施策と 14 の事業の 1 つとして「幼・小・中の円滑な接続」や「幼児教育の充実」などを掲げている。</p>
<p>平成 28 年度</p>	<p><u>「区立幼稚園のあり方検討委員会」を設置</u></p> <p>幼児教育を巡り、各種法整備等が進められる中、ニーズの多様化や特別な支援を要する幼児の増加傾向など、様々な課題に対応するため、区立幼稚園の今後の方向性等について検討を実施。</p>

**(2) 平成 29 年度「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」の設置**

- 平成 17 年における中央教育審議会答申以降、幼児教育充実に向け教育基本法改正をはじめとした各種法整備等が進められ、平成 27 年度からは、「子ども・子育て支援新制度」が開始された。また、ニーズの多様化や特別な支援を要する幼児が増加傾向にあるなど、区立幼稚園を運営していくに当たり、様々な課題が生じてきた。
- このため、平成 28 年度に「区立幼稚園のあり方検討委員会」を設置し、幼稚園を巡る我が国の状況と本区の状況を踏まえ区立幼稚園の今後の方向性等について検討を行った。
- この結果、就学前教育に対する時代の要請や区民のニーズに応えていくためには、区立幼稚園のあり方を見直すだけでは不十分であり、公立・私立、保育・幼稚園といった区別を超え、幼児が生活するすべての場において行われる幼児教育の抜本的な見直しを行う必要があるとの結論に至った。
- これを踏まえ、「区立幼稚園のあり方検討委員会」について、その位置付けを、“区立幼稚園のあり方”にとどまらないものとするため、平成 29 年度から「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」と名称を改め、引き続き、幼児教育・保育全体のあり方について検討を行うものとした。


○個別具体的な内容については、教育委員会の範囲を超えた組織横断的なメンバーで構成する以下のワーキンググループを設置し、検討した。

- ア 幼児教育の充実及び保幼少連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ
- イ 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ
- ウ 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ





---



## 第3章

### ワーキンググループの報告概要



### 第3章 ワーキンググループの報告概要

平成29年度から「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」の下に3つのワーキンググループを設置し、それぞれの課題について検討を行った。

各ワーキンググループからの報告概要は以下のとおりである。(報告書全体の内容は参考資料5、6、7を参照)

#### 1 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ

- 乳幼児期における教育・保育の充実及び保幼小の連携の重要性を踏まえ、各保育所における保育の計画や、幼稚園、小学校等におけるカリキュラム作成の際の指針となるような“0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム”及び各保育所・幼稚園等と小学校の接続のための“スタートプログラム”を作成する。これらを総称して「保幼小連携の推進プログラム」とする。
- プログラムは、公立、私立、保育所、幼稚園、小学校等が活用できるよう、それぞれの施設の協力のもと作成し、内容については、平成29年に改訂された新幼稚園教育要領、新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領に対応したものとする。
- また、プログラムの作成にあたっては、以下の点に考慮する。
  - ・各施設における保育の計画・カリキュラム（以下、カリキュラムと表記する）の改善・充実が図られるよう、カリキュラムの評価ポイントを明記する。また、保育所や幼稚園から小学校への円滑な接続のため、要録等の積極的な活用方法について検討する。
  - ・子どもの生活が家庭、地域社会と密接に関わりあっていることから、家庭や地域社会との連携のためのポイントを明記し、保育所・幼稚園と小学校と家庭や地域社会の連携を促進する。
- さらに、家庭において、年齢に応じた育ちを積み重ねていけるよう、プログラムの内容を踏まえて保護者向けパンフレット等を作成する。
- プログラム作成後は、各施設におけるカリキュラム改善が積極的に図られるよう、①保育所・幼稚園・小学校の合同研修、②保育所・幼稚園・小学校相互の保育・授業参観等、プログラムの実施状況について意見交換を行う場をつくることで、各施設におけるカリキュラムの適切なPDCAサイクルを確立させ、豊島区全体の幼児教育充実を図っていく。
- なお、幼児教育の充実のためには、保育所、幼稚園、小学校の施設形態にとらわれることなく連携を進めていくことが必要である。しかしながら、本区の組織体制は施設形態別に分かれており、連携を深めていく上でハードルの一つとなっている。就学前の教育・保育の所管の一体化など、プログラム作成と並行して将来的な組織再編を視野に、質の高い幼児教育の提供のための効果的な実施体制を検討すべきである。

## 2 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ

- 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始されて以降、「認定こども園」の全国的な普及が図られているところであり、豊島区においても、保育と教育の両方の機能を持つ「認定こども園」へのニーズが高まってきている。
- また、保育需要について、近年、3～5歳児の人口は増加傾向にあるが、それを大幅に上回る割合で保育所利用者が増加傾向にあり、全体として保育サービスへのニーズが増大している。
- こうした、近年の乳幼児への教育・保育の提供のあり方の多様化や保護者の就労形態の変化、保育需要の増加、質の高い幼児教育へのニーズ、幼児期から小学校教育の接続における小1プロブレム等、各種課題に総合的に対応していくため、区立幼稚園の認定こども園化を図る。
- また、区立幼稚園は、昭和40年代に急増する需要への対応として、「私立幼稚園の補完的役割」を担うため設立され、平成22年からは「幼児教育充実のための研究・実践機関」としての役割を担ってきた。この役割について、今後、区立幼稚園以外の幼児教育施設が様々なニーズに応じつつ質の高い適切な幼児教育を提供していくことができるよう、区立幼稚園は、幼児教育に関する相談や情報提供などを行う「豊島区における幼児教育のセンター的機能」の役割を担っていく。
- 区立幼稚園以外の幼児教育施設の施設形態のあり方については、認定こども園という形にはこだわらず、「就学前のすべての子どもたちの質の高い教育・保育の提供」が図られるよう、保育及び幼児教育の両方を実施する場として教育・保育の内容の充実を図っていく必要がある。
- 上記を踏まえ、以下のとおり、区立施設、私立施設それぞれにおける認定こども園の普及に向けた考え方、保育及び幼児教育の充実のための対応を検討した。

区立	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園化を目指すこととし、預かり保育について保育時間の延長、長期休業中などの充実を図る。</li> <li>・現時点では、施設上の制限はあるが、2年保育を最終的には0～3歳児を対象を拡充する。特に3歳児保育については、需要の高まりを踏まえ、条件が整い次第移行できるよう準備を進める。</li> <li>・「幼児教育のセンター的機能」を有効に発揮するため、区独自に作成する「保幼共通プログラム」を確実に実施し、同時にその専門性及び実効性をより一層高めていく。</li> <li>・研修体制の見直し、幼児教育アドバイザーなどの専門家の活用のあり方について検討を進める。</li> </ul>
----	-----	--

	<p>保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロを達成したものの、依然、保育需要は増加傾向にあり、現時点での保育を必要としない幼児の受け入れは困難な状況にある。このため、移行の可否や時期等について引き続き検討を進めていく。</li> <li>・区独自に作成する「保幼共通プログラム」を区立幼稚園と一体的に実施していくことで幼児教育の質を確保していく。</li> </ul>
<p>私立</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園化については、設置者の意思を最大限尊重する。</li> <li>・移行を希望する場合に、効果的な支援ができるよう、区として補助制度の見直し等を検討するとともに、適切な助言ができるよう支援体制を整備する。</li> <li>・幼児教育については、私学の自主性や建学の精神を当然尊重すべきであることから、区独自で作成する「保幼共通プログラム」の活用については、合同研修の実施への参加呼びかけやプログラムに関する必要に応じた支援体制の構築など、可能な範囲での普及を図る。</li> <li>・小学校への接続に向けた「アプローチカリキュラム」の普及については、保幼小連携が重要な教育課題であることを踏まえ、積極的に進める。</li> </ul>

○このほか、実際に、区立幼稚園を認定こども園化した場合の基本的な方針について、検討した。現在の施設の面積や建物の都合上、ただちに認定こども園化を図ることは困難であることから、当面は、「預かり保育」の拡充を図るとともに、3歳児クラスの運営実施に向けた研究や研修等を行い、スムーズな開始に向け準備を進めていく。今後は、建て替え、移転等の施設上の課題がクリアでき次第、速やかに「認定こども園」化を図る。合わせて、幼稚園または小学校の建て替え等を計画する場合には、3歳児以下の保育も含めた認定こども園開設のための面積等の確保について検討する。

○以上のとおり、現時点の認定こども園への移行や開設は難しく、当面は以下の取組により、認定こども園の普及を目指す。

- (1) 区立幼稚園における預かり保育の拡充（保育時間の延長・長期休業中の実施）
- (2) 区立幼稚園・区立保育所における子育て支援事業の充実
- (3) 区立保育所、幼稚園職員の人事交流等の実施に向けた検討・実施
- (4) 幼児教育活動の成果の検証・評価方法のあり方の検討・実施
- (5) スタートカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施
- (6) アプローチカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施
- (7) 保幼共通プログラムの作成・実践研究・合同研修の実施

### 3 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ

- 子どもや保護者が安心して就学をむかえ、スムーズな学校生活を開始するためには、早期からの一貫した支援が必要である。このため、ワーキンググループでは、幼児期からの一貫した支援体制の構築を目指し、支援内容の引き継ぎ方法や関係機関との連携のあり方について、現状の課題の整理と検討を行う。
- 本区では、以下のとおり、各機関において未就学児を対象とした各種相談事業を実施し、連携を図っている。（詳細はワーキンググループ報告書本体を参照）
  - ・池袋保健所・長崎健康相談所…妊婦・子どもの健康・子育てに関する相談
  - ・子ども家庭支援センター…発達相談・子どもの問題全般に関する相談
  - ・障害福祉課…障害福祉に関する相談
  - ・教育センター…学校や教育に関する子どもの相談
- 現在の実施している事業の現状と課題について、以下のとおり整理を行った。

現状	課題
ア 保健福祉部と子ども家庭部間、教育部内では頻繁に職員間の連携や情報交換を実施。	利用者にはどのような連携が行われているか分かりにくく、利用者が活用しやすい仕組みづくり・ネットワークづくりが必要。
イ 支援サービスは充実しており、課題を認識している保護者の場合は、次の支援につないでいくことが可能。	子どもの障害・特性への理解や受容が十分でない保護者に対する支援体制が、さらに必要。
ウ 保育所・幼稚園などの集団生活の場で、発達障害の傾向が見えても保護者は子どもの困難さに気づいていないことがあり、保育担当者が伝えても子どもの状態に目を向けてもらえないことがある。	保育担当者・幼稚園教員は、保護者への適切な対応方法も含め、発達障害に関する正しい知識と適切な対応方法について研鑽を深めることが必要。
エ 支援をつなぐツールとして、「ひまわりシート」「就学支援シート」「発達サポートファイル」を作成。また、保育所・幼稚園は、卒園園児の要録を就学先の小学校へ送付。	支援をつなぐ様々なツールの名称も使い方も混在。区民にとって分かりやすいツールの活用が必要。
オ 保育所・幼稚園から小学校への引き継ぎは、書面だけでなく、保育担当者と小学校の担当者が対面で必要な情報を共有。	連携や情報共有方法や内容が、それぞれの努力や工夫に任され、格差がある。明確な引継ぎの場が必要。
カ 私立の保育施設では子育て巡回発達相談など区のシステムの活用が不十分。	私立保育所・幼稚園のニーズに応じた支援体制の周知が課題。

○上記課題を踏まえ、以下のことを提案する。

(1) 支援をつなぐツールの活用について

①母子手帳の活用

保護者が発達の課題に早期に気づき、スムーズな対応ができるよう、誰もが持つ母子手帳の改訂を行い、発達の状況、療育、支援記録も記入できるようにする。

②「発達サポートファイル」の活用

各種ある支援をつなぐツールである、障害福祉課発行の「発達サポートファイル」と教育委員会発行の「就学支援シート」の一本化。

③保育要録・幼稚園指導要録の活用

保育所・幼稚園から就学先である小学校へ送付される要録の積極的な活用。

(2) 保育園・幼稚園から小学校へつなぐ支援のあり方について

- ・公立・私立に関わらず支援を円滑につなげていくため、書面による引継ぎだけでなく、顔を合わせた連携や情報共有の取組が必要であるが、地域や学区域により連携状況に温度差がある。
- ・今後、支援の流れの関係機関への周知や、一定の方向性を示す必要がある。

(3) 保護者の理解を深めるための支援について

- ・保護者が子どもの発達に問題があると認知するまでに、いくつかの段階があり時間を要することから、保護者が子どもの特性や障害を理解し受容していくプロセスを支援する体制が必要。
- ・このため、保育所・幼稚園の求めに応じた巡回相談等、保育者・幼稚園教諭の支援体制を整備するとともに、保育者・教員が発達障害等に関する見識を持ち、特別支援教育を実践できるような専門性を担保する研修体制が必要。

(4) 私立及び公立保育所・幼稚園への巡回相談体制の充実について

- ・教育センターでは、区立幼稚園を対象に教育相談員を派遣し巡回相談を実施。
- ・東部子ども家庭支援センターでは、区立保育所、児童館、スキップ(学童クラブ)のほか、要請に応じて私立幼稚園・その他の保育施設へ巡回相談を実施。
- ・私立保育所、私立幼稚園は、区立幼稚園への指導・体制と比較すると特別支援教育に対する理解啓発が十分届いているとは言えない。
- ・公立・私立、保育所・幼稚園に関わらず、豊島区に在住する発達障害の幼児が、同様の支援を受けることができるよう巡回相談体制の充実が必要。


(5) 課や部を越えた組織づくりについて

- ・上記提案を実施するためには、関係各部・課の連携体制が不可欠であり、そのためには、それぞれの役割と連携を主導していく部署の明確化が必要。
- ・現在、障害福祉課に設置準備中の、発達障害に関するコーディネート機能を有する相談窓口をより生かせる連携体制の構築が必要。
- ・将来的に、教育と福祉が一体となった組織(例：発達支援センター(仮称))を立ち上げることにより、生涯にわたる切れ目のない支援が可能となる。





---



## 第4章

# ワーキンググループの報告を 踏まえた今後の幼児教育のあり方



## 第4章 ワーキンググループの報告を踏まえた今後の幼児教育のあり方

### 1 基本理念

#### (1) 幼児教育の実施主体

- すべての就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けることができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園における幼児教育の充実を図る。
- また、保育所・幼稚園等を利用していない家庭においても、年齢に応じた育ちが積み重ねていけるよう、子育て支援の一つとして、家庭教育支援の充実を図る。

#### (2) 豊島区が目指す「子ども像」

- 豊島区教育委員会では、幼児・児童・生徒に対する本区の教育目標を定め、豊島区教育ビジョンにおいて、目指すべき「子ども像」を以下のとおり規定している。
- この「子ども像」を踏まえ、幼稚園をはじめ保育所、家庭で育つ豊島区のすべての子どもの健やかな成長を目指していく。

### 目指す 子ども像

夢に向かって 未来を切り拓く としまの子  
いかそう みがこう きたえよう

- 自ら学び 考え 豊かに表現できる子
- 自他を認め合い 思いやりのある心豊かな子ども
- 健康でたくましく生きる子ども

### 2 幼児教育の充実のための基本方針

#### 基本方針 1 体系的な行動計画への位置付け

- 幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものである。また、言葉の習得や心身の発達の早期化や小学校教育との接続等を踏まえると、質の高い教育をより早い段階から受けることは、子どもの将来にとって非常に重要である。さらに、乳幼児期の教育への公共投資が、人間発達の中でも人生のその後の他のどの時期と比べても、通常の公共投資ではありえないほど高い投資収益率をもたらすことから、幼児教育は、将来にわた

って成長し続ける社会を実現するための基となる優先度の高い施策である。

- 我が国における幼児教育は、義務教育ではないことから、小学校・中学校ほど、教育のあり方が法制度化されておらず、取り組む内容については、自治体の裁量に委ねられているところが非常に大きい。
- 本区においても、これまで、保護者のニーズに応じて、多様な形態により、発達支援を含む教育・保育サービスの提供を行ってきたところである。特に、教育内容については、保育を主たる目的とした保育所、教育を主たる目的とした幼稚園といった形態により異なっていることから、それぞれの幼児教育施設において提供する幼児教育の内容についても様々である。また、各施設が独自の発展を遂げてきたことから、区内のどの幼児教育施設でも、同じレベルの質の幼児教育が提供されているとは言い難い状況にある。
- こうした状況の中、平成27年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」は、保育所・幼稚園という垣根を越えて、量・質ともに幼児教育の提供体制を構築できるよう法整備がなされ、具体的なあり方については個々の自治体の実情に応じて運用していくこととされた。
- このため、本区においても、新制度の趣旨及び幼児教育の重要性を踏まえた、幼児教育の提供方法等について、これまでのあり方にとらわれない抜本的な見直しが必要である。こうした見直しは、子育て・教育・福祉・保健にまたがる新たな制度設計につながることから、小学校・中学校の義務教育同様に、すべての子どもに対する幼児教育の充実を、区の重要施策の一つとして位置づけて推進していくことが不可欠である。今後、「豊島区教育振興基本計画」（豊島教育ビジョン）、「豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー」等のそれぞれの計画においても整合性を図りつつ、幼児教育施策を重点課題として盛り組み、確実に推進していく。

## 基本方針2 公民・保幼、所管の垣根を越えた一体的な幼児教育の推進

- 今後、保育所・幼稚園の別なく質の高い教育・保育を提供していくためには、すべての幼児教育施設が備える幼稚園機能と保育所機能を同等のものとしていく必要がある。

○このため、公立・私立、保育所・幼稚園等すべての幼児教育施設に対応した共通プログラムを策定するとともに、区内における当該プログラムの活用の普及を図っていくための施策を実施する。

○また、教育・保育の質の向上を図るためには、幼児教育に従事する職員の人材育成が重要であるが、現在の研修体制では不十分であることから、あらゆる面からの充実を図る。検討にあたっては、特に、以下（１）～（３）について留意する。

（１）専門職の人材育成の位置付けの明確化（非常勤職員含む）

本区では、平成 29 年 3 月に「豊島新時代における豊島区人材育成基本方針」を策定したが、正規職員のみを対象としており、その内容も職種を問わず全職員を対象とする統一的な研修や職層研修等が想定されている。このため、保育や幼児教育等の専門職として求められる人材の育成については、区の人材育成方針の中に明確な位置付けがなく、関係各課が必要に迫られ、専門性向上を図るため、自主的に研修を実施するなどしている状況にある。「私立保育所の増、公立保育園・幼稚園の非常勤職員の増」といった現状を踏まえ、公私保幼・正規非正規を問わず、教育・保育の従事者が専門性を高めていける仕組みづくりが急務となっている。

（２）保幼小の合同研修・人事交流の体系的な実施

幼児教育施設の職員を対象とした研修は、プログラム普及のために有効な手段であるが、本区では、保育士と幼稚園教諭は採用から異なり、研修や人事交流等も別々に実施されている。保育所・幼稚園が同一の専門性を身に付けた職員を養成していくためには、保育所・幼稚園を対象とした研修を体系的に構築していくことが必要となる。また、研修とは別に、保育所・幼稚園相互の人事交流なども系統的に実施していくことも有効である。さらに、保幼小連携の推進にあたり、保幼のみならず、小学校を含めた合同研修や人事交流のあり方についての検討も求められる。

（３）保育所・幼稚園の人事制度の見直し

公立・私立、保幼の人事交流及び同等の質を目指す上で、施設形態の相違や処遇の相違は大きな壁となっている。これに関し、現在、特別区人事・厚生事務組合において、幼保連携型認定こども園における、幼稚園教諭と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」の人事制度について検討が進められている。今後、特別区の方向性が示され次第、本区の目指すべき幼児教育のあり方を踏まえ、保育所・幼稚園の人事制度の見直しについての検討が必要である。

○なお、本区における幼児教育にかかる体制は、保育所は保育課、区立幼稚園は教育委員会、私立幼稚園は子育て支援課、家庭教育は学習・スポーツ課と教育委員会が所管しているなど、就学前の子どもを対象とするサービスは細かく分かれており、区民から見て、非常に分かりづらくなっている。効果的な情報提供や幼児教育の充実と質の向上のための新たな組織体制の構築が急務である。

## 基本方針 3 家庭を含む就学前教育から小学校教育 への円滑な接続

- 就学前にあたる0～5歳において、本区では、3～5歳児の1割程度、1～2歳児の5割程度、0歳児の4割程度の乳幼児が、いずれの幼児教育施設にも在籍せず、家庭で育っている。このため、すべての幼児が質の高い幼児教育を受けられるよう、保幼小連携の推進プログラムを踏まえ、保育所、幼稚園等の幼児教育施設だけでなく、家庭における教育への支援についても、体系的に考えていく。
- また、乳幼児期は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係、社会性の育ちなど、様々な認知機能の習得等、学習や集団生活、その他の自立や社会参加の基礎を形成するための大切な時期である。この時期に適切な支援を受けられなければ、就学後の学習面で様々な困難を抱えてしまい、情緒不安や不適応行動などを引き起こしてしまうことがある。このため、家庭支援を含めた発達障害のある子どもの早期の発見・早期対応は非常に重要となる。
- 近年、小学校1年生の教室等においては、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない、いわゆる「小1プロブレム」の課題が指摘されている。こうした課題に対応するため、上記に挙げたとおり、幼児教育の充実にあたり、家庭教育、特別支援教育のあり方においても、所管を越え、幼児教育施設、地域、家庭などの関係機関において、一体的に対応し、円滑に小学校教育や学童保育につなげていくことが求められる。
- その際、本区では、平成33年度に、児童相談所の設置が予定されていることから、児童相談所と関係機関の連携のあり方についても十分な検討を行う。

### 3 具体的な施策（案）

ワーキンググループの報告及び上記「1 基本理念」「2 幼児教育の充実のための基本方針」を踏まえ、以下のとおり乳幼児期の幼児教育の質の向上を図る施策を「としま GOOD START プロジェクト」として実施する。

## ＜ としま GOOD START プロジェクト ＞

#### 基本方針 1 体系的な行動計画への位置付け

①	「幼児教育の充実」の各種計画への位置付け	「豊島区教育振興基本計画」である「豊島区教育ビジョン」の平成32年度の改定を目的として設置する「豊島区教育ビジョン検討委員会」の下に、幼児教育専門部会を設け内容を検討する。また、「豊島区教育ビジョン」を踏まえ、関連する計画への反映内容について検討する。
---	----------------------	--

#### 基本方針 2 公民・保幼、所管の垣根を越えた一体的な幼児教育の推進

##### (1) 組織体制、研修・人事体制の見直し

①	組織再編の検討	教育委員会、区長部局にまたがる就学前の子どもを対象とするサービスを効果的に運用できるよう組織体制の見直しを行う。
②	保育士、幼稚園教諭の人事制度の検討	教職員の人事交流等が実施できるよう人事体制のあり方について検討する。

##### (2) 保育所・幼稚園における幼児教育の質の向上

①	保育士、幼稚園教諭の研修の充実及び一本化	幼児教育施設の教職員の資質・能力向上のため、保育所・幼稚園等の教職員研修のあらゆる面からの充実を図る。また、保育所・幼稚園それぞれを対象とした研修の一本化を進めるとともに乳幼児の教育・保育にかかる研修の体系的な構築を図る。
②	0～5歳児を対象とした保幼共通プログラムの作成・活用	<p>①乳幼児期においてそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくとともに、小学校への円滑な接続が図られるよう、すべての保育所・幼稚園で活用できる“0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム”を各保育所、幼稚園、小学校等の協力の下、作成する。</p> <p>②プログラム等を活用し、保育所・幼稚園におけるカリキュラムの自己評価等の実施を促進する。</p> <p>③プログラム内容を踏まえ、保幼合同研修や職員の人事交流を体系的に実施する。</p>

③	幼児教育アドバイザーの導入	保育者の資質向上のため、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼児教育施設を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討する。
④	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービスの充実	保育が必要な家庭においても幼稚園を利用できるよう、各園で教育時間後に実施している預かり保育について、保育時間の延長や長期休業中の実施に向け検討する。また、子育て支援サービスにおいても、区立幼稚園で実施可能なサービスのあり方について検討する。
⑤	保幼小地域連携推進協議会（仮称）の実施	学校区ごとの協議会を設置し、意見交換の場をつくる。これにより、相互保育・授業参観、合同研修の実施、各種行事のイベントの情報共有や校庭利用など継続的かつ地域に根差した保幼小連携体制の構築を図る。
⑥	区立幼稚園を「豊島区における幼児教育のセンター的機能」を有する機関としていく検討	区立幼稚園が“保幼小連携の推進プログラム”を確実に実施し、その効果を検証するとともに、今後の幼児教育のあり方について研究を深めるなど、センター的機能のあり方を総合的に検討していく。

**(3) 認定こども園の普及**

①	区立幼稚園・保育所の認定こども園化の検討	施設や待機児童対策の状況等に応じて、施設ごとの認定こども園化の可能性について検討を進める。
②	私立幼稚園・保育所の認定こども園化の支援体制の構築	私立施設が「認定こども園」への移行を希望する場合に、適切な助言ができるよう支援体制を整備する。
③	区立幼稚園における0～3歳児の保育の実施に向けた検討	0～5歳の就学前のすべての子どもが質の高い教育が受けられるよう、区立幼稚園における3歳以下の保育の運営実施に向けた研究や研修等を行い、スムーズな開始に向けた準備を進める。

**基本方針3 家庭を含む就学前教育から小学校教育への円滑な接続**

**(1) 家庭における幼児教育の充実**

①	家庭教育支援の充実	“0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム”を踏まえ、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図る。また、プログラムをもとに、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭への配布を検討する。
---	-----------	---



(2) 特別支援教育の充実


①	支援をつなぐツールの充実	発達の課題に保護者が早期に気づき対応できるよう、だれもが持っている「母子手帳」を活用した支援の充実を図る。また、障害福祉課発行の「発達サポートファイル」と教育委員会発行の「就学支援シート」の一本化を図る。
②	早期発見・早期対応に向けた取組	就学前教育から小学校教育や学童保育へ円滑に移行できるよう、私立及び公立保育所・幼稚園への巡回相談体制の充実など、早期発見・早期対応に向けた対応について検討する。また、保育者や教員が特別支援教育に関する正しい見識を持ち実践していけるよう、発達障害や医療的ケアなどに関する専門性向上のための研修や実施体制の充実を図る。

(3) 就学前から小学校教育への円滑な接続と連携の推進

①	スタートプログラムの作成	小学校への円滑な接続が図られるよう、小学校で活用できる“スタートプログラム”を各保育所、幼稚園、小学校等の協力のもと、作成する。
②	保育所児童保育要録、幼稚園指導要録等の様式の統一化・活用の促進	保幼小連携の推進プログラムの一つとして、施設形態によらず、保育所・幼稚園等の要録の統一化を図ることで、要録の活用を促進する。
③	保幼小地域連携推進協議会（仮称）の実施（再掲）	学校区ごとの協議会を設置し、意見交換の場をつくる。これにより、相互保育・授業参観の実施、各種行事のイベントの情報共有や校庭利用など継続的かつ地域に根差した保幼小連携体制の構築を図る。
④	区立幼稚園を「豊島区における幼児教育のセンター的機能」を有する機関としていく検討（再掲）	区立幼稚園が“保幼小連携の推進プログラム”を確実に実施し、その効果を検証するとともに、今後の幼児教育のあり方について研究を深めるなど、センター的機能のあり方を総合的に検討していく。



---



## 第5章

### 進行管理・今後のスケジュール



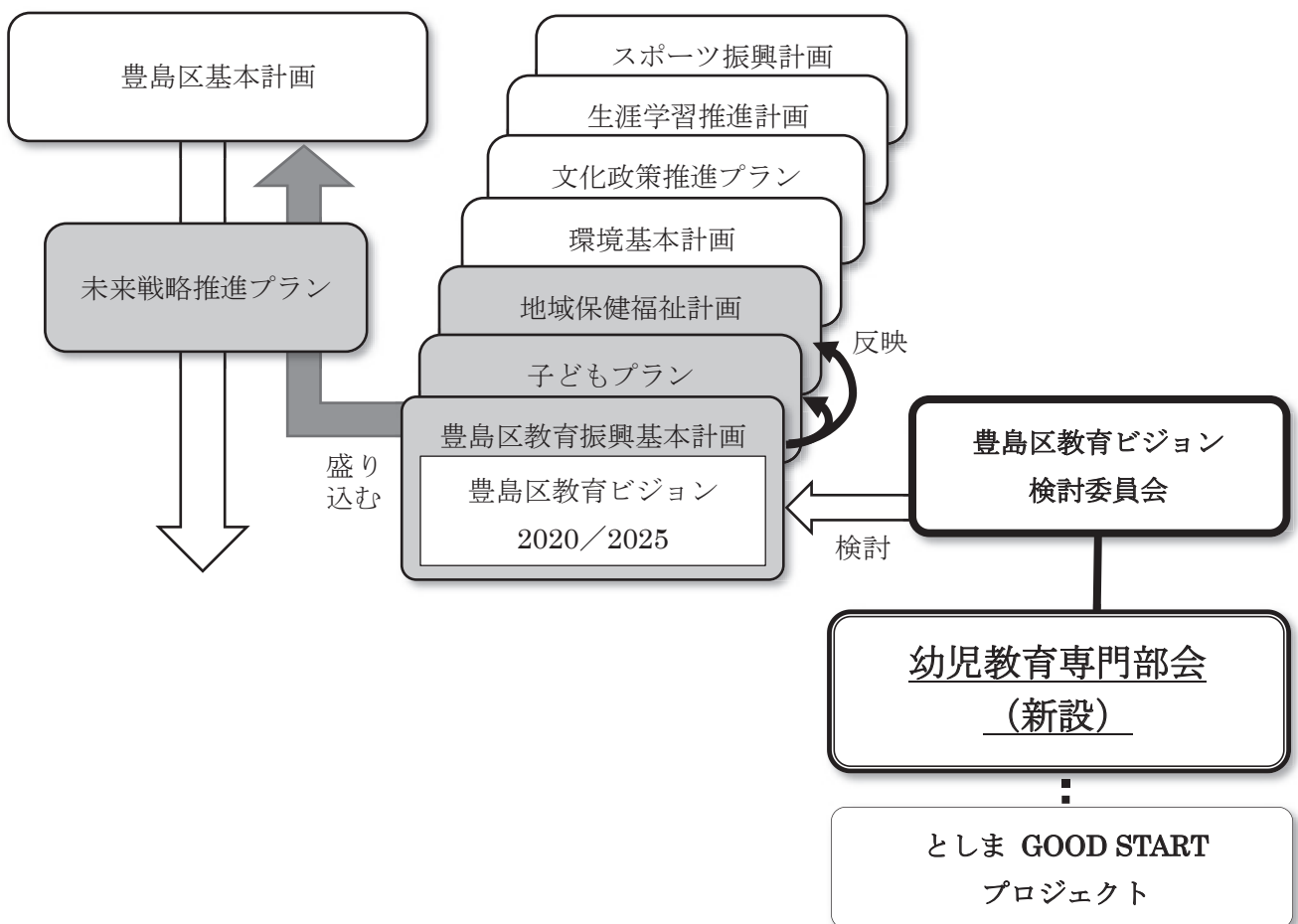
## 第5章 進行管理・今後のスケジュール

### 1 施策の進行管理

本報告書は、すべての子どもの幼児教育の充実に向け、必要な事項をとりまとめたものであり、区長部局、教育委員会がそれぞれ所管する内容を網羅的に取り上げている。

このため、報告内容の実効性を持たせるためには、所管を越えた適切な管理が不可欠であることから、「豊島区教育振興基本計画」、「子どもプラン」、「地域保健福祉計画」等に明記するとともに、豊島区基本計画へ盛り込んでいく。

なお、「豊島区教育振興基本計画」（豊島区教育ビジョン）の策定にあたっては「豊島区教育ビジョン検討委員会」の下に幼児教育専門部会を設け、本報告書の内容を踏まえ内容の検討を行い、同時に他の計画への反映を検討する。



< 関係する計画の期間等 >

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)
計画	豊島区基本計画（前期）					豊島区基本計画（後期）					豊島区基本計画			
子ども・子育て	子どもプラン（H27-31）			子どもプラン（H32-36）			子どもプラン（H37-41）							
	子ども・若者計画（H29-31）			* 子ども・子育て支援事業計画 * 次世代育成支援行動計画 * 豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画 * 子ども・若者計画			* 子ども・子育て支援事業計画 * 次世代育成支援行動計画 * 豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画 * 子ども・若者計画							
福祉	地域保健福祉計画（H27-29）		地域保健福祉計画（H30-35）			地域保健福祉計画（H36-40）								
教育	豊島区教育振興基本計画（H22-31）			豊島区教育振興基本計画（H32-41）										
	（後期）豊島区教育ビジョン 2015			（前期）豊島区教育ビジョン 2020		（後期）豊島区教育ビジョン 2025								
	幼児教育のあり方検討委員会（H29） 区立幼稚園あり方検討委員会（H28）			としま GOOD START プロジェクト 「教育振興基本計画」「子どもプラン」「地域保健福祉計画」等の乳幼児の幼児教育・保育の質に関わる施策をパッケージ化										

## 2 「としま GOOD START プロジェクト」の進行スケジュール

- 人**・・・人の配置を要する施策
- 予**・・・予算を要する施策
- 施**・・・施設の改築・移転・新築を要する施策

基本方針1 体系的な行動計画への位置付け				児童相談所の設置
取組事項	30年度	31年度	32年度	33年度
「幼児教育の充実」の各種計画への位置付け	 豊島区教育ビジョン検討委員会の幼児教育専門部会の設置	 「豊島区教育振興基本計画」(教育ビジョン)及び各種計画の検討	H32～ 計画実施	

## 基本方針2 公民・保幼、所管の垣根を越えた一体的な幼児教育の推進

項目	取組事項	30年度	31年度	32年度	33年度
(1) 組織体制、人事体制の見直し	①組織再編の検討 <b>人 予</b>	 組織再編検討チームの設置	 継続して検討		
	②保育士、幼稚園教諭の人事制度の検討	 ・特別区人事・厚生事務組合から方向性が示され次第、人事制度のあり方を検討			
(2) 保育所・幼稚園における幼児教育の質の向上	①保育士・幼稚園教諭の研修の充実及び一本化 <b>人 予</b>	 研修体制見直しチームの設置(教育・保育研修計画の策定)	 教育・保育研修計画の実施・充実(プログラムを踏まえた研修の企画・実施)		
	②0～5歳児を対象とした保幼共通プログラムの作成(保幼小連携の推進プログラム) <b>予</b>	 アプローチ・スタートプログラムの策定	 ・プログラムを踏まえた研修の実施 ・0～5歳児を対象とした保幼共通プログラムの策定(アプローチプログラム含む)	 ・取組状況調査の実施 ・随時、見直し	

項目	取組事項	30年度	31年度	32年度	33年度
	③幼児教育アドバイザーの導入 <b>囚 罫</b>	導入に向けた検討	試行	本格実施	
	④区立幼稚園の預かり保育等の保育サービスの充実 <b>囚 罫</b>	長期休業中の実施	3園で本格実施		
	⑤保幼小地域連携推進協議会（仮称）の実施	保幼小地域連携推進協議会を設置（一部、試行的に実施）	全学区域で実施	・定期的実施 ・連携状況調査の実施	
	⑥区立幼稚園を「豊島区における幼児教育のセンター的機能」を有する機関としていく検討 <b>囚 罫</b>	・アプローチ・カリキュラムの実践・研究 ・保育所・小学校との連携の実践・研究		・保育所と連携し0～5歳児プログラムの実践・検討 ・保育所・小学校との連携の実践・研究	
	(3)認定こども園の普及 <b>囚 罫 施</b>	①-1 区立幼稚園の認定こども園化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替え、移転等、施設面での課題がクリアでき次第、速やかに「認定こども園」化</li> <li>・「認定こども園」化に向け、①預かり保育事業や子育て支援事業の充実、②0～3歳児の教育・保育の研究や研修等の実施。</li> </ul>		
	①-2 区立保育所の認定こども園化の検討	待機児童対策の状況をみながら、移行の可否や時期等の検討を開始			
	②私立幼稚園・保育所の認定こども園化の支援体制の構築	相談窓口の設置	移行の相談があった場合に支援		
	③区立幼稚園における0～3歳児の保育の実施に向けた検討	・アプローチ・カリキュラムの実践・研究 ・保育所・小学校との連携の実践・研究		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所と連携し0～5歳児プログラムの実践・検討</li> <li>・小学校との連携について実践・研究</li> </ul>	



**基本方針3 家庭を含む就学前教育から小学校教育への円滑な接続**

項目	取組事項	30年度	31年度	32年度	33年度	
(1) 家庭における幼児教育の充実	① 家庭教育支援の充実 <b>㊦</b>	—————▶—————▶—————▶—————▶				<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭向けパンフレットの作成・配布</li> <li>・家庭教育支援の拡充</li> </ul>
		年齢に応じた家庭教育を含めた「0～5歳児を対象とした保幼小連携プログラム」を策定（再掲）				
(2) 特別支援教育の充実	① 支援をつなぐツールの充実 <b>㊦</b>	—————▶—————▶—————▶—————▶				<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の改訂版が準備でき次第、順次交付</li> <li>・公私立保育所・幼稚園への巡回相談体制の充実</li> </ul>
	② 早期発見・早期対応に向けた取組 <b>㊦ ㊦</b>	つなぐ支援検討チームを設置(母子手帳の改訂やつなぐ支援のあり方を検討)				
(3) 就学前から小学校教育への円滑な接続と連携の推進	① スタートプログラムの作成	—————▶—————▶—————▶—————▶				<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組状況調査の実施</li> <li>・随時、見直し</li> <li>・送付状況・活用状況調査の実施</li> <li>・統一した様式を適用</li> <li>・定期的に実施</li> <li>・連携状況調査の実施</li> <li>・保育所と連携し0～5歳児プログラムの実践・検討</li> <li>・保育所・小学校との連携の実践・研究</li> </ul>
	② 保育所児童保育要録、幼稚園指導要録等の様式の統一化・活用の促進	2-(2)-②の「策定チーム」において、検討				
	③ 保幼小地域連携推進協議会（仮称）の実施（2-(2)-⑤再掲）	保幼小地域連携推進協議会を設置（一部、試行的に実施）				
	⑥ 区立幼稚園を「豊島区における幼児教育のセンター的機能」を有する機関としていく検討（2-(2)-⑥再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチ・カリキュラムの実践・研究</li> <li>・保育所・小学校との連携の実践・研究</li> </ul>				



---



# 參考資料



資料 1

豊島区の幼児教育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 豊島区における幼児教育のあり方に関し、幅広い見地から必要な事項を検討し幼児教育の推進に資するため、豊島区の幼児教育のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 豊島区における幼児教育の今後のあり方に関すること。
- (2) 幼児教育に係る諸課題への対応に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、幼児教育に係る学校教育・保育のあり方に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校等関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 区職員
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループの設置)

第 5 条 委員長は、第 2 条に掲げる事項に関し、課題及び問題点を検討するため、別に定めるところにより、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表(第3条関係)

所属等		備考
学識経験者		4名以内
区職員	教育部長	
	子ども家庭部長	
	教育部 学務課長	
	教育部 指導課長	
	教育部 統括指導主事	
	教育部 学校施設課長	
	教育部 教育センター所長	
	小学校長	5名以内
	区立幼稚園園長	3園
	子ども家庭部 子ども課長	
	子ども家庭部 子育て支援課長	
	子ども家庭部 保育課長	
	子ども家庭部 保育施策担当課長	
	子ども家庭部 区立保育園長	3園
	保健福祉部 障害福祉課長	
	保健福祉部 障害福祉サービス担当課長	
	保健福祉部 長崎健康相談所	
外部	私立保育園	
	私立幼稚園	

豊島区の幼児教育のあり方検討委員会委員名簿

	役職	氏名	職名
1	学識経験者	秋田 喜代美	委員長 東京大学大学院教授
2	学識経験者	加藤 正克	副委員長 台東区立ことぶきこども園園長
3	学識経験者	箕輪 潤子	武蔵野大学准教授
4	学識経験者	海津 亜希子	国立特別支援教育総合研究所主任研究員
5	教育部長	天貝 勝己	
6	子ども家庭部長	金子 智雄	
7	学務課長	木山 弓子	
8	指導課長	加藤 勲	
9	統括指導主事	細山 貴信	
10	学校施設課長	秦 幸一郎	
11	教育センター所長	鮫島 千恵子	
12	区立小学校長	北條 覚	池袋小学校校長
13	区立幼稚園長	高橋 順子	西巢鴨幼稚園園長
14	区立幼稚園長	小林 幾子	池袋幼稚園園長
15	区立幼稚園長	鈴木 裕美	南長崎幼稚園園長
16	区立幼稚園講師	長谷川 真弓	
17	授業づくり支援員	櫻井 早苗	
18	子ども課長	副島 由理	
19	子育て支援課長	猪飼 敏夫	
20	保育課長	田邊 栄一	
21	保育政策担当課長	小野寺 悠太	
22	区立保育園長	八谷 延美	長崎保育園園長
23	私立幼稚園長	並木 秀一	並木幼稚園
24	私立保育園長	武居 裕子	若草保育園園長
25	障害福祉課長	高橋 隆史	
26	障害福祉サービス担当課長	小倉 桂	
27	長崎健康相談所長	荒井 和子	

※事務局 教育部学務課学事グループ

## 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1条 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会設置要綱第5条により、委員会における検討事項をより実務的に審議するために、次の3つのワーキンググループを設置する。

- (1) 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ
- (2) 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ
- (3) 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ

### (任務)

第2条 各ワーキンググループは、それぞれのテーマについて、調査・研究・検討を行い、その結果を委員会に報告する。

### (組織)

第3条 各ワーキンググループは、それぞれ15人以内をもって組織する。

- 2 各ワーキンググループに座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 各ワーキンググループの委員は委員長が委嘱する。
- 4 ワーキンググループ委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第5条 ワーキンググループは、各座長が必要に応じて召集し、座長が議長を務める。

- 2 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する班員がその職務を代理する。
- 3 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。
- 4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

### (事務局)

第6条 ワーキンググループの庶務事務は、教育委員会に「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会ワーキンググループプロジェクトチーム」を置き、処理するものとする。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは、別表に掲げる者をもって充てる。



(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表(第3条関係)

(1) 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ

役職	氏名	職名等
リーダー	箕輪 潤子	武蔵野大学准教授
サブリーダー	加藤 勲	指導課長
	細山 貴信	統括指導主事
	羽賀 絹恵	指導主事
	内藤 信之	区立西巣鴨小学校校長
	北条 覚	区立池袋小学校校長
	仁科 光一	区立椎名町小学校校長
	高橋 順子	区立西巣鴨幼稚園園長
	櫻井 早苗	授業づくり支援員
	田邊 栄一	保育課長
	足立 孝子	区立池袋第五保育園園長
	角本 史夫	私立白鳩幼稚園園長
	飯田 由美	私立しいの実保育園園長

(2) 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ

役職	氏名	職名等
リーダー	加藤 正克	台東区立ことぶきこども園園長
サブリーダー	木山 弓子	学務課長
	羽賀 絹恵	指導主事
	秦 幸一郎	学校施設課長
	伊東 博昭	区立高松小学校校長
	小林 幾子	区立池袋幼稚園園長
	長谷川 真弓	区立幼稚園講師
	小野寺 悠太	保育施策担当課長
	金田 由子	区立池袋第三保育園園長
	野澤 満雄	私立要町幼稚園園長
	花房 健	私立アンソレイユ保育園園長

## (3) 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ

役職	氏名	職名等
リーダー	海津 亜希子	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員
サブリーダー	鮫島 千恵子	教育センター所長
	渡邊 英晴	統括指導主事
	木山 弓子	学務課長
	水越 俊行	区立さくら小学校校長
	鈴木 裕美	区立南長崎幼稚園園長
	高橋 隆史	障害福祉課長
	小倉 桂	障害福祉サービス担当課長
	荒井 和子	長崎健康相談所長
	猪飼 敏夫	子育て支援課長
	石田 裕実子	西部子ども家庭支援センター 所長
	長野 しづ	区立西池袋第二保育園園長
	栗原 潔	私立千早子どもの家保育園園 長
	山田 和子	私立池袋いづみ幼稚園園長

## (6条関係)

豊島区の幼児教育のあり方検討委員会ワーキンググループプロジェクト  
チーム

部	職名	備考
教育部	学務課長	
	学務課学事G係長	認定こども園WG
	指導課指導主事・事業G係長	保幼小連携WG
	教育センター係長	特別支援WG

## 審議経過

### 1. 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会

開催日	会議	主な審議内容
平成 29 年 6 月 8 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会設置趣旨の説明</li> <li>・ スケジュールの確認</li> <li>・ 各ワーキンググループからの報告</li> </ul>
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度 豊島区の幼児教育のあり方検討委員会（第 1 回）会議録</li> <li>・ 各ワーキンググループからの報告</li> </ul>
平成 30 年 1 月 31 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ報告</li> <li>・ 最終報告書（案）について</li> </ul>

### 2. 各ワーキンググループ

#### (1) 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ

開催日	会議	主な審議内容
平成 29 年 5 月 30 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置趣旨・スケジュール確認</li> <li>・ 区アプローチカリキュラム（案）の紹介</li> </ul>
平成 29 年 10 月 23 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの検討ワーキンググループ報告書（案）の検討</li> </ul>

#### (2) 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ

開催日	会議	主な審議内容
平成 29 年 5 月 24 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの検討過程とワーキンググループの設置趣旨について</li> <li>・ スケジュールの確認</li> <li>・ 認定こども園制度の確認</li> </ul>
平成 29 年 6 月 30 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回豊島区の幼児教育のあり方検討委員会の報告</li> <li>・ 区立幼稚園の今後の方向性</li> <li>・ 区立幼稚園の認定こども園化に向けた検討課題</li> </ul>
平成 29 年 7 月 28 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立幼稚園の認定こども園化に向けた基本方針（案）</li> </ul>

平成 29 年 9 月 29 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区における認定こども園のあり方について</li> <li>・区立幼稚園の認定こども園化に向けた基本方針(修正案)</li> </ul>
平成 29 年 10 月 12 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区における認定こども園のあり方について</li> <li>・区立幼稚園の認定こども園化に向けた基本方針(修正案)</li> <li>・認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ報告書(案)</li> </ul>

## (3) 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ

開催日	会議	主な審議内容
平成 29 年 5 月 24 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置趣旨・スケジュール確認</li> <li>・これまでの取り組みと課題の確認</li> </ul>
平成 29 年 6 月 30 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援の流れ(案)」検討</li> </ul>
平成 29 年 7 月 21 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援の流れ」を活かす方策の検討</li> </ul>
平成 30 年 1 月 11 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の課題・提言整理</li> </ul>
平成 30 年 1 月 25 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ報告書(案)</li> </ul>

# 幼児教育の充実及び保幼小連携の推進プログラムの 検討ワーキンググループ報告書

平成29年10月

幼児教育の充実及び

保幼小連携の推進プログラムの検討WG

## 1. 保幼小連携の推進プログラムの策定について

### (1) 作成の意義

- 保育所、幼稚園、小学校においては、それぞれの教育（保育）目標や方針に基づき、各年齢の特徴に応じた保育の計画やカリキュラム（全体的な計画や教育課程 ※以下、カリキュラムと表記する）が作成されている。特に、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを目的として、アプローチカリキュラム<sup>注</sup>やスタートカリキュラムが実施されている。

（注）「アプローチカリキュラム」は学習指導要領等には記載されていない用語であるが、本区においては、就学前の5歳児における保幼小接続を目的としたカリキュラムを「アプローチカリキュラム」、カリキュラム作成のための方向性を示したプログラムを「アプローチ・プログラム」としている。

- 今後、豊島区の乳幼児教育をさらに充実させ、保育所や幼稚園等から豊島区立小学校へのスムーズな接続を図っていくためには、各保育所・幼稚園等と小学校のカリキュラムにおける連続性が重要となる。そこで、各施設において、それぞれの特徴を生かした、より効果的なカリキュラムを作成する際の指針になるよう豊島区版の“アプローチプログラム”、“スタートプログラム”を作成する。また、小学校へのアプローチ期にあたる5歳児だけでなく、乳幼児期においてそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが重要であることから、上記アプローチプログラムを含めた“0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム”を作成する。
- 最終的には、上記“スタートプログラム”“0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム”を総称し、「保幼小連携の推進プログラム」とする。

### (2) 作成の流れ

- 豊島区では、昨年度「豊島区アプローチカリキュラム ガイドブック」の作成に向け、取り組んできたところであるが、現時点では、主に区立幼稚園の事例を参考とした内容となっており、必ずしも保育所や私立施設にも当てはまる内容とはなっていない。
- 今年度改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、表記も統一化された。このため、次頁「保幼小連携の推進プログラム作成スケジュール」の流れにより、区立保育所、私立幼稚園、私立保育所においても、活用できるプログラムとして、各保育所、幼稚園、小学校等の協力の下、「豊島区アプローチカリキュラム ガイドブック」の内容を深め、“豊島区版”「アプローチプログラム」「スタートプログラム」を策定していくものとする。

○さらには、乳幼児期のそれぞれの段階に応じたふさわしい指導の積み重ねが小学校へとつながっていくことから、乳幼児教育の重要性を踏まえ、各関係者による協力を得ながら、前述のアプローチプログラムを含めた「0～5歳児を対象とした保幼共通プログラム」を段階的に作成する。

<保幼小連携の推進プログラム作成スケジュール>

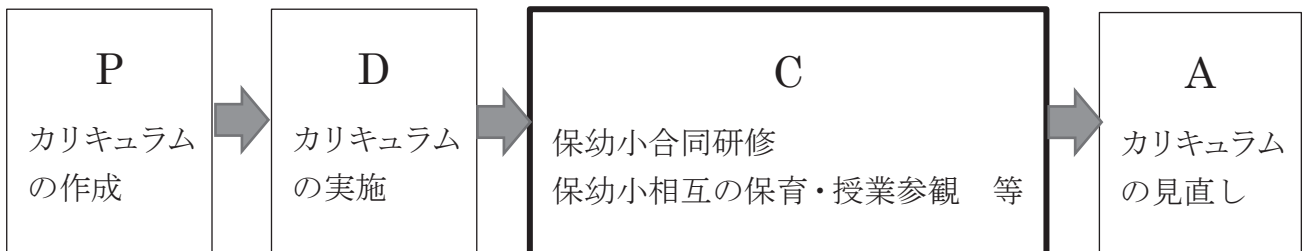
年度	内容	留意事項
29	① (仮称)「豊島区アプローチカリキュラム ガイドブック」の策定(H28～)※主に区立幼稚園の事例をもとに作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新幼稚園教育要領、新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を反映。</li> <li>○様々な保育所・幼稚園でも活用できるよう文言を精査。</li> <li>○策定後、区立保育所、私立幼稚園、私立保育所、区立小学校等にも対応するプログラムとして内容を充実させるため、すべての保育所・幼稚園、区立小学校へ送付し、ガイドブックに対する意見や事例提供(フォーマットを提示)を依頼。同時に、区内の施設における保・幼・小の連携実態や意識について調査。</li> </ul>
30	② (仮称)「豊島区アプローチプログラム・スタートプログラム」の策定※すべての保育所・幼稚園の事例をもとに作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「豊島区アプローチカリキュラム ガイドブック」をもとに、区立幼稚園においての実践研究や効果検証を行い、その内容を反映させた(仮称)「豊島区アプローチプログラム・スタートプログラム」を作成する。</li> <li>○「アプローチプログラム」には、区立保育所、私立幼稚園、私立保育所から提供された意見や事例を取り入れながら作成する。</li> <li>○「スタートプログラム」については、小学校から提供された既存のプログラムや各学校の実践事例をもとに作成する。</li> </ul>
31～32	③ 0～5歳児を対象とした保幼共通プログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5歳児は、上記アプローチプログラムをあてるものとするが、作成にあたっては0～4歳児までの積み上げを考慮し、必要に応じてアプローチプログラムの見直し等を実施。</li> <li>○0～4歳児については、年齢を区切って段階的に作成(0～2と3～5の接続期を配慮)。</li> <li>○スタートプログラムと合わせて、「保幼小連携の推進プログラム」として1つの冊子にまとめる。</li> </ul>
33～	④ 随時、各プログラムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度、保育所、幼稚園、小学校へプログラムに対する意見照会を行うとともに、研修会や意見交換会の実施を通じて、見直しを実施。</li> </ul>

※作成に当たっては、関係者からなる検討委員会を設置する。

## 2. 幼児教育の質の向上に向けた保幼小連携の推進プログラムの活用について

- 新幼稚園教育要領及び新幼保連携型認定こども園教育要領においては、教育課程や指導等について、状況进行评估し改善につなげていくことが求められている。また、新保育所保育指針においても、保育の計画の作成と評価及び評価を踏まえた改善等について、記載内容が充実されたことにより、改めて保育所・幼稚園等におけるカリキュラム改善・充実が重要となる。
- このため、本区で作成する「保幼小連携の推進プログラム」には、カリキュラムの評価ポイントを明示するなど、各保育所・幼稚園・小学校において効果的にカリキュラムを評価できるよう支援を図る。また、関係機関等と連携したカリキュラム改善に向けた取組として、①保育所・幼稚園・小学校の合同研修や②保育所・幼稚園・小学校相互の保育・授業参観等を実施し、プログラム、カリキュラムの実施状況について意見交換会を行う場をつくることで、各施設における教育課程の適切なPDCAを確立させ、豊島区全体の幼児教育の充実を図っていく。
- このほか、保幼小連携の推進プログラムを核とした幼児教育の質の向上に向け、効果的な活用方法について今後も検討を進めていく必要がある。

<図1 各施設におけるカリキュラム改善の流れ>



## 3. 保幼小連携の推進に向けた取組

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のためには、保育所・幼稚園及び小学校の双方において、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に定められた“幼児期の終わりまでに育ってほしい姿”を正しく共有することが重要となる。
- アプローチプログラム、スタートプログラムは、豊島区にある保育所・幼稚園、小学校における子どもの姿が、お互いに正しく認識する一助となるものであるが、より正確な認識が図られるよう、例えば、小学校の学区域を1つの単位（別添資料参照）として、プログラムを踏まえた意見交換会や公開保育（授業）等を実施していくことが必要である。



- さらに、円滑な接続にあたっては、保育所・幼稚園から小学校への子どもに関する情報提供が、非常に重要となることから、進学・就学に際し、小学校における幼稚園幼児指導要録保育所児童保育要録等の活用が徹底されるよう体制の構築を図っていく必要がある。このため、保育所・幼稚園等における要録の様式の統一化や記載すべき事項の明示、送付方法の統一化、小学校における指導への活かし方など、豊島区における要録のあり方についても小学校をはじめとする関係者からの意見を踏まえ、保幼小連携の推進プログラムの一部として検討する。
- また、校庭開放や相互参観など保育所・幼稚園、小学校における連携が一部で実施されていることから、連携事例を収集しまとめることで、さらなる連携を促す。

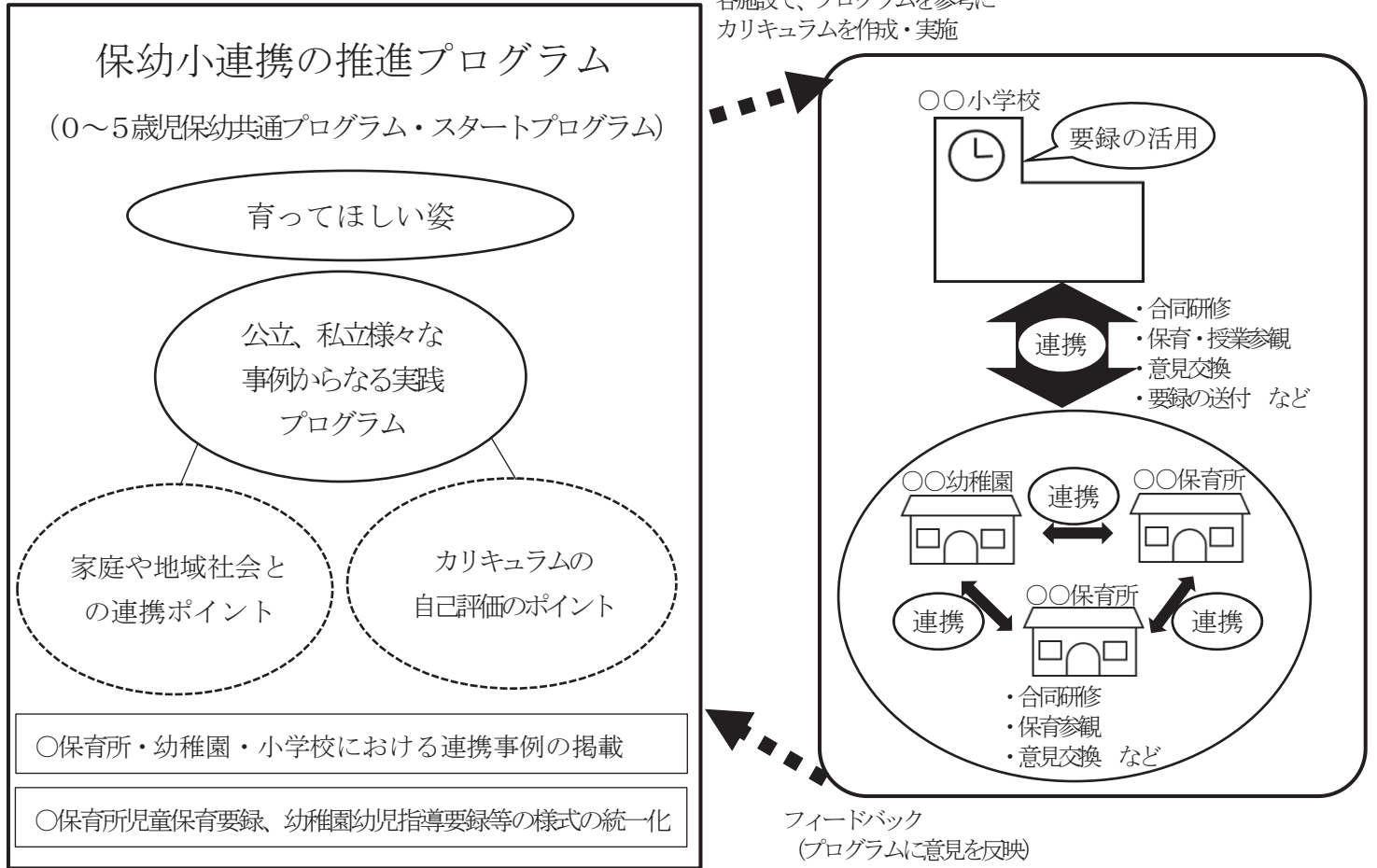
#### 4. 家庭や地域社会との連携

- 子どもの生活は、家庭、地域社会と密接に関わりあっている。
- 保育所・幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すための生活を実現できるよう、プログラムにおいては、各プログラムの実施の意義や保護者や地域との連携できるポイントなどをまとめることで、家庭や地域社会との連携を促していく。
- また、プログラムの作成にあたり、特別な配慮を必要とする幼児への指導等、個々の幼児の状態に応じて、家庭、子育て支援センター、教育センター、医療や福祉等の関係機関との連携等についても、考慮するものとする。
- さらに、家庭においても、年齢に応じた育ちを積み重ねていけるよう、プログラムを踏まえた保護者向けパンフレット等の作成・配布する。

#### 5. 求められる組織体制

- 幼児教育の充実のためには、各施設の特徴を踏まえつつも、今後、保育所、幼稚園という施設形態にとらわれることなく、連携を進めていくことが求められる。しかしながら、現在、保育所・私立幼稚園は区長部局、区立幼稚園は教育委員会と、施設形態により所管が分けられている。このため、保育所と区立幼稚園はそれぞれにおいて研修が企画・実施されているほか、小学校との連携についても、小学校が教育委員会の所管であるという理由から、区立幼稚園ほど保育所や私立幼稚園との連携が進められていない状況にある。
- 今後、保幼小の連携や幼児教育のさらなる充実を図っていくためには、プログラム作成段階から一体的に検討していく必要があることから、所管の一本化を図ることが喫緊の課題である。

<図2 保幼小連携の推進イメージ>



# 認定こども園普及に向けた検討ワーキンググループ 報告書

平成 29 年 10 月

認定こども園普及に向けた検討 WG

## 1. 豊島区における幼児教育を取り巻く状況

- (1) 幼児教育の重要性に関する認識が高まる中、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、従来の認定子ども園制度の見直し等により、「認定こども園」の全国的な普及が図られているところである。
- (2) 豊島区においては、現時点では、私立幼稚園1園が認定こども園化したのみである。また、平成29年度における認定こども園利用者は4.2%にとどまっている。
- (3) 一方、平成28年10月に実施した「豊島区子育て支援ニーズ調査」において、全体で32.2%の保護者が「平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業」として「認定こども園」を選択している。このことから、新制度の開始以降、保育所や幼稚園に代わる施設として認定こども園の認知が進むとともに、保育と教育の両方のニーズが高まってきていることがうかがえる。
- (4) また、近年、3～5歳児の人口は増加傾向にあるが、それを大幅に上回る割合で保育所利用者が増加傾向にある。その一方で、幼稚園利用者の減少がみられることから、本区においては、共働き世帯等の増加により、全体として保育サービスへのニーズが大きく増加している。

## 2. 豊島区立幼稚園の位置付け

- 区立幼稚園は、昭和40年代に急増する需要への対応として、「私立幼稚園の補完的役割」という位置付けで設立され、その後、平成22年にとりまとめられた「区立幼稚園のあり方検討会議報告」において、地域における「幼児教育充実のための研究・実践機関」に変更され、現在に至っている。
- しかしながら、現在その役割が十分に果たされているとは言えない。  
乳幼児への教育・保育の提供のあり方の多様化や保護者の就労形態の変化、保育需要の増加、質の高い幼児教育へのニーズ、幼児期から小学校教育の接続における小1プロブレム等へ対応するため、今後は、区として、区立幼稚園はもとより、区内すべての幼児教育施設における幼児教育の更なる質の充実を図っていく必要がある。
- このため、区立幼稚園は、質の高い幼児教育の“実践の場”として、認定こども園化を図ると同時に、各施設がそれぞれのニーズに応じた適切な幼児教育を提供できるよう、「幼児教育充実のための研究・実践機関」としての役割を更に発展させ、幼児教育に関する相談や情報提供などを行う「豊島区における幼児教育のセンター的機能」の役割を担っていくこととする。

### 3. 区立幼稚園における幼児教育のセンター的機能について

#### (1) センターの機能の考え方

区立幼稚園が幼児教育のセンター的機能を有するため、以下の役割を担うものとする。

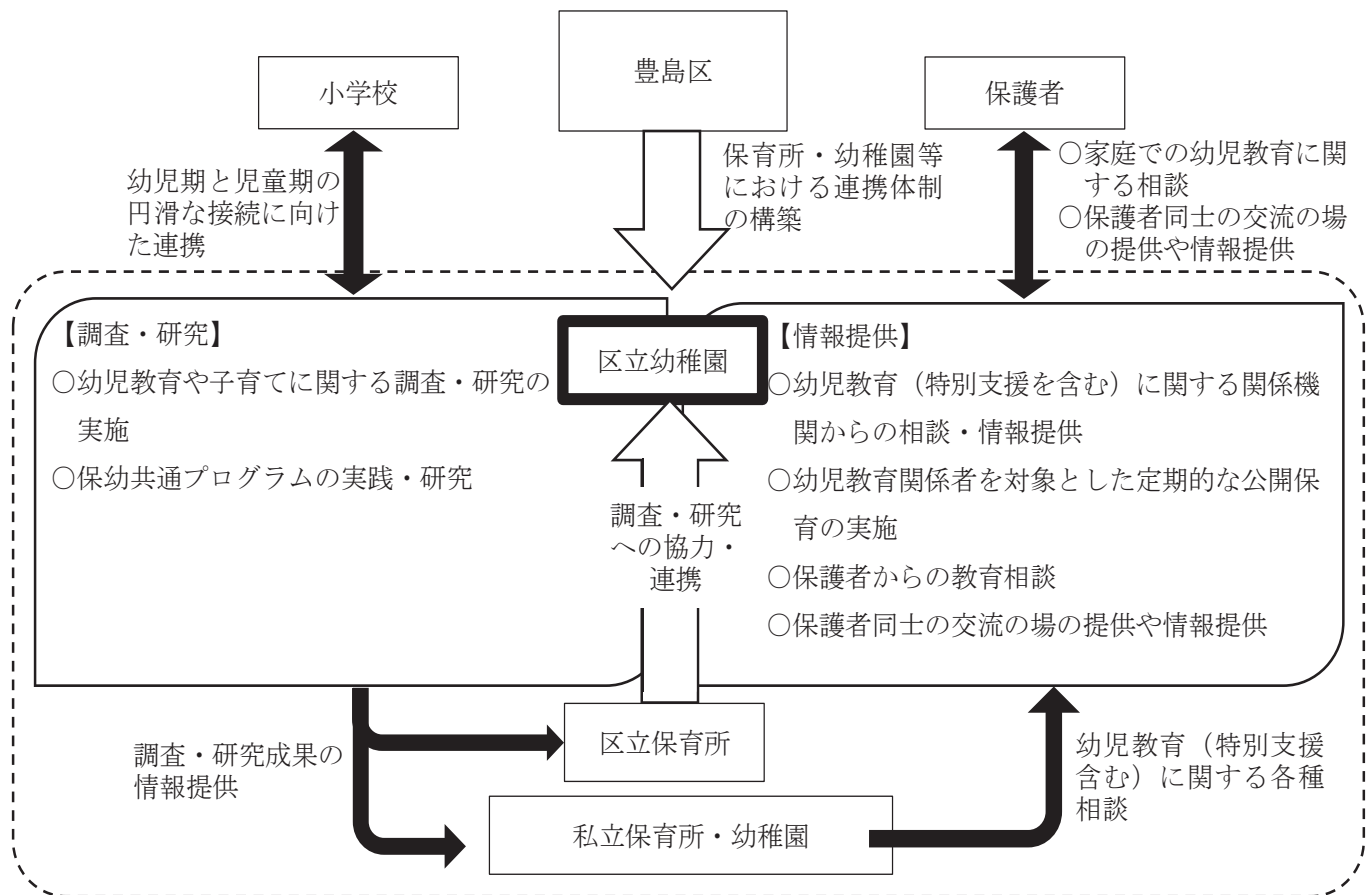
##### ①調査・研究

- ・ 幼児教育や子育てに関する調査・研究の実施
- ・ 保幼共通プログラムの実践・研究

##### ②情報提供

- ・ 幼児教育（特別支援を含む）に関する関係機関からの相談・情報提供
- ・ 幼児教育関係者を対象とした定期的な公開保育の実施
- ・ 保護者からの幼児教育に関する相談
- ・ 保護者同士の交流の場の提供や情報提供

図1 区立幼稚園における“センター的機能”のイメージ



## (2) センターの機能を有するための教育委員会における支援体制

区立幼稚園がセンター的機能を効果的に発揮できるよう教育委員会は以下のとおり区内の保育所・幼稚園等における連携体制を構築する。

- ①保育所・幼稚園合同研修会の実施
- ②保育所・幼稚園相互の保育参観の実施
- ③幼児教育関係者を対象とした小学校の授業参観の実施
- ④保育所・幼稚園職員の人事交流の実施
- ⑤幼児期のアプローチカリキュラム、小学校におけるスタートカリキュラム、保幼共通プログラムの作成
- ⑥幼児教育活動の成果の検証・評価方法の検討・実施
- ⑦保幼小中連携プログラムの実施（保育所、私立施設における連携体制の構築を含む）

## 4. 認定こども園移行及び支援策等

- 施設のあり方については、認定こども園という形態にこだわるものではないが、区として、「子ども子育て支援新制度」の最重要目的である「就学前のすべての子どもたちの質の高い教育・保育の提供」が図られるよう、保育及び幼児教育の両方を実施する場を整備していくことが必要となる。
- このため、区立施設については、それぞれの施設において保育及び幼児教育の両方を保護者が利用できる体制を整備していく。特に、区立幼稚園については、「豊島区における幼児教育のセンター的機能」を有する施設として、今後区独自で作成していく“保幼一体となった教育プログラム”により区内全域で質の高い教育を展開していけるよう、保護者ニーズに最も合致した機能を有する施設形態である「認定こども園」化を目指していくこととする。
- 一方、私立施設については、設置者の意思を尊重しなければならないことに十分留意し、区立施設、私立施設それぞれにおいて、以下のとおり保育及び幼児教育の充実に向けた対策等を実施していく。

### 【 区 立 】

現状において、豊島区における区立幼稚園、区立保育所はそれぞれ、設置趣旨、設置目的が異なることから、その利用対象も「保育が必要ない者」と「保育が必要な者」の2つに分けられている。このため、保育が必要な者は、幼稚園における幼児教育は受けることができない。また、保育所に入所した場合でも、各保育所では現在も施設の状況に応じて幼児教育が実施されているが、明確な基準がなく、施設によってばらつきがある。このことから、等しくすべての子どもたちに質の高い教育を提供しているとは言い難い状況にある。

このように利用可能な施設や入る施設によって、受けられる幼児教育に差が生じないよう、以下のとおり、幼稚園の保育所機能の強化と保育所の幼稚園機能を同時に図っていくものと

する。

なお、今後は区立幼稚園だけでなく、区立保育所においても幼児教育を担っていくこととなることから、豊島区における幼児教育の実施体制を大きく変更していかなければならない。このため、私立保育所、幼稚園等関係機関からの理解が得られるよう、事前に十分な説明を行う。

### ①区立幼稚園

区立幼稚園は現在4歳児、5歳児の2年保育となっているが、今後、保育所機能の強化を図ることで、「保育が必要な者」も利用できる「認定こども園」化を目指していく。

具体的な強化策としては、施設面、人材面での制限はあるものの、現在実施している預かり保育について保育時間の延長及び長期休業中の預かり保育を実施する。

また、今後、移転等により施設上可能となった場合には、0～3歳児の保育も実施するものとする。特に、3歳児保育については、需要の高まりを踏まえ、条件が整い次第開始できるよう準備を進める。

さらに、「幼児教育のセンター的機能」を有効に発揮するため、区独自に作成する保幼共通プログラムを確実に実施し、同時にその専門性及び実効性をより一層高めていくことが求められる。このため、研修体制の見直しや幼児教育アドバイザーなどの専門家の効果的な活用のあり方についても検討を進める。

なお、区独自の保幼共通プログラムの作成に当たっては、すべての保育所、幼稚園等で活用できるよう、公私問わず、区域内のすべての幼児教育施設の知見を踏まえたものとする。

### ②区立保育所

幼稚園機能としての幼児教育については、現在も「保育所保育指針」に基づき、施設の状態に応じて実施されているところである。しかしながら、統一的な基準がないため、ばらつきがあることから、すべての施設において一定基準以上の幼児教育が提供できるよう、区独自に作成する保幼共通プログラムを区立幼稚園と一体的に実施していくことにより、幼児教育の質を確保していく。

なお、「認定こども園」への移行については、現在、待機児童ゼロを達成したものの、依然として、保育需要は増加傾向にあり、現時点では、保育所において、保育を必要としない幼児の受入は困難な状況である。このため、増加する保育需要を考慮しつつ、移行の可否や時期等については、引き続き検討を進めていくこととする。

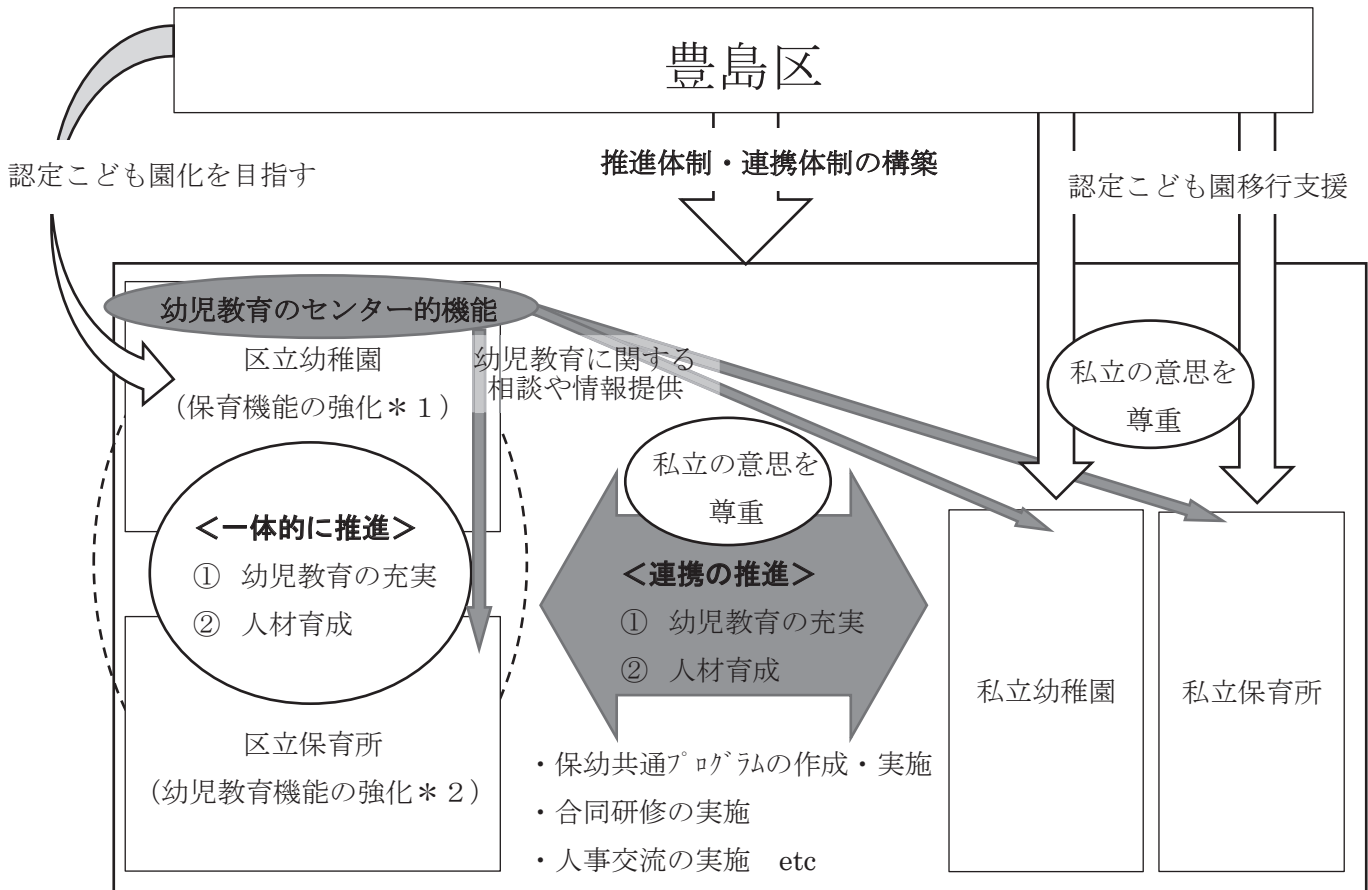
## 【 私立 】

保育所・幼稚園ともに、設置者の意思を最大限尊重することとし、「認定こども園」へ移行する場合に、効果的な支援につながるよう、区として補助制度の見直し等を検討するとともに、移行を希望する際に、適切な助言ができるよう支援体制を整備する。

また、幼児教育については、私学の自主性や建学の精神を当然尊重すべきであることから、

区として作成する保幼共通プログラムの活用は、合同研修の実施への参加呼びかけやプログラムに関する必要に応じた支援体制の構築など、可能な範囲での普及を図っていく。一方で、幼児期のアプローチカリキュラムの普及については、保幼小連携が重要な教育課題であることを踏まえ、義務教育段階へ円滑な接続を図るため積極的に進めていくこととする。

<図2 豊島区における認定こども園普及に向けた体制イメージ>



- \* 1 保育機能の強化・・・長時間保育の実施
- \* 2 幼児教育機能の強化・・・教育内容の充実

## 5. 区立幼稚園の認定こども園化に向けた基本的な方針

- 区立幼稚園の認定こども園化は、保育所機能及びより充実した子育て支援機能の追加が実現できた段階で行う。
- そのためには、追加すべき機能の具体化を図り、これに合わせ、施設の見直しや全体の定員について、検討を進める必要がある。このことから、以下のとおり、区立幼稚園を認定こども園化する場合の前提条件をまとめる。



<区立幼稚園を認定こども園化する場合の前提条件>

項目	内容	備考
① 対象年齢	0～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児の保育需要の高まりを受け、3年保育を目指す。</li> <li>・0～2歳児については、施設上の制限や保育需要を踏まえ検討する。</li> </ul>
② 学級編制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4、5歳児の1クラスの学級編制は30人</li> <li>・3歳児の1クラスの学級編成は20人</li> </ul>	
③ 1クラスの定員	3歳児…1号認定 10人 2号認定 10人 合計20人 4歳児…1号認定 20人 2号認定 10人 合計30人 5歳児…1号認定 20人 2号認定 10人 合計30人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまで目安であり、区分別の人数は、移行時点の施設利用者の保育需要や施設の状況を踏まえ、検討する。</li> <li>※0～2歳の定員については、保育需要を踏まえ検討する。</li> </ul>
④教育時間	9：00～14：00	
⑤保育時間 (2号認定の長時間利用)	教育時間を除く 7：15～18：15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間は、長時間保育に対応する11時間保育時間を基本に考え、施設利用者の保育需要に応じて、前後の時間の延長・短縮を検討する。</li> </ul>
⑥預かり保育時間 (1号認定の教育時間以外の利用)	教育時間を除く 7：15～18：15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号認定者の利用時間と合わせる。</li> <li>・ただし、1号認定の預かり保育は、可能な限り、在園する全ての者を対象とするが、①利用要件、②利用限度、③利用料については別途検討する。</li> </ul>

⑦開設日	日曜、国民の祝休日、年末年始を除いた日	・土曜の開設は、当該施設における保育需要を踏まえ必要に応じて検討する。(保育所の一時預かりのニーズで対応できれば、不要)
⑧職員の資格基準	幼稚園教諭免許と保育士資格の両資格の保有が原則	
⑨職員体制	○園長 1名 ○副園長 1名 ○保育教諭(担任 各クラス1名、担任以外の教諭 各クラス1名) ○看護師(0歳児を対象とする場合は規定に従い、配置)	・センター的機能を有する施設として運営していくためには、十分な職員体制が必要となる。 ・非常勤職員(栄養士含む)、臨時職員については、特別支援教育やその他の状況を踏まえ、必要な人員の配置を検討する。 ※保育教諭については、開所時間に応じて各クラス2名体制によるシフト制の実施も検討する。
⑩食事	1号認定、2号認定ともに自園調理による給食を提供	
⑪子ども子育て支援事業	当該施設のある子育て支援需要を踏まえ、子育て支援担当と連携し、内容を検討	

＜現在の施設を踏まえた当面の対応＞

- ・現在使用している施設では、1階フロア及び運動場の面積上、ただちに3歳児クラスの追加や給食施設の設置等は困難である。
- ・当面は、現在の施設において、前提条件上、実現可能な項目である「預かり保育」の充実、「子育て支援機能」の充実を図る。
- ・3歳児クラスの運営実施に向けた研究や研修等を行い、スムーズな実施に向けた準備を進める。
- ・今後、建て替え、移転等、施設面での課題がクリアでき次第、速やかに「認定こども園」化を図る。

## 6. 学校施設との複合化

既存の施設における複合化の実施は、各施設の面積や収容状況上、困難である。

一方、豊島区では、幼小中一貫教育プログラムの充実を図っているところである。さらなる充実を図るためにも、施設一体型の連携も視野に、今後、幼稚園または小学校の建て替え等を計画する場合には、3歳児以下の保育も含めた認定こども園開設のための面積等の確保について検討する。その際、関係機関等の了解を得るよう配慮し慎重に進める。

## 7. 今後の施策展開に向けて

(1) 幼稚園における保育所機能・保育所における幼稚園機能強化に向けた取組事項

- ①区立幼稚園における預かり保育の拡充（保育時間の延長・長期休業中の実施）
- ②区立保育所・幼稚園における子育て支援事業の充実
- ③区立保育所・幼稚園職員の人事交流等の実施に向けた検討・実施
- ④幼児教育活動の成果の検証・評価方法のあり方の検討・実施
- ⑤スタートカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施
- ⑥アプローチカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施
- ⑦保幼共通プログラムの作成・実践研究・合同研修の実施

(2) 認定こども園化の時期について

- ①区立幼稚園 … 施設の状況が変わる可能性が生じた段階で、認定こども園化の検討を開始
- ②区立保育所 … 待機児童対策の状況をみながら、移行の可否や時期等の検討を開始
- ③私立施設 … 設置者の意思を最大限尊重し、移行を検討する場合には最大限の支援を実施

<図3 豊島区における認定こども園普及に向けたスケジュール>

年度	具体的な施策
30	<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 0 10px;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">区立施設は小中学校改築計画との連動等、ハード面の条件整備</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">私立施設の認定こども園化に向けた効果的な支援体制の構築</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">区立幼稚園 預かり保育の充実</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">区立保育所・幼稚園 子育て支援事業の充実</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">(例)職員が各施設を相互に訪問 中学校区ごとに保幼小の連絡会を設置 こども同士の交流促進 等</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">区立保育所・幼稚園職員の人事交流等の実施に向けた検討・実施</div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">幼児教育活動の成果の検証・評価方法のあり方の検討・実施</div> <div style="width: 15%; border: 1px dashed black; padding: 5px;">スタートカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施</div> <div style="width: 15%; border: 1px dashed black; padding: 5px;">アプローチカリキュラムの作成・実践研究・合同研修の実施</div> <div style="width: 15%; border: 1px dashed black; padding: 5px;">保幼共通プログラムの作成・実践研究・合同研修の実施</div> </div>
31	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区立幼稚園は、条件が整い次第、認定こども園化</li> <li>➤ その他の施設は、状況に応じて認定こども園化の検討・移行支援</li> </ul> </div>

# 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ 報告書

平成30年1月

特別支援教育のあり方検討 WG

## 1 特別な支援を要する未就学児に対する支援の在り方について

障害のある子どもについて、早期からの一貫した支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられているとともに、その家族に対する支援という観点からも大きな意義がある。このため、乳幼児期から始まる早期支援は就学期、学齢期、社会参画と支援内容を円滑に引き継いでいくことが求められている。特に就学前期は子どもの成長の節目の時期である。子どもや保護者が安心して就学を迎え、スムーズな学校生活を開始するために、その情報を関係者で共有し、幼児教育、保育、義務教育につなぐことが大切である。このように、保育園・幼稚園や子ども家庭支援センター等における支援内容を就学先の小学校に適切につなげていくために、幼稚園、保育園や支援機関、また小学校でそれぞれ対応しているが、その内容が保護者にとってはわかりにくく、明確な流れになっているとは言えない状況にある。また発達障害の傾向を持つ子どもは、集団生活の場である保育園や幼稚園では「気になる子」という認識で気付かれていても保護者の理解や受容が十分でないこともあり、支援につながらないまま就学を迎えてしまうということもある。

そこでこのワーキンググループでは、幼児期からの一貫した支援体制の構築を目指し、支援内容の引き継ぎ方法や関係機関との連携の在り方について、現状の課題の整理と検討を行った。

## 2 特別な支援を要する未就学児の相談・療育機関

豊島区の特別な支援を要する未就学児の相談・療育機関の業務内容と各関係機関の連携状況を示す。

### (1) 豊島区的主要な相談・療育機関（未就学児を対象としたもの）

機関名（区直営）	未就学児を対象とした主な業務内容
池袋保健所 長崎健康相談所 (資料1)	<p>■妊婦・子どもの健康・子育てに関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ゆりかご面接</u>（妊婦全員を対象に実施。必要な支援に対して早期から連携を図り、妊婦の抱えるさまざまな不安を軽減し、安心・安全な出産、育児につなげる。）</li> <li>・<u>1歳6か月健診、3歳児健診等の健診を実施</u>。子どもの健康・発達面の状況を確認し、保健指導を実施している。1歳6か月健診時にアンケートとして発達の状況の確認、及び日本語版M-CHATを実施。その結果をもとに、発達に不安のある子ども・保護者に対しては保健師による保健指導を行い心理相談への紹介を検討するが、保護者の理解・受容が至らない場合は無理せず経過観察や2歳前に電話での確認等を行う。</li> <li>・<u>心理経過観察（親子あそび）</u>：臨床心理士など子どもの発達に関する専門スタッフと地区担当保健師による相談の継続を実施。必要に応じて西部子ども家庭支援センターやその他の療育機関等を紹介する。</li> <li>・<u>育児相談</u>（保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師）</li> </ul>

	<p>適宜臨床心理士など子どもの発達に関する専門スタッフを含めた医療専門職による育児相談に応じている。</p>
<p>子ども家庭支援センター (資料1、資料2)</p>	<p>■発達相談・子どもの問題全般に関する相談</p> <p>西部と東部の2か所あり、センター内の親子あそび広場で就学前の子どもの生活や発達、家族の子育てに関する相談を受ける<u>ひろば相談</u>、18歳未満の子どもとその家族・関係者から子どもと家族に関する相談を受ける<u>一般相談</u>のほか、それぞれのセンターでは下記の相談事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部子ども家庭支援センター</li> </ul> <p><u>発達支援事業</u>：発達に課題がある、また障害がある就学前の子どもとその保護者を対象に以下の支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>児童発達支援</u> 発達専門スタッフが、通所指導、個別指導による療育を行う。</li> <li>・<u>専門相談</u> 子どもの発達に関する相談を医師や言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士が受けている。</li> <li>・<u>障害児相談支援</u> 児童発達支援を利用するにあたり、本人（家族）のニーズに基づきサービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う。</li> </ul> <p><u>親子遊び広場事業「パオパオ」</u>：親子遊びひろばで発達に不安や心配のある保護者の相談をあそばせながら職員・心理士・理学療法士が受け、必要に応じて専門相談やグループにつなげている。</p> <p><u>出張発達相談「あそんで相談ことばとからだ」</u>：上記パオパオと同じ内容を地域の区民ひろばに出張し行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部子ども家庭支援センター</li> </ul> <p><u>巡回子育て発達相談事業</u>：心理職員が区内保育園やスキップ（学童クラブ）、私立幼稚園・その他の保育施設に出向き、子どもの行動観察や障害児保育のアドバイスや、子どもの育ちや発達について施設職員及び保護者に対し、専門的な指導助言を行っている。</p> <p><u>子どもの権利に関する相談</u>：児童虐待、不適切な養育に関する通報、相談を受けている。</p>
<p>障害福祉課 (資料1、資料3)</p>	<p>■障害福祉に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>愛の手帳の相談</u></li> <li>・<u>障害福祉サービスの利用に関する相談</u>：障害児通所支援利用などについての相談を受け、サービス支給決定などを行っている。</li> </ul>
<p>教育センター (資料4)</p>	<p>■学校や教育に関する子どもの相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育相談</u>：18歳までの子どもとその保護者を対象とし、臨床心理士が対応している。</li> </ul>

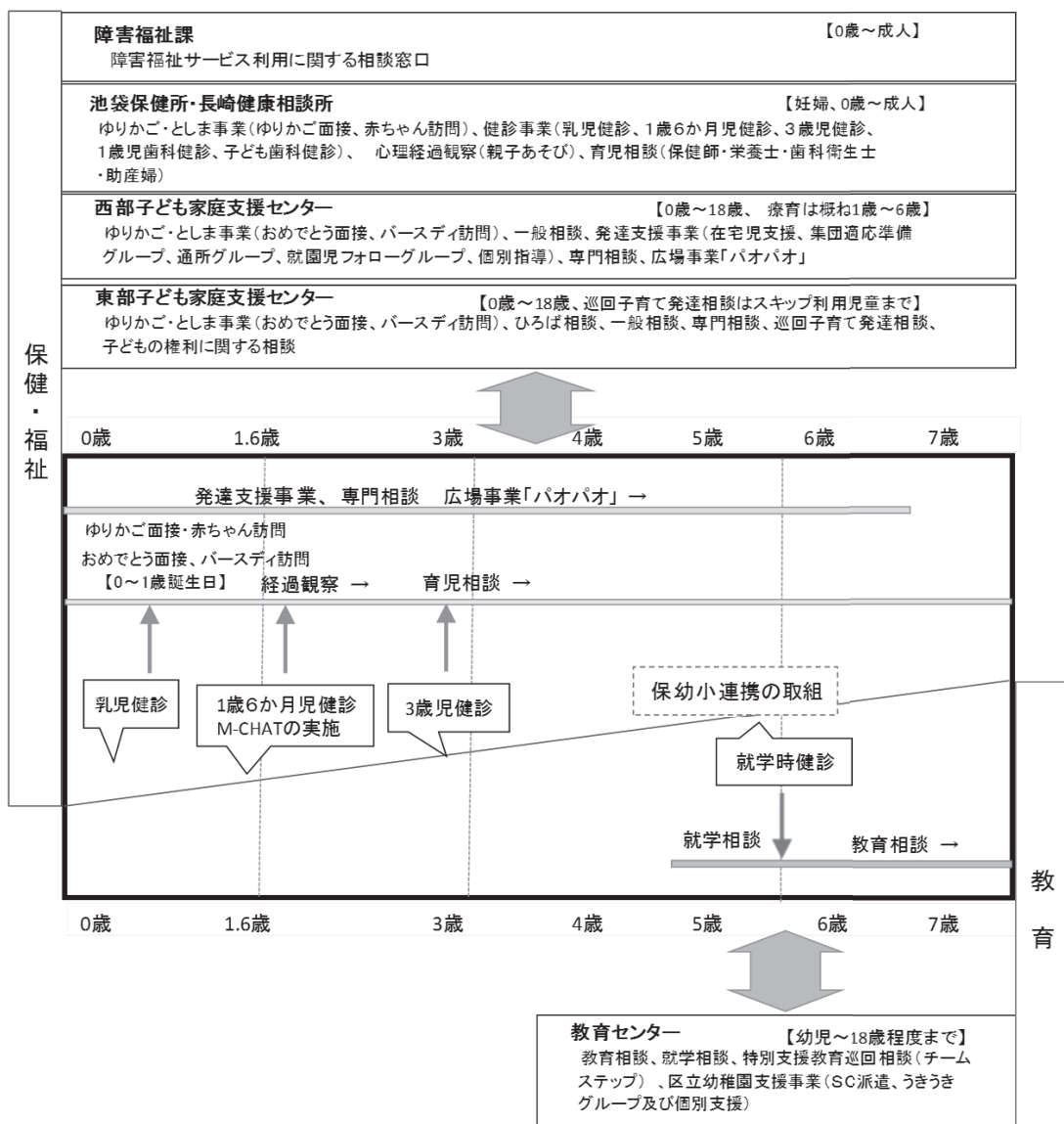
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>就学相談</b>：心身の発達に課題のある子どもの就学先や教育環境についての相談を受けている。</li> <li>・ <b>特別支援教育巡回相談</b>（通称「チームステップ」）：区立幼稚園、区立小中学校を対象とし、特別な支援を要する子どものアセスメントを行い、支援方法について教員に助言している。</li> </ul> <p>★区立幼稚園3園を対象とする事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スクールカウンセラー（教育相談員）1名の派遣</li> <li>② 区立幼稚園児を対象としたソーシャルスキルトレーニング「うきうきグループ活動」と「個別支援」の実施。</li> </ol>
--	---

※この他、豊島区内には、大学付属の相談・療育機関、民間の児童発達支援事業所等がある。

## (2) 関係機関の連携状況

上記の就学前の相談・支援機関の関係を図1に示した。

図1 豊島区の現状の連携図





- ア 早期発見支援の中心は保健所であり、保健福祉部内の各部署や子ども家庭部内の各機関とは相互に連携や情報交換が行われている。
- イ 障害福祉課は発達障害に関するコーディネート機能を有した相談窓口の設置に向けて準備中である。(資料5)
- ウ 教育委員会所管の教育センターは同じ教育委員会所管の区立幼稚園とは事業を通して密接な連携体制を構築している。

### 3 現状と課題

豊島区における特別な支援を要する未就学児の相談・療育機関の現状と課題を整理した。なお、現状の「ア」～「カ」は、課題の「ア」～「カ」に対応している。

#### (1) 現状

- ア 保健福祉部と子ども家庭部、また教育部内では、職員間の連携や情報交換が頻繁に行われているが、利用者にはどのような連携が行われているか、分かりにくい。
- イ 豊島区には支援内容の充実した機関があり、子どもの障害特性に気が付いており支援ニーズがある保護者の場合は、次の支援につないでいくことができるが、そうでない場合は支援の提供が難しい。
- ウ 保育園や幼稚園などの集団生活の場で、発達障害の傾向が見えても保護者は子どもの困難さに気付いていなかったり、受容が困難であることも多い。保育担当者が気になる子どもの様子を保護者に伝えても、受け入れるのが難しい状況がある。
- エ 支援をつなぐツールとしては、西部子ども家庭支援センターの「ひまわりシート」(資料6)、教育委員会の「就学支援シート」(資料7)など複数混在する。これらは一応、障害福祉課の「発達サポートファイル」(資料8)に順次ファイリングすることを想定している。また保育園・幼稚園は卒園する園児の要録(保育要録、幼児指導要録)を作成し、就学先の小学校に送付している。
- オ 保育園・幼稚園や小学校によっては、書面による引継ぎだけでなく、場を設定し、保育担当者と小学校の担当者が顔を合わせ、必要な情報を共有しているところもあるが、全てではない。
- カ 私立の保育施設では子育て巡回発達相談など区のシステムを十分に活用していない園もある。

#### (2) 課題

- ア 保健福祉部・子ども家庭部と教育部の連携において、利用者が活用しやすいような仕組みづくりやネットワークづくりが必要である。
- イ 子どもの障害特性への理解や受容が十分でない保護者に対する支援体制がさらに必要である。
- ウ 保育担当者・幼稚園教員は、保護者への適切な対応方法も含め、発達障害に関する正しい知識と適切な対応方法について研鑽を深める必要がある。
- エ 支援をつなぐさまざまなツールはあるが、名称も使い方も混在している。区民にとってわかりやすいツールの活用が必要である。

- オ 連携や情報共有の方法や内容が、それぞれの努力や工夫に任されている。明確な引き継ぎの場が必要である。
- カ 私立保育園、私立幼稚園のニーズに応じた支援体制の一層の周知が必要である。

#### 4 課題解決に向けた提案内容

上記の課題を検討し、以下のことを提案する。

##### (1) 支援をつなぐツールの活用について

###### ア 母子手帳の活用

誰でも持っている母子手帳に発達の状況や療育や支援記録も記入できるようにすることで、保護者が発達の課題に今より早期に気付くことができ、対応がこれまでよりスムーズになる可能性があると考えます。また母子手帳は全ての保護者が持つことから、手帳を持つこと自体に対する抵抗感（従来の支援をつなぐツールは母子手帳よりサイズが大きく、それを持つことで子どもが発達の課題を有することが一目で他者に知られてしまうことへの不安）もなくすことができると考えます。

《検討すべき母子手帳の例》

①20年をつづる母子健康手帳 ◎親子健康手帳普及協会 母子保健法に基づく母子手帳 子どもの成長を20歳になるまで記録できる母子手帳。保護者等が自由に活用できる紙面が多く、また子どもの成長に応じた情報も豊富。B6サイズ。大分県中津市は従来の母子健康手帳に代わって採用。→こちらを基に検討していく方向。

②新・母子健康手帳（親子手帳） ◎親子健康手帳普及協会 母子保健法に基づく母子手帳 市民の声、アイデアをSNSを通じて集め、それを反映させて毎年改定し発行する母子健康手帳。成長の記録をつづるスペースが多く、また、育児情報も豊富であり、初めての育児が不安なくできるような配慮がなされている。記載可能年齢は従来の母子健康手帳と同様。採用自治体は2016年4月1日現在176自治体。

###### イ 「発達サポートファイル」の活用

障害福祉課が発行している「発達サポートファイル」と教育委員会の「就学支援シート」の一本化を図っていく。

###### ウ 保育要録・幼稚園指導要録の活用

これまでも保育要録・幼稚園指導要録を就学先の学校に送ってはいるが十分に活用されているとは言い難い。保育要録・幼稚園指導要録は担当者の小学校につながる内容が書かれている資料である。送付が年度末という時期になってしまうが、ぜひ小学校で活用できるよう一層の周知・徹底を図る。

##### (2) 保育園・幼稚園から小学校へつなぐ支援のあり方について

公立・私立にかかわらず、支援の流れをより円滑に行っていくためには、幼稚園・保育園での指導・支援内容が確実に就学先に引き継がなければならない。そのためには書面の引き継ぎだけでなく、顔を合わせた連携や情報共有の取り組みが必要である。すでに地域や学区の実態に応じた様々な方法で支援の流れをつくる連携は行われているが温度差もある。今後は、支援の流れを関係機関に周知するとともに、区としての一定の方向性を示す必要がある。

《保・幼・小連携に向けての具体例》

- 小学校の教員が園に出向き、就学予定児の観察と情報共有を行う。
- 小学校の教員が研修として保育園や幼稚園の現場で、子どもの様子やかかわり方を見学する。
- 学区の小学校に保育園の保育担当者、幼稚園の教員が集まり、小学校の教員と就学予定児の情報交換を行う。
- 幼稚園・保育園の保護者会にて、小学校長が小学校生活について講演を行う。
- すでにある小中連携のシステムを活用し、そこに保育園、幼稚園も参加して情報交換を行う。

**(3) 保護者の理解を深めるための支援について**

知的発達に遅れのない発達障害の子どもは早期の診断が難しく3歳児健診後、保育園・幼稚園の集団生活の場で、「気になる子」として問題が顕在化してくることも多い。また、保護者が育てにくさを感じていたとしても、子どもの発達に課題があると認識できるまでにはいくつかの段階があり、物理的にも心理的にも時間が必要である。就学時健診時から相談を開始しても、就学までは期間が短く、保護者の気持ちに寄り添った十分な就学相談が行えない場合もある。保護者が子どもの特性や障害を、余裕をもって理解し受容していくプロセスを支援する体制が必要である。そのためには区内すべての保育園・幼稚園の求めに応じて巡回相談をはじめとした保育者・幼稚園教員を支援できる体制を整備する。さらに保育者や教員が発達障害等に関する見識をもち、特別支援教育を実践できるような専門性を担保する研修体制が必要である。

**(4) 私立及び公立保育園・幼稚園への巡回相談体制の充実について**

現在、公立幼稚園では教育センターから教育相談員の派遣、幼稚園・保護者に指導支援の助言を行う巡回相談を実施している。また東部子ども家庭支援センターの巡回子育て発達相談事業では区内保育園だけでなく、児童館・スキップ（学童クラブ）や要請に応じて私立幼稚園・その他の保育施設へも巡回相談を実施する等、巡回相談体制の充実を図ってきているが、私立保育園、私立幼稚園においては、公立幼稚園への指導・体制と比較すると特別支援教育に対する理解啓発が十分届いているとは言えないという意見があった。

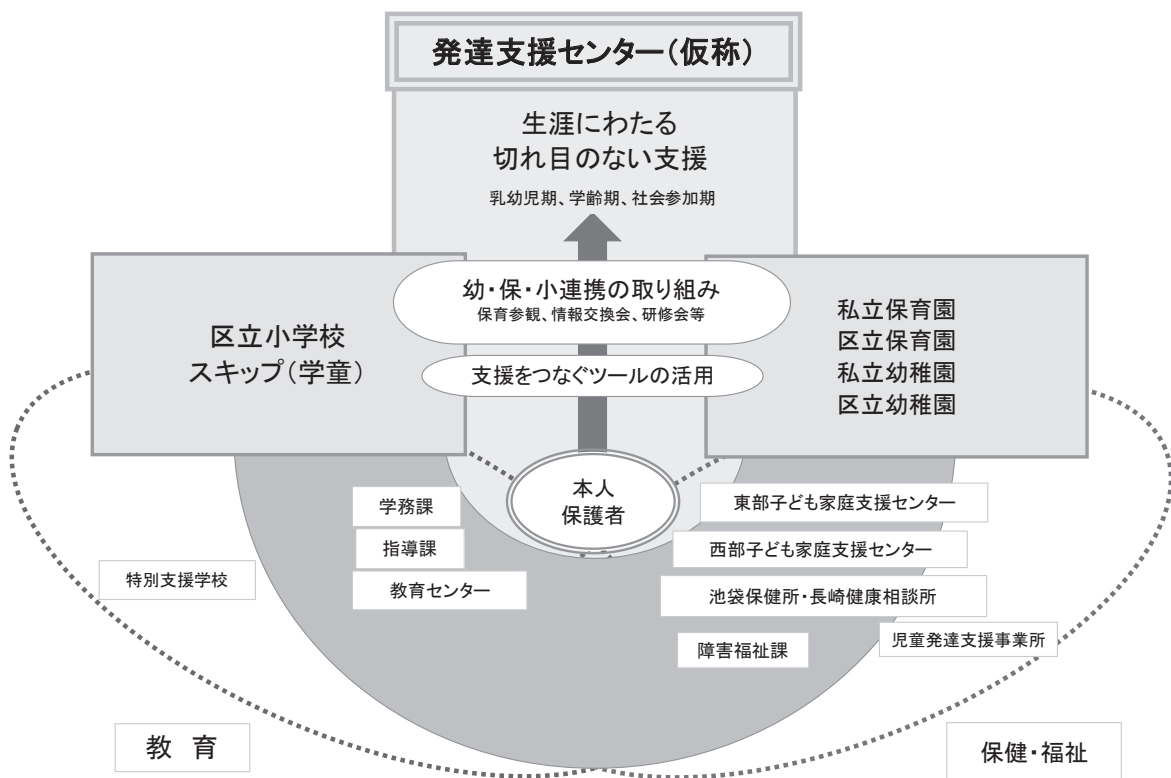
巡回相談体制に限らず、公立・私立、幼稚園・保育園にかかわらず、豊島区に在住する発達障害の幼児が、同様の支援を受けることができるよう体制を充実させていくことが必要である。

**(5) 課や部を越えた組織づくりについて**

これらの提案内容を実施するためには、関係各部・課の連携体制が不可欠である。そのためにはそれぞれの役割と連携を主導していく部署を明確にする必要がある。また、現在、障害福祉課で発達障害に関するコーディネート機能を有した相談窓口を設置準備中であるが、その機能が生かせる連携体制の構築が必要であろう。さらに、将来的には教育と福祉が一体になった組織、たとえば“発達支援センター（仮称）”を立ち上げることで生涯にわたる切れ目のない支援ができると考える。“発達支援センター（仮称）”は、

発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援を、支援をつなぐツールの活用とともに課を越えてコーディネートする専門機関である。ここでは、発達や教育、医療や保健福祉などの専門性のあるスタッフによって、発達に不安や課題を抱える子どもと保護者、その家族を就学のみならず就職に至るまで切れ目なく一連の流れの中で包括的にサポートすることを業務の中心とし、一元的にその情報を管理する。センターは子どもの成長だけではなく、その時々で悩みを抱えがちな保護者やその家族を包括的に見守り、必要に応じて相談業務や就学・就職についての支援、さらには様々な健康課題に対する各種支援につなぐ。一方、子どもやその保護者、家族とかわる各種教育機関や支援機関はセンターと適宜情報を共有することで、子どもが次の支援機関に移ったとしても切れ目なく一元的に情報提供や共有が可能となり、それが結果として継続的な支援につながる。現存する支援機関やツールをさらに有効に活用し切れ目のない支援を実現するために、このセンター構想を今後検討していくことを提案したい。

図2 幼児期における支援体制(案)



## 5 今後のスケジュール

上記提言を実現化するため、今後のスケジュールを立案した。

	内 容
障害福祉課	平成30年度に発達相談に関する相談や関係機関等とのネットワークの構築、連絡調整等に関する窓口を新たに開設する。
池袋保健所 長崎健康相談所	平成30年度は『特別支援教育のあり方を考慮した母子手帳の見直し・検討』を予定とする。
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部子ども家庭支援センター                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学にあたり、「ひまわりシート」を継続して積極的に活用し、幼稚園・保育園との顔の見える連携を行うとともに、発達や療育支援の記録として切れ目のない支援を目指す。</li> <li>・早期発見、早期療育をすすめ、時間をかけて保護者の発達への理解を促すとともに、関係機関向けの発達専門講座をより周知していくことで職員の意識、技術の向上を図る。</li> </ul> </li> <li>●東部子ども家庭支援センター                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は拡充として心理職を1名増員する。31年度以降については巡回相談のニーズの状況を踏まえて、さらなる検討をしていく。</li> </ul> </li> </ul>
教育センター	つなぐツールの内容とその流れについて見直しを行う。 (就学支援シート、就学支援ファイル)
区立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒園時の情報を就学先に引き継ぐ。 限られた小学校だけでなく、できるだけ多くの進学先の小学校の教員と会って幼児の様子を伝える。</li> <li>・近隣保育園との連携 保育園との連携の回数を増やす。教員の研修を一緒に行う。</li> </ul>



## 特別支援教育のあり方検討ワーキンググループ報告書

### 資料

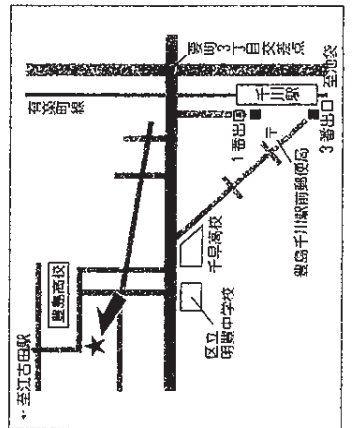
- 資料1 冊子「障害のあるお子さんのために」(子ども家庭部子ども課)より抜粋
- 資料2 西部子ども家庭支援センター発達支援事業内容(子ども家庭部子育て支援課)
- 資料3 パンフレット「子どもの成長と発達」(障害福祉課)
- 資料4 パンフレット「教育相談のごあんない」(教育部教育センター)
- 資料5 専門窓口を中心とした関係機関図(案)(障害福祉課)
- 資料6 ひまわりシート (西部子ども家庭支援センター)
- 資料7 就学支援シート(教育委員会)
- 資料8 発達サポートファイル (障害福祉課)

資料1 冊子「障害のあるお子さんのために」(子ども家庭部子ども課)より抜粋

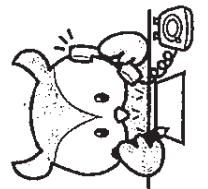
1. 相談窓口

(1) 発達・子育てに関する相談

機関名	西部子ども家庭支援センター
住所・電話	千早4-6-14 ☎(5966)3131 FAX(5966)3137
相談日	(月)~(金)9:00~18:00(土)9:00~17:00 祝日、年末年始を除く
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達支援事業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学前の子どもの保護者を中心に発達に関しての相談と通所による療育を行う。</li> <li>○ 家族支援相談グループ(在宅児支援)</li> <li>○ 集団適応準備グループ</li> <li>○ 通所グループ(親子通所、単独通所)</li> <li>○ 就園児フォローグループ</li> <li>○ 個別指導</li> </ul> </li> <li>● ひろば相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ センター内の親子遊び広場で、子ども家庭支援ワーカーが、就学前の子どもの生活や発達、家族の子育てに関する相談を受ける。</li> <li>○ 広場事業「バオバオ」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達に不安がある、子育てに不安が高いなど親子関係が不安定な方を対象に相談を実施する。毎月第1、3(木)に遊びひろばにて、職員・心理士・理学療法士が遊びながら親子からの相談を受け、何回か本事業に参加した後、必要に応じて専門相談に入ったり、グループに入ったりする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 一般相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18歳未満の子どもの家族・関係者から、子どもと家庭に関する相談を面接・電話・フアクシミリ・電子メールで受ける。</li> <li>○ 専門相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童福祉士、臨床心理士等の専門相談員が、18歳未満の子どもの家族・関係者から、発達・子育て、家庭に関する相談を受ける。</li> <li>● 巡回子育て発達相談                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内保育園や児童館・スキップ(学童クラブ)、また要請に応じて幼稚園・その他の保育施設に心理職員が巡回し、保育士や保護者から、障害児や発達障害の可能性のある子どもについての相談を受け、助言を行う。</li> <li>○ 子どもの権利に関する相談</li> <li>○ 育児支援家庭訪問事業   <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産中から就学前の子どものいる家庭に子育て相談員が自宅を訪問し、子育ての相談に応じる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
利用	児童福祉法による障害児通所給付事業に関する自己負担分について幼児は区が負担。
実施事業	一時保育(1時間500円)、地域組織化活動
備考	専門相談は予約制

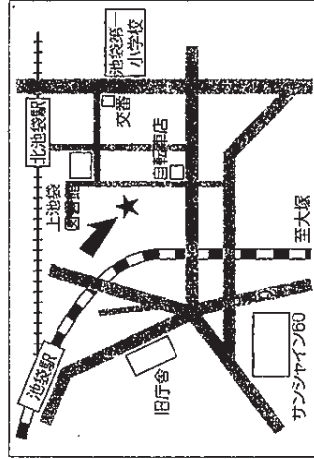


交通機関/●地下鉄有楽町線 千川駅下車  
1番出口を出て 徒歩約10分

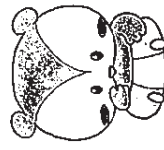


No.1

機関名	東部子ども家庭支援センター
住所・電話	上池袋2-35-22 ☎(5980)5275 FAX(3576)6240
相談日	(月)~(金)9:00~18:00(土)9:00~17:00 祝日、年末年始を除く
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひろば相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ センター内の親子遊び広場で、子ども家庭支援ワーカーが、就学前の子どもの生活や発達、家族の子育てに関する相談を受ける。</li> <li>○ 一般相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳未満の子どもの家族・関係者から、子どもと家庭に関する相談を面接・電話・フアクシミリ・電子メールで受ける。</li> <li>● 専門相談                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉士、臨床心理士等の専門相談員が、18歳未満の子どもの家族・関係者から、発達・子育て、家庭に関する相談を受ける。</li> <li>○ 巡回子育て発達相談   <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内保育園や児童館・スキップ(学童クラブ)、また要請に応じて幼稚園・その他の保育施設に心理職員が巡回し、保育士や保護者から、障害児や発達障害の可能性のある子どもについての相談を受け、助言を行う。</li> <li>● 子どもの権利に関する相談</li> <li>● 育児支援家庭訪問事業   <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊産中から就学前の子どものいる家庭に子育て相談員が自宅を訪問し、子育ての相談に応じる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
その他の事業	一時保育(1時間500円)、地域組織化活動
備考	必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。



交通機関/●池袋駅東口から徒歩約15分  
北池袋駅から徒歩約10分



機関名	子育てインフォメーション
住所・電話	南池袋2-45-1(区役所4階) ☎(4566)2487
相談日	平日:午前8時30分~午後5時00分 土日:午前9時00分~午後5時00分 祝日、年末年始を除く
利用できる方	区内に在住する子育て中の方 または、これから子育てをされる方等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てナビゲーターが妊娠中から18歳までのお子さんについての疑問・相談にお応えします。</li> <li>● 子育ての各種窓口や手続きのご案内</li> <li>● 子育ての相談</li> <li>● 子育ての講座やイベント情報のご紹介等</li> </ul>

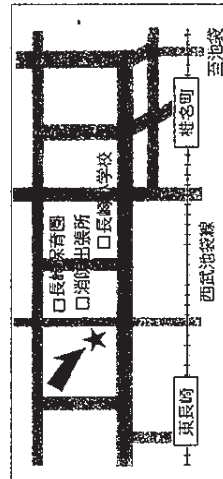
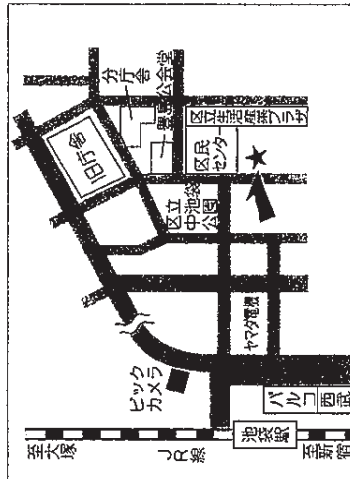


資料1 冊子「障害のあるお子さんのために」(子ども家庭部子ども課)より抜粋

N02

(2) 育児・健康等に関する相談

機関名	池袋保健所健康推進課	長崎健康相談所
住所	東池袋1-20-9	長崎3-6-24
電話番号	☎(3987)4172 FAX(3987)4178	☎(3957)1191 FAX(3958)2188
相談日	(月)～(金) 8:30～17:00 土日、年末年始を除く	
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児相談(保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師) 妊婦・子どもへの健康、子育てに関する相談を実施。出張育児相談として、数か所の区民ひろばなどで定期相談を実施している。</li> <li>健診事業 乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、小児歯科健診、子ども歯科健診を実施。子どもへの健康・発達面の状況を随時保健指導を実施。</li> <li>子育て相談 小児科医師による乳幼児健診後の発育、発達に関する経過観察。</li> <li>子ども相談(心理経過観察) 心理職による健診後の心理・発達面の相談及び経過観察。</li> <li>精神保健相談 保健師による随時相談、精神科医による専門相談(予約制)、精神保健福祉士等による家族問題相談(予約制)</li> </ul>	
実施事業	<p>こんにちは赤ちゃん事業、栄養相談、歯科衛生相談 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費助成(精神通院治療)、難病の医療費助成、自立支援医療(育成医療)、小児精神科、小児慢性疾患、未熟児養育医療等の受付</p>	
備考	必要に応じて関係機関へ紹介	



■池袋保健所  
交通機関/●池袋駅東口下車 徒歩約5分

【受付区域】  
池袋1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目・4丁目(1～4・7～11・13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2・4～10・13・14・19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4・17～23・35・36番)

■長崎健康相談所  
交通機関/●椎名町駅・東長崎駅から徒歩約10分

【受付区域】  
西池袋4丁目(5・6・12・19～40番)・5丁目(25～30番)、池袋3丁目(3・11・12・15～18番)、目白4丁目(5～16・24～34番)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

(3) 障害福祉サービスに関する相談

機関名	障害福祉課 知的障害者支援グループ(児童担当)
住所・電話	南池袋2-45-1 (区役所4階) ☎(3981)1853 FAX(3981)4303
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛の手帳の相談</li> <li>障害福祉サービスの利用</li> <li>障害者総合支援法による障害福祉サービス利用等についての相談、サービス支給決定等を行っている。</li> <li>児童福祉法による障害児通所支援利用等についての相談、サービス支給決定等を行っている。</li> </ul>

機関名	障害福祉課 障害者在宅支援グループ	東部障害者支援センター	西部障害者支援センター
住所	南池袋2-45-1 (区役所4階)	南大塚2-36-2	要町1-5-1
電話番号	☎(3981)2141 FAX(3981)4303	☎(3946)2511 FAX(3943)9763	☎(3974)5531 FAX(3959)8260
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービスの利用</li> <li>身体障害者手帳の所持者等の障害福祉サービス利用等についての相談、サービス支給決定等を行っている。</li> </ul>	※各機関の受付区域は5ページを参照	

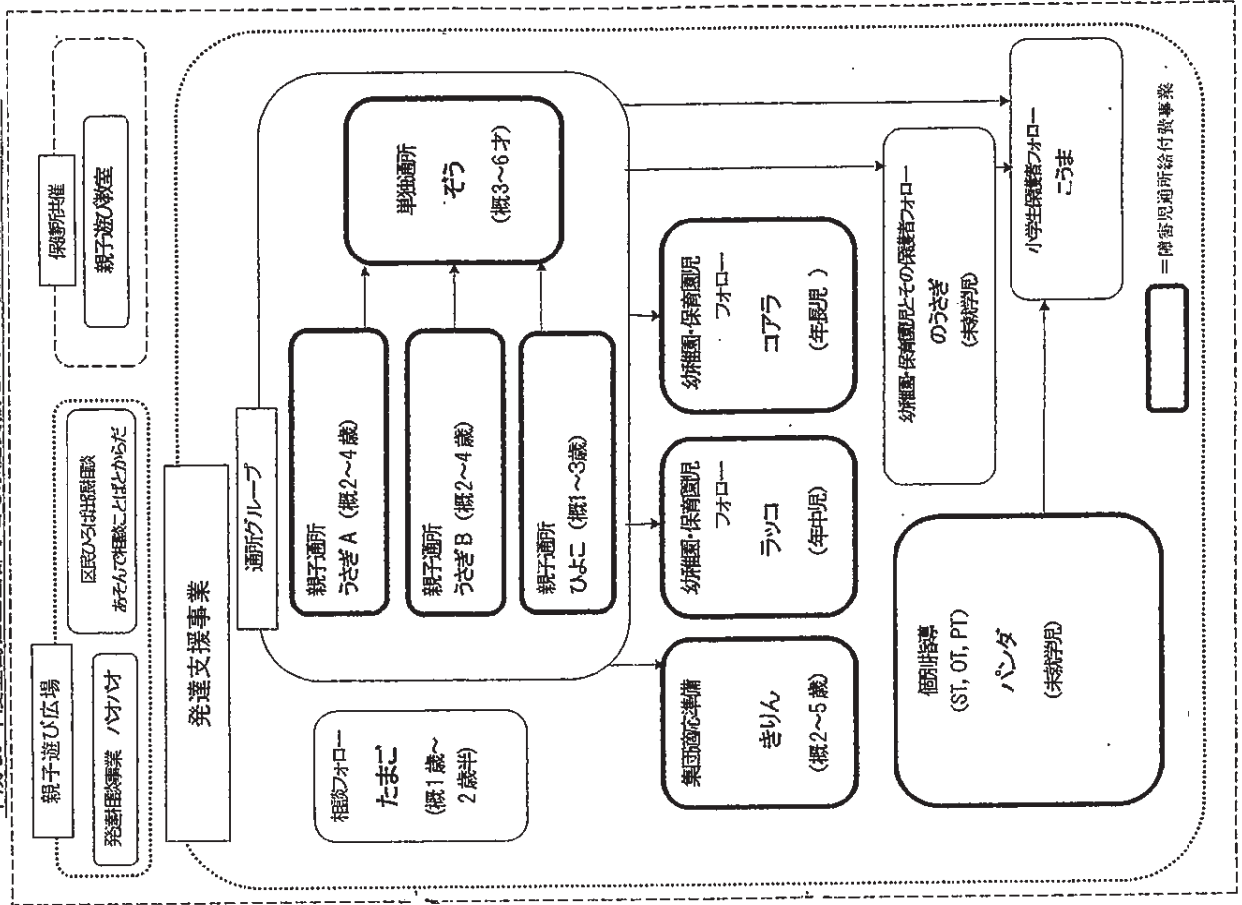
機関名	障害福祉課 障害者在宅支援グループ
住所・電話	南池袋2-45-1 (区役所4階) ☎(3981)2141 FAX(3981)4303
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>手当、医療費助成</li> <li>特別障害者手当(国)、心身障害者福祉手当(区)などの申請受付、給付</li> <li>心身障害者医療費助成制度の申請受付</li> </ul>

機関名	心身障害者福祉センター(基幹相談支援センター)
住所・電話	目白5-18-8 ☎(3953)2811 FAX(3953)9441
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者福祉センター 障害のある方、その支援者等の活動場所の提供を行う。</li> <li>基幹相談支援センター 障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やそのご家族などの相談を受け、支援を行う。</li> </ul>

資料1

資料 2 西部子ども家庭支援センター発達支援事業内容(子ども家庭部子育て支援課)

平成29年度豊島区立西部子ども家庭支援センター発達支援事業系統図



平成29年度西部子ども家庭支援センター発達支援事業内容

— 心身の発達に困難をもち子どもとその家族に対して、個々の発達に合わせた指導や働きかけを行うことで、家族が子育てで自信をもち、安定した生活が送れるように支援します—

事業名	概要	対象児	担当
相談	発達相談 子どもの行動面の心配・育児不安等の相談	未就学児	臨床心理士・保育士 教員
	小児科 身体発達や子育てに関する相談等	未就学児	小児科医
通所指導	小児精神科 発達や子育てに関する相談と、子育て等 身体機能についての指導や相談	未就学児	小児精神科医
	理学療法 身体機能についての指導や相談	未就学児	理学療法士 (PT)
個別指導	作業療法 日常生活や遊びの中の運動・感覚機能についての相談	未就学児	作業療法士 (OT)
	言語聴覚 ことばについての全般的な相談・聞こえについての相談等	未就学児	言語聴覚士 (ST)
フォローアップ	ひとりこ (10時～12時) うさぎA 月・木 (10時～13時30分) うさぎB 水・金 (10時～13時30分) ぞう	概1才～3才	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
	きりん 月・火 (10時～13時30分)	概2才～4才	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
フォローアップ	コアラ 月3回 金 (14時45分～16時15分)	概3才～6才	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
	ラッコ 月2回 火 (14時45分～16時15分)	概2才～5才	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
個別指導	たまたこ 月2回 水 (10時～11時30分)	概1才～2歳半	言語聴覚士 (ST) 作業 療法士 (OT) 理学療 法士 (PT)
	パンダ	未就学児	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
フォローアップ	のうさぎ	通所指導終了 児 (未就学児) の 保護者	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
	こうま	小学生の保護 者	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)
相談	ハオハオ 新木 (9時30分～11時15分) あそんで相談 ことはからだ	未就学児	子ども家庭支援 ワーカー (保育士・福祉・臨床心理士)、理学療 法士

資料3 子どもの成長と発達(障害福祉課)

相談窓口

幼児期  
向け

子どもの  
成長と発達

～たくさんの可能性を伸ばすために～



豊島区  
TOSHIMA CITY

早めの気づきから  
早めの対応を

乳幼児期は、いろいろな能力を獲得する時期です。そのため、早くからその子どもの持っている特性や苦手さ・困難さに気づくことが大切です。

早くから特性に応じた適切な対応をすることで、可能性を伸ばしていくことができます。



豊島区がサポートします!!!

豊島区では、一人ひとりに合ったサポートをしていくため、関係機関のネットワークを強化しています。

お子さんにとってのよりよい毎日のために、今できることを、一緒に考えていきましょう!

発達サポートファイル

乳幼児から大人になるまでの発達・成長の記録をまとめることで、本人や家族、関係機関が成長の過程を把握・共有し、適切なサポートを実現します。

豊島区のホームページからご自身でダウンロードすることもできます。  
<http://www.city.toshima.lg.jp/382/kenko/shogai/shienjigyo/shienjigyo/032315.html>



《発達相談・子どもの問題全般に関する相談》

○西部子ども家庭支援センター  
豊島区千早4-6-14  
03(5966)3131

○東部子ども家庭支援センター  
豊島区上池袋2-35-22  
03(5980)5275

《乳幼児期の発育・発達に関する相談》

○池袋保健所 健康推進課  
豊島区東池袋1-20-9  
03(3987)4174

○長崎健康相談所  
豊島区长崎3-6-24  
03(3957)1191

《学校・教育に関する相談》

○教育センター  
豊島区雑司が谷3-1-7  
03(3590)6746

《障害児通所支援に関する相談》

○障害福祉課知的障害者支援グループ(児童担当)  
豊島区南池袋2-45-1  
03(3981)1853

発行：豊島区保健福祉部障害福祉課  
電話：03-3981-1766 / FAX：03-3981-4303  
発行日：平成28年3月

「子どもが困っていること」に  
気づいていますか?

子どもの発育や発達スピードはそれぞれ違います。

「ちょっと気になる」「なんだかたいへん」などと日ごろ周りの大人が感じていることは、実は子どもにとっても、困っていることかもしれません。

このような子どもの「困りごと」は、親の育て方や家庭でのしつけなどが問題で起きているのではなく、生まれつきの特性によって起きている場合があります。

たとえば、できることとできないことの差が大きかったり、家ではできることが、幼稚園や保育園など集団の中ではできなかったりする場合があります。

お子さんがどんな苦手なところを持っているのか、どんなことに困っているのかを知り、適切な対応をすることで、子どもはすこやかに成長していきます。

少しでも気になる場合は、自分ひとりで解決しようと思わず、まずは気軽に相談してください。



こんなことはありませんか?

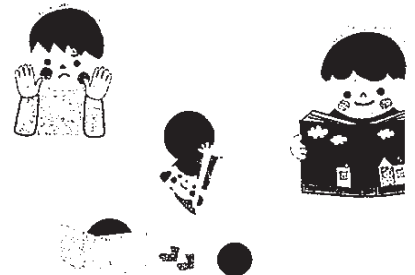


まわりの人と

- 目と目が合いにくい
- ことばが遅い
- オウム返しやひとり言が多い
- ごっこ遊びや、ルールのある遊びが苦手
- 友だちに関心、興味が無い
- 友だちをたたいたり、けったりしてしまう
- 呼んでも振り向かない

くらしの中で

- おちつきがなく、目が離せない
- 好き嫌いが多く、決まったものしか食べない
- 睡眠時間が短く、すぐに目をさます
- おとなのことばがけに反応しない
- 味覚・におい・音に過敏である
- 急な変更、パニックを起こす
- 意味のない行動を何度も繰り返す
- こだわりが強く、切り替えができていない

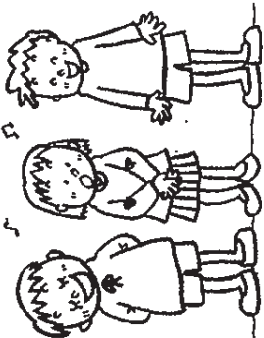


参考資料

少しでも気になることがある方は、  
いつでも相談してください

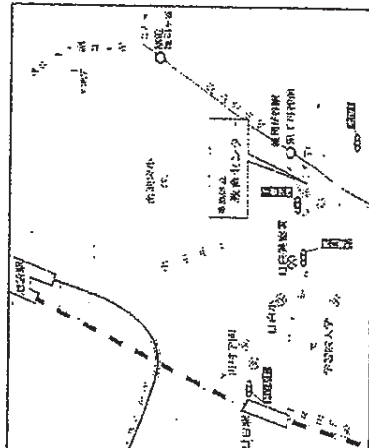
資料4 教育相談のごあんない(教育部教育センター)

# 教育相談のごあんない



## 豊島区立教育センター

住所：〒171-0032 豊島区雑司が谷 3-1-7(2階)



地下鉄副都心線雑司が谷駅・2番出口より直結  
JR目黒駅・徒歩8分／千空世橋バス停・徒歩1分  
都電鬼子母神前停留所・徒歩2分

### 就学相談

落ち着かない・文字を読むことや書くことが苦手・授業についていけない・状況に応じた行動をとることが苦手、このようなお子さんの就学先に関するご相談をお受けします。

お子さんにあっただ教育環境やサポートを、保護者の方と一緒に考えます。



#### ＜お申し込み方法＞

● 次年度の4月に小学校へ入学される方  
→ 下記担当に直接お電話でお申し込みください。

教育部教育センター-就学相談担当  
電話 03(3590)6746 (直通)

●すでに区立小中学校に在籍されている方  
→ 各学校で発行している必要書類を作成し、学校に提出してください。後日、就学相談担当からご連絡いたします。



### チームステップ

区立幼稚園・小・中学校に、教育センターの相談員を派遣し、特別支援教育に関する巡回相談を行っています。

対象：区立の幼稚園・小・中学校の通常学級

在籍：在園・在学しているお子さんが、よりよく集団活動に参加し、楽しい園・学校生活が送れるよう、支援方法等を教職員に提案します。学級内・個別場面でお子さんの様子をみながら、よりよい支援方法の検討を行います。

#### ＜お申し込み方法＞

在籍園、在籍校から依頼を受けて派遣します。



直接園・学校にお問い合わせください。



### 教育相談

お子さんの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、来所によるご相談をお受けします。  
担当相談員が継続的に関わっていきます。相談内容は秘密を厳守します。

対象：区内に在住・在学の、幼児から18歳までのお子さんとそのご家族。  
区内公立学校(園)の教職員。  
受付日：月～土曜日(祝日年末年始を除く)  
継続：9:00～12:00、13:00～17:00

#### ＜お申し込み方法＞

ご相談は予約制です。電話または来所にてお申し込みください。

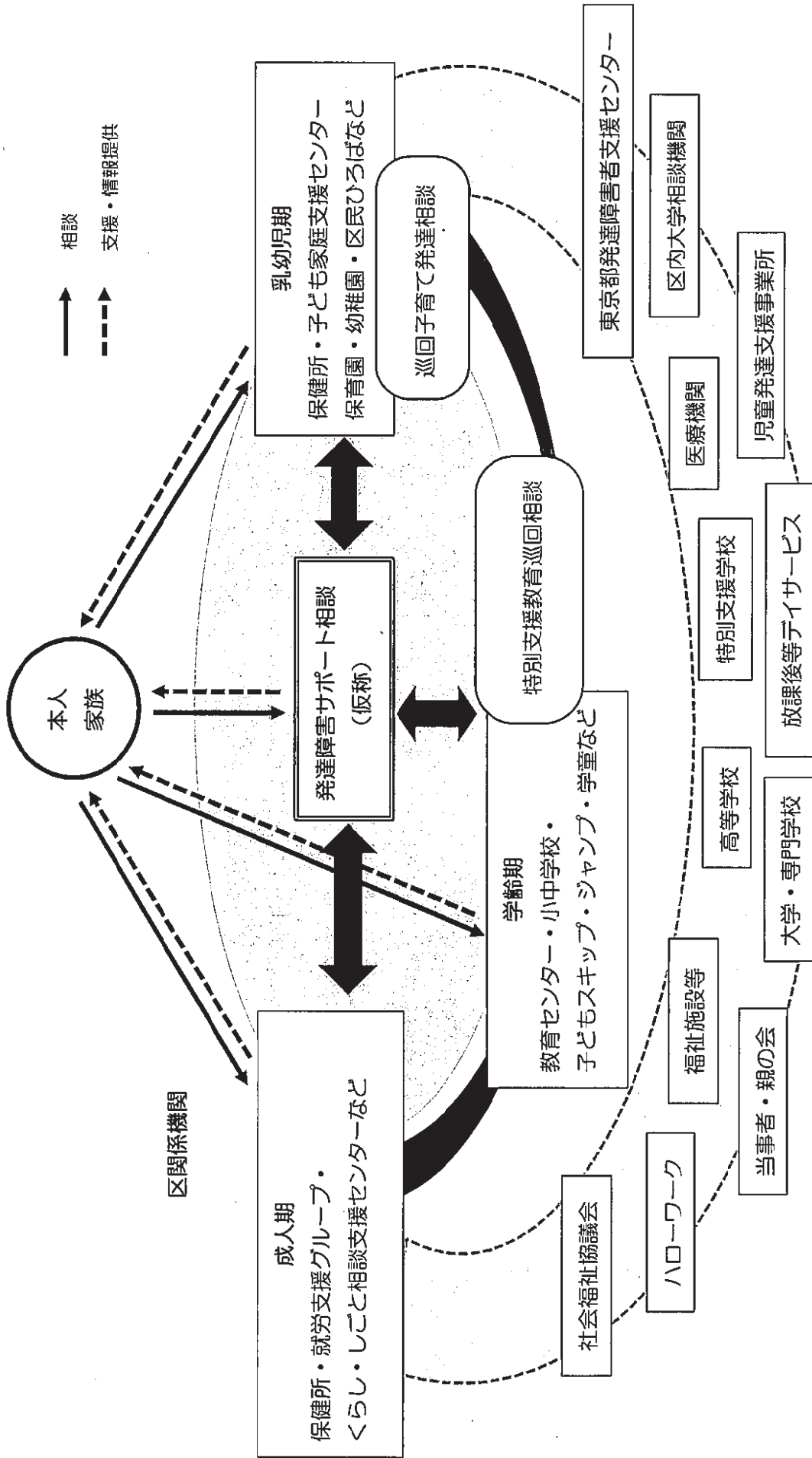
予約：教育部教育センター-教育相談担当  
電話 03(3971)7440(直通)

#### 「電話相談」

電話でのご相談をお受けします。匿名でご相談できます。

相談時間：9:00～12:00、13:00～17:00  
受付日：月～土曜日(祝日年末年始を除く)  
電話番号：03(3983)0094

資料5 専門窓口を中心とした関係機関図 (案)



資料6 ひまわりシート  
(西部子ども家庭支援センター)

# ひまわりシート

個別支援シート



お子さんのお名前	ふりがな	生年月日	性別
			男・女

機関名： \_\_\_\_\_  
豊島区立西部子ども家庭支援センター

お子さんの氏名 \_\_\_\_\_

## 記入例

## ひまわりシート

■( としま ) 保育園 幼稚園

記入者: \_\_\_\_\_

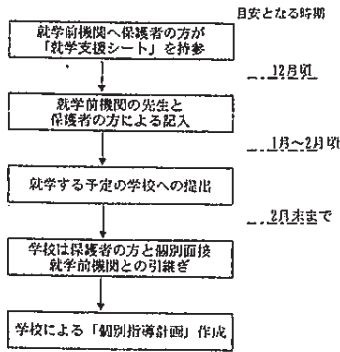
	コミュニケーション (言葉・意思表示、大人との関係、友達との関係)	運動・作業	性格・行動 (長所・短所・こだわり等)
子どもの様子 (好きなこと・苦手なこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守ろうとする。</li> <li>・大人とのやりとりは上手にできる。</li> <li>・ことばで自分の意思を伝えられない。</li> <li>・子ども同士のやりとりがうまくいかない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール遊びが好き。</li> <li>・植物の水やりが好き。</li> <li>・スキップができる。</li> <li>・みんなと一緒に体操するのが苦手。</li> <li>・はさみを使うのが苦手。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好きなことには集中して行う。</li> <li>・時間を守ろうとする。</li> <li>・活動や行動等の場面で、気持ちを切り替えることが難しい。</li> </ul> など
配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝えたいことをできるだけ汲み取れるようにしている。</li> <li>・子ども同士の仲立ちを心がけている。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加を促すよう声をかけるとともに、一緒に行うようにしている。</li> <li>・少しでもできたときには、具体的にほめるなど、認め励ますようにしている。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終了となる時間を決め、その後の活動の見通しが持てるようにしている。</li> </ul> など
一年の振り返り		年度末に記入します。	

**資料7 就学支援シート(教育委員会)**

メモ (ご自由にお使いください)

就学支援シートを作成した就学前機関名	記入年月日	その他・メモ

「就学支援シート」の作成と利用の流れ

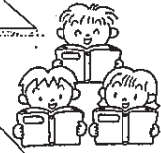


**就学支援シートに関する問合せ先**

豊島区教育委員会教育センター 教育相談グループ  
電話：3590-6746  
FAX：3981-4703

お子さんの新しい学校生活のために

**就学支援シート**



就学支援シートとは、保育園や幼稚園、児童館などでの生活や様子などを担任の先生と保護者が書き込み、小学校へ直接伝え、お子さんが学校生活を過ごしやすくするために、小学校の担任になった先生と学校ではどんな支援ができるか、一緒に考えていくための資料とするものです。  
お子さんの心配なことや伝えたいことがあったらぜひこのシートをご活用ください。

お子さんのお名前	ふりがな
保護者のお名前	ふりがな



作成日 平成 年 月 日 記入

豊島区教育委員会

1 成長・発達に関すること

① 健康や日常生活面での配慮事項

就学前機関 (幼稚園・保育園・児童館など) から	保護者の方から
身体・健康のこと ○健康上・身体上のことで配慮してほしいことなど	
身体の動き ○身体全体の動きや手・指の動きについて、配慮してほしいことなど ○聴力や視力・発音などで気になること	
生活面のこと ○日常の活動で配慮してほしいこと ○排泄や衣服の着脱、食べ物のこだわりなどで気になっていること	

② 人とのかわり

就学前機関 (幼稚園・保育園・児童館など) から	保護者の方から
個別的なかわり ○子ども同士(材料)での遊び方 ○初めての人との接し方やコミュニケーションの取り方の特徴	
集団への参加 ○多くの友達と一緒に遊ぶ時やみんなと一緒に話を聞くと同時に注意していること ○ゲームなどの勝ち負けやこだわりなど	
意思の疎通 ○言葉による指示で配慮すると良いこと ○自分の考えていることを伝える時に配慮していること	

③ 興味や関心について

就学前機関 (幼稚園・保育園・児童館など) から	保護者の方から
○大好きな遊び ○文字や絵についての理解 ○物事へのこだわり ○一人で一生懸命やっていることなど	

④ 性格・行動について

就学前機関 (幼稚園・保育園・児童館など) から	保護者の方から
○穏やかなこと・得意なことについて配慮していること ○感情をおさえないような状態(パニックなど)を認めた場合の配慮事項など	

2 指導についての配慮や工夫 (就学前機関がご記入ください。)

指導内容 指導方法	
1今まで工夫してきた方法、大別してきたこと、配慮してきたことなど	
就学後に配慮してほしいこと、続けて欲しい支援など	
その他	

3 保護者の意向・要望・期待など (保護者の方がご記入ください。)

学校生活について	
その他 (支援してほしいこと、配慮してほしいこと)	

参考資料

資料8 発達サポートファイル（障害福祉課）

はじめに

豊島区発達サポートファイルは  
一人一人の成長を見守り、生活を支える多くの人たちに、  
ご本人の理解を深めてもらうことを目的に作成しました。  
成長・生活の記録として、活用していただくと幸いです。

# 発達サポートファイル

## 利用にあたって



## 豊島区

1. 本人やご家族にとって必要な事柄を記入しましょう。  
成長の過程や、記憶に残る出来事などを記録していきましょう。  
記録するタイミングはそれぞれです。誕生日や進級、進学、就職の機会など  
自由に記入してください。  
全てのページに記入する必要はありません。必要なページを使ってください。  
ページは区のホームページからダウンロードできます。
2. 自由にアレンジしてみましょう。  
保育園や幼稚園、学校、支援機関などでの資料（例：学校で作成する「個別の  
教育支援計画」、「個別指導計画」、福祉サービス利用時の「個別支援計画」など）  
をファイルしてまとめたり、順番を入れ替えたり、使いやすいようにアレンジ  
してみてください。
3. 支援機関を利用するときに、活用してください。  
何か、相談したいことができたとき、今までの成長の過程や生活の状況を支援  
機関に伝えるときに活用してください。  
見返して自分で相談したいことをまとめたり、支援者に必要なページを見せて  
伝えるなどして利用してください。
4. 個人情報の取扱いに注意してください。  
本人情報、家庭状況など個人情報も多く記録することになります。  
プライバシーに十分注意して取り扱ってください。



資料 8

# 区立幼稚園の現状

## 1. 区立幼稚園 3 園の基本情報

	西巣鴨幼稚園	池袋幼稚園	南長崎幼稚園																																																																																																
沿革	H45.4 設立（1 年保育） （H5.4～2 年保育開始）	H48.4 設立（1 年保育） （H2.4～2 年保育開始）	H47.4 設立（1 年保育） （H4.4～2 年保育開始）																																																																																																
職員数	<p>&lt; 常勤 &gt; 園長… 1 名 主任教諭… 1 名 教諭… 1 名</p> <p>&lt; 非常勤等臨時職員 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>常勤（担任）</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常勤（道徳）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 16 日</td><td></td></tr> <tr><td>非常勤（特別支援）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（看護師）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（特別支援）</td><td>2</td></tr> <tr><td>※月 92 時間</td><td></td></tr> <tr><td>臨職（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（事務）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 15 日</td><td></td></tr> </table> <p>&lt; 園医 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>非常勤（内科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（耳鼻科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（眼科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（歯科医）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（薬剤師）</td><td>1</td></tr> </table> <p>合計（その他除く） 1 2 名</p>	常勤（担任）	2	非常勤（道徳）	1	※月 16 日		非常勤（特別支援）	1	非常勤（看護師）	1	非常勤（預かり）	1	臨職（特別支援）	2	※月 92 時間		臨職（預かり）	1	臨職（事務）	1	※月 15 日		非常勤（内科）	1	非常勤（耳鼻科）	1	非常勤（眼科）	1	非常勤（歯科医）	1	非常勤（薬剤師）	1	<p>&lt; 常勤 &gt; 園長… 1 名 教諭… 2 名</p> <p>&lt; 非常勤等臨時職員 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>常勤（担任）</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常勤（道徳）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 16 日</td><td></td></tr> <tr><td>非常勤（特別支援）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※池袋、南長崎兼務</td><td></td></tr> <tr><td>非常勤（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（特別支援）</td><td>2</td></tr> <tr><td>※月 92 時間</td><td></td></tr> <tr><td>臨職（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（事務）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 15 日</td><td></td></tr> </table> <p>&lt; 園医 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>非常勤（内科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（耳鼻科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（眼科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（歯科医）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（薬剤師）</td><td>1</td></tr> </table> <p>合計（その他除く） 8 名</p>	常勤（担任）	2	非常勤（道徳）	1	※月 16 日		非常勤（特別支援）	1	※池袋、南長崎兼務		非常勤（預かり）	1	臨職（特別支援）	2	※月 92 時間		臨職（預かり）	1	臨職（事務）	1	※月 15 日		非常勤（内科）	1	非常勤（耳鼻科）	1	非常勤（眼科）	1	非常勤（歯科医）	1	非常勤（薬剤師）	1	<p>&lt; 常勤 &gt; 園長… 1 名 教諭… 2 名</p> <p>&lt; 非常勤等臨時職員 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>常勤（担任）</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常勤（道徳）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 16 日</td><td></td></tr> <tr><td>非常勤（特別支援）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※池袋、南長崎兼務</td><td></td></tr> <tr><td>非常勤（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（特別支援）</td><td>3</td></tr> <tr><td>※月 92 時間</td><td></td></tr> <tr><td>臨職（預かり）</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨職（事務）</td><td>1</td></tr> <tr><td>※月 15 日</td><td></td></tr> </table> <p>&lt; 園医 &gt;</p> <table border="1"> <tr><td>非常勤（内科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（耳鼻科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（眼科）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（歯科医）</td><td>1</td></tr> <tr><td>非常勤（薬剤師）</td><td>1</td></tr> </table> <p>合計（その他除く） 1 0 名</p>	常勤（担任）	2	非常勤（道徳）	1	※月 16 日		非常勤（特別支援）	1	※池袋、南長崎兼務		非常勤（預かり）	1	臨職（特別支援）	3	※月 92 時間		臨職（預かり）	1	臨職（事務）	1	※月 15 日		非常勤（内科）	1	非常勤（耳鼻科）	1	非常勤（眼科）	1	非常勤（歯科医）	1	非常勤（薬剤師）	1
常勤（担任）	2																																																																																																		
非常勤（道徳）	1																																																																																																		
※月 16 日																																																																																																			
非常勤（特別支援）	1																																																																																																		
非常勤（看護師）	1																																																																																																		
非常勤（預かり）	1																																																																																																		
臨職（特別支援）	2																																																																																																		
※月 92 時間																																																																																																			
臨職（預かり）	1																																																																																																		
臨職（事務）	1																																																																																																		
※月 15 日																																																																																																			
非常勤（内科）	1																																																																																																		
非常勤（耳鼻科）	1																																																																																																		
非常勤（眼科）	1																																																																																																		
非常勤（歯科医）	1																																																																																																		
非常勤（薬剤師）	1																																																																																																		
常勤（担任）	2																																																																																																		
非常勤（道徳）	1																																																																																																		
※月 16 日																																																																																																			
非常勤（特別支援）	1																																																																																																		
※池袋、南長崎兼務																																																																																																			
非常勤（預かり）	1																																																																																																		
臨職（特別支援）	2																																																																																																		
※月 92 時間																																																																																																			
臨職（預かり）	1																																																																																																		
臨職（事務）	1																																																																																																		
※月 15 日																																																																																																			
非常勤（内科）	1																																																																																																		
非常勤（耳鼻科）	1																																																																																																		
非常勤（眼科）	1																																																																																																		
非常勤（歯科医）	1																																																																																																		
非常勤（薬剤師）	1																																																																																																		
常勤（担任）	2																																																																																																		
非常勤（道徳）	1																																																																																																		
※月 16 日																																																																																																			
非常勤（特別支援）	1																																																																																																		
※池袋、南長崎兼務																																																																																																			
非常勤（預かり）	1																																																																																																		
臨職（特別支援）	3																																																																																																		
※月 92 時間																																																																																																			
臨職（預かり）	1																																																																																																		
臨職（事務）	1																																																																																																		
※月 15 日																																																																																																			
非常勤（内科）	1																																																																																																		
非常勤（耳鼻科）	1																																																																																																		
非常勤（眼科）	1																																																																																																		
非常勤（歯科医）	1																																																																																																		
非常勤（薬剤師）	1																																																																																																		
常勤職員の資格保有状況	園長… 幼保併有 常勤 1 … 幼保併有 常勤 2 … 幼のみ	園長… 幼保併有 常勤 1 … 幼保併有 常勤 2 … 幼保のみ	園長… 幼保併有 常勤 1 … 幼保併有 常勤 2 … 幼保併有																																																																																																

参考資料

定員	4歳児クラス…1学級 (30名) 5歳児クラス…1学級 (30名) (5月1日現在)	4歳児クラス…1学級 (30名) 5歳児クラス…1学級 (30名) (5月1日現在)	4歳児クラス…1学級 (30名) 5歳児クラス…1学級 (30名) (5月1日現在)																																																																											
		<table border="1"> <tr><td></td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>26</td><td>28</td><td>26</td><td>28</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>30</td><td>29</td><td>29</td><td>28</td></tr> <tr><td>合計</td><td>56</td><td>57</td><td>55</td><td>56</td></tr> <tr><td>充足率</td><td>93.3</td><td>95.0</td><td>91.7</td><td>93.3</td></tr> </table>		26	27	28	29	4歳	26	28	26	28	5歳	30	29	29	28	合計	56	57	55	56	充足率	93.3	95.0	91.7	93.3	<table border="1"> <tr><td></td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>29</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>25</td><td>29</td><td>27</td><td>30</td></tr> <tr><td>合計</td><td>55</td><td>59</td><td>57</td><td>59</td></tr> <tr><td>充足率</td><td>91.7</td><td>98.3</td><td>95.0</td><td>98.3</td></tr> </table>		26	27	28	29	4歳	30	30	30	29	5歳	25	29	27	30	合計	55	59	57	59	充足率	91.7	98.3	95.0	98.3	<table border="1"> <tr><td></td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>24</td><td>19</td><td>27</td><td>26</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>19</td><td>26</td><td>23</td><td>28</td></tr> <tr><td>合計</td><td>43</td><td>45</td><td>50</td><td>54</td></tr> <tr><td>充足率</td><td>71.7</td><td>75.0</td><td>83.3</td><td>90.0</td></tr> </table>		26	27	28	29	4歳	24	19	27	26	5歳	19	26	23	28	合計	43	45	50	54	充足率	71.7	75.0	83.3
	26	27	28	29																																																																										
4歳	26	28	26	28																																																																										
5歳	30	29	29	28																																																																										
合計	56	57	55	56																																																																										
充足率	93.3	95.0	91.7	93.3																																																																										
	26	27	28	29																																																																										
4歳	30	30	30	29																																																																										
5歳	25	29	27	30																																																																										
合計	55	59	57	59																																																																										
充足率	91.7	98.3	95.0	98.3																																																																										
	26	27	28	29																																																																										
4歳	24	19	27	26																																																																										
5歳	19	26	23	28																																																																										
合計	43	45	50	54																																																																										
充足率	71.7	75.0	83.3	90.0																																																																										
設備	敷地面積：1162㎡  保育室（4歳） 保育室（5歳） 遊戯室 職員室 便所 飲料水用設備 手洗用設備、足洗用設備 運動場	園地面積：984㎡  保育室（4歳） 保育室（5歳） 遊戯室 職員室 便所 飲料水用設備 手洗用設備、足洗用設備 運動場	園地面積：1038㎡  保育室（4歳） 保育室（5歳） 遊戯室 職員室 便所 飲料水用設備 手洗用設備、足洗用設備 運動場																																																																											
園舎	園舎面積 378.72㎡ 3階建の1階（公民館併用）	園舎面積 358.275㎡ 3階建の1階（公民館併用）	園舎面積 424.316㎡ 3階建ての1階（公民館併用）																																																																											
保育室	保育室1…58.5㎡ （一人当たり1.95㎡） 保育室2…55.8㎡ （一人当たり1.86㎡）	保育室1…52.92㎡ （一人当たり1.76㎡） 保育室2…52.92㎡ （一人当たり1.76㎡）	保育室1…56.96㎡ （一人当たり1.90㎡） 保育室2…56.96㎡ （一人当たり1.90㎡）																																																																											
遊戯室	108㎡	101.22㎡	100.92㎡																																																																											
運動場	395㎡	364㎡	400㎡																																																																											
給食	なし（お弁当持参）	なし（お弁当持参）	なし（お弁当持参）																																																																											
保育料	入園料 10,000円 保育料 年額12,000円 ※所得や家族構成に応じた減免制度を実施	入園料 10,000円 保育料 年額12,000円 ※所得や家族構成に応じた減免制度を実施	入園料 10,000円 保育料 年額12,000円 ※所得や家族構成に応じた減免制度を実施																																																																											

## 2. 預かり保育

少子化対策や子育て支援という社会全体の課題を背景に生じた、幼稚園に対する多様な保育・教育ニーズに対応するため、教育時間終了後に預かり保育を実施（平成 23 年 6 月より南長崎幼稚園で実施し、平成 24 年 4 月から 3 園で拡大実施している）。

### <概要>（平成 29 年 4 月 1 日現在）

対象	預かり保育実施幼稚園の在園児
定員	なし
利用理由	問わない
実施日	原則、実施幼稚園の保育日（年間 170 日程度）
実施時間	教育時間終了後～17:00 まで（平成 27 年度より） 月・火・木・金曜日…午後 2 時から午後 5 時 水曜日…午前 11 時 45 分から午後 5 時
職員体制	教育時間終了後、担任から預かり保育指導員に園児を引き渡す 非常勤職員 1 名（平成 26 年度から）、臨時職員 1 名の 2 名体制

### <利用率推移>

(%)

		2 5			2 6			2 7			2 8		
		全体	登録	スポット	全体	登録	スポット	全体	登録	スポット	全体	登録	スポット
西巣鴨	4歳	46	0	46	54	3	50	42	4	37	27	0	27
	5歳	39	2	37	69	5	63	59	8	52	65	16	49
池袋	4歳	36	27	9	40	9	30	41	13	29	85	26	59
	5歳	47	13	33	64	49	15	46	9	37	63	16	47
南長崎	4歳	50	21	29	69	25	44	57	18	39	42	6	37
	5歳	68	30	38	81	44	37	79	28	51	70	24	46

### <1日平均利用者数>

(人)

		2 5	2 6	2 7	2 8
西巣鴨	4歳	3.1	3.0	3.9	1.2
	5歳	2.0	5.9	5.5	7.7
池袋	4歳	6.6	4.4	5.1	6.6
	5歳	5.5	11.4	4.8	8.4
南長崎	4歳	5.0	8.2	4.9	4.1
	5歳	8.3	9.3	11.1	8.3

<実施内容>

- ・学期ごとに預かり保育の指導計画を作成。
- ・家庭的な雰囲気個別にじっくり遊ぶ内容と自然発生的なグループによる遊びを組み合わせながら、時間や季節に対応した遊び等を行う。

<課題>（保護者のアンケートより）

- ・申請が前月 20 日までのため、急な所用ができたときに利用できない。
- ・終了時間が午後 5 時までのため、仕事の調整や求職活動が困難。
- ・長期休暇中に預かり保育がないため、不便である。
- ・当日預かりのできない保育は一部の家庭にしか利点がない。

# 平成29年度豊島区私立幼稚園一覽

資料9

幼稚園名	所在地	電話番号	設置者	学級編成	定員	設置年月日	備考
1 愛心幼稚園	目白5-7-6	3951-4047	(学) 名倉学園	3・4・5歳児	105名	昭和28年4月28日	
2 池袋いづみ幼稚園	池袋4-2-10	3982-0026	(宗) 名倉学園	3・4・5歳児	80名	昭和27年6月21日	
3 学習院幼稚園	目白1-5-1	3986-0221	(学) 学習院	4・5歳児	104名	昭和38年2月21日	
4 要町幼稚園(認定こども園)	要町1-43-15	3957-6450	(宗) 日本基督教団要町協会	3・4・5歳児	70名	昭和27年4月11日	長期休業期間中の預かり保育あり
5 川村幼稚園	目白2-20-24	3984-8321	(学) 川村学園	満3・3・4・5歳児	160名	昭和29年3月23日	
6 こざくら幼稚園	池袋本町4-4-11	3971-9818	(個) 矢島千秋	3・4・5歳児	108名	昭和23年4月1日	
7 白鳩幼稚園	巣鴨4-16-5	3918-4015	(学) 平和学園	3・4・5歳児	149名	昭和25年3月13日	
8 聖パトリック幼稚園	長崎1-28-22	3955-2322	(宗) カトリック東京大司教区	3・4・5歳児	180名	昭和25年3月13日	
9 草苑幼稚園	目白3-17-11	3953-1401	(学) 草苑学園	3・4・5歳児	80名	昭和25年11月4日	長期休業期間中の預かり保育あり
10 雑司ヶ谷幼稚園	雑司ヶ谷1-25-1	3987-3537	(学) 雑司ヶ谷学院	3・4・5歳児	70名	昭和30年5月15日	
11 東京音楽大学付属幼稚園	南池袋3-4-5	3982-3130	(学) 東京音楽大学	3・4・5歳児	150名	昭和25年2月4日	
12 長崎幼稚園	長崎4-36-1	3957-2959	(学) 象山学園	3・4・5歳児	170名	昭和24年4月1日	
13 並木幼稚園	長崎1-8-1	3957-0554	(個) 並木秀一	3・4・5歳児	78名	昭和29年9月20日	
14 豊南幼稚園	高松3-6-7	3959-5511	(学) 豊南学園	3・4・5歳児	80名	昭和30年4月6日	
15 目白幼稚園	目白2-38-4	3983-2282	(学) 和田実学園	3・4・5歳児	100名	大正5年1月17日	長期休業期間中の預かり保育あり
16 ちみじ幼稚園	駒込4-11-1	3917-7785	(学) 本郷学園	3・4・5歳児	210名	昭和29年7月31日	

# 平成29年度豊島区保育施設一覧

資料 10

1. 保育所(認可保育園)
2. 地域型保育事業  
 ※認可保育所(原則20名以上)より少人数の単位で、  
 0歳から2歳児までの子どもを預かる事業  
 ①小規模保育事業A型  
 ②小規模保育事業B型  
 ③小規模保育事業C型  
 ④家庭的保育事業  
 ⑤事業所内保育事業
3. 居宅訪問型保育事業
4. 待機児童対策施設
5. 認定こども園

73園(区立19園、公設民営2園、私立52園)

29園  
 18園  
 3園  
 4園  
 3園  
 1園  
 2園  
 1園  
 1園

【1. 保育所(認可保育園)】

No.	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育	所在地	電話	(平成30年4月1日)						
								定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	駒込第一保育園	豊島区	8週経過児	7時15分～18時15分	19時15分	駒込 7-7-22	03-3917-0644	108	12	18	19	20	20	
2	駒込第二保育園 ※3		8週経過児	※生後8か月までは 8時30分～17時00分	19時15分	駒込 5-1-3	03-3949-9152	101	11	14	17	17	21	21
3	巢鴨第一保育園 ※2		8週経過児		19時15分	巢鴨 3-15-20	03-3910-8900	106	12	18	18	18	20	20
4	西巢鴨第三保育園		8週経過児	20時00分	20時00分	西巢鴨 1-2-14	03-3940-2341	114	12	18	18	18	24	24
5	東池袋第一保育園 ※3		4ヶ月経過児	20時00分	20時00分	東池袋 2-60-19	03-3987-4621	119	14	19	20	20	23	23
6	東池袋第二保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	東池袋 2-34-1	03-3988-3570	101	10	15	18	18	20	20
7	西池袋第二保育園 ※1		4ヶ月経過児	19時15分	19時15分	西池袋 4-22-18	03-3957-7521	97	8	15	17	17	20	20
8	池袋第一保育園		8週経過児	19時15分	19時15分	上池袋 3-39-11	03-3916-8568	111	12	16	19	19	22	23
9	池袋第二保育園		8週経過児	7時15分～18時15分	19時15分	池袋本町 3-4-5	03-3987-4648	101	9	14	17	17	22	22
10	池袋第三保育園 ※3		8週経過児	7時15分～18時15分	20時00分	池袋 3-58-15	03-3986-4006	107	10	18	18	18	21	22
11	池袋第五保育園 ※1		8週経過児		19時15分	19時15分	池袋 3-26-22	03-3987-4653	113	13	17	20	20	21
12	高南保育園		8週経過児	19時15分	19時15分	高田 1-24-14	03-3987-6845	92	9	13	16	16	18	20
13	目白第一保育園		8週経過児	19時15分	19時15分	目白 5-18-2	03-3953-2293	101	9	16	19	19	19	19
14	目白第二保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	目白 2-23-9	03-3986-6261	102	12	17	17	17	18	21
15	南長崎第一保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	南長崎 5-23-7	03-3952-6375	103	11	14	18	18	20	22
16	南長崎第二保育園		8週経過児	19時15分	19時15分	南長崎 2-3-21	03-3952-4761	96	9	15	16	16	20	20
17	長崎保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	長崎 3-7-7	03-3955-6171	104	12	16	18	18	20	20
18	要町保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	要町 3-17-11	03-3955-6141	102	14	15	16	16	20	21
19	高松第二保育園 ※2		8週経過児	19時15分	19時15分	高松 1-7-13	03-3955-8421	101	10	15	18	18	20	20
20	駒込第三保育園		(社)豊島区 社会福祉事業団	8週経過児	7時15分～18時15分	20時00分	駒込 2-2-3	03-3915-8677	109	9	15	19	21	22
21	南大塚保育園	8週経過児		※生後8か月までは 8時30分～17時00分	20時00分	南大塚 2-36-3	03-3946-7688	106	12	14	18	20	21	21

公設 公営 (区立)

	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育					所在地	電話	定員	年齢				
					20時15分	(10)	駒込	1-28-16 本郷ビル2階、3階	03-6912-1407				35	0歳	1歳	2歳	3歳
22	日生駒込駅前保育園ひびき	(株)日本生科学研究所	8週経過児		20時15分	(10)	駒込	1-28-16 本郷ビル2階、3階	03-6912-1407	35	5	15	15				
23	コンビプラザ駒込ちどり保育園	コンビウイズ(株)	8週経過児		20時15分	(20)	駒込	3-3-19 東京千鳥屋ビル2階、3階	03-6903-6531	80	6	12	14	16	32		
24	こまごめさくらさくほいくえん	(株)プロッサム	8週経過児		20時15分	(10)	駒込	3-21-4	03-5980-9379	63	6	10	11	12	24		
25	太陽の子巣鴨駅前保育園	長谷川キッズライフ(株)	8週経過児		20時15分	(30)	巣鴨	1-14-8 中野ビル2階、3階	03-5981-7840	70	6	10	12	12	30		
26	ういず巣鴨駅前保育園	(株)WITH	8週経過児		20時15分	(10)	巣鴨	3-23-12	03-5980-7085	60	6	10	11	11	22		
27	西巣鴨さくらそう保育園	(社)福島区社会福祉事業団	8週経過児		20時15分	(30)	西巣鴨	1-1-13	03-5907-5110	142	20	22	24	24	52		
28	【新設】(仮称)おはよう保育園 西巣鴨	東京建物キッズ(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	西巣鴨	1-22 (号未定)	未定	49	6	10	11	11	11		
29	西巣鴨・学ひの保育園	(社)福)青木会	8週経過児		19時15分	(20)	西巣鴨	4-13-5 朝日ソノバリオ西巣鴨2階	03-6903-7233	73	6	10	12	18	27		
30	グローバルキッズ西巣鴨園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	西巣鴨	4-20-4 ワイルドラスすずき1階	03-3576-0666	34	8	13	13				
31	アンソレイコ保育園 ※2	(社)福)みどりの森	8週経過児		20時15分	(30)	北大塚	3-12-12	03-6903-7410	105	9	15	18	21	42		
32	東進ポップキッズ 大塚キャンパス	(社)福)東進	—		20時15分	(20)	北大塚	3-31-3 スプリングヒルズ*	03-5974-2525	70		10	12	16	32		
33	若草保育園	(社)福)若草保育園	6週経過児		19時15分	(30)	南大塚	1-10-3	03-3945-6372	160	20	30	30	30	50		
34	キッズガーデン南大塚	(株)Kids Smile Project	8週経過児	7時15分～18時15分	20時15分	(12)	南大塚	3-20-6 VORT大塚F3階	03-5927-8435	60	6	10	11	11	22		
35	大塚りとるばんぷきんず	(社)福)清香会	8週経過児		20時15分	(30)	南大塚	3-33-1 JR大塚南口ビル5階	03-5928-0837	60	6	9	10	11	24		
36	まちの保育園 東池袋	(社)福)毛里田睦会	8週経過児		19時15分	(定員なし)	東池袋	2-6-2 ロイヤルフォクス1階	03-6915-2773	40	6	8	8	9	9		
37	あい・あい保育園 東池袋園	(株)global bridge	3ヶ月経過児		19時15分	(定員なし)	東池袋	3-22-17 東池袋セントラルプレイス1階	03-5927-9024	60	6	10	11	11	22		
38	グローバルキッズ東池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	南池袋	2-45-3 としまエコミュニティ2階	03-3983-2557	60	6	10	11	11	22		
39	同援さくら保育園	(社)福)恩賜財団 東京都同胞援護会	6週経過児		22時15分	(定員なし)	南池袋	3-7-8	03-5957-7510	108	12	18	18	20	40		
40	【新設】(仮称)グローバルキッズ 池袋駅前保育園	(株)グローバルキッズ	—		19時15分	(定員なし)	西池袋	1-17-1 東京都豊島区同庁舎1階	未定	20		10	10				
41	グローバルキッズ西池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		20時15分	(定員なし)	西池袋	2-19-5 ラレージュ目白	03-5956-0660	137	9	20	24	28	56		
42	西池袋をらいる保育園 ※2	(社)福)みつばち会	6週経過児		20時15分	(20)	西池袋	2-25-20	03-3988-4210	95	9	17	17	17	35		
43	いけぶくろこ保育園	(社)福)こころ福祉会	8週経過児		19時15分	(10)	池袋	1-13-18 イマ池袋ビル3階	03-5904-9471	40	12	12	6	6	4		
44	わくわく保育園	(社)福)泉湧く家	—		19時15分	(7)	池袋	4-10-2	03-6912-7091	35		7	7	7	14		
45	グローバルキッズ北池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		20時15分	(定員なし)	池袋本町	1-26-5	03-3982-1188	99	6	15	18	20	40		
46	太陽の子 池袋本町保育園	長谷川キッズライフ(株)	8週経過児		20時15分	(定員なし)	池袋本町	1-31-2	03-5960-7600	40	3	10	12	15			
47	みのり保育園	(社)福)みのり愛の会	8週経過児		19時15分	(20)	池袋本町	3-29-9	03-3983-2396	60	6	11	11	11	21		

民 設 民 営 ( 私 立 )

No.	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育	所在地	電話	定員						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
48	アスク池袋本町保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児	7時15分～18時15分	20時15分 (定員なし)	池袋本町 3-34-17	03-5956-2311	49	6	10	11	11	11	11
49	めぐみ保育園	(社)福みのり愛の会	6週経過児		20時15分 (20)	池袋本町 4-1-14	03-5944-9791	98	12	13	17	18	18	38
50	維司が谷保育園	(社)福桜ヶ丘	8週経過児		19時15分 (20)	維司が谷 1-22-5	03-5954-4770	99	10	17	17	18	18	37
51	グローバルキッズ維司が谷園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分 (定員なし)	維司が谷 3-8-5	03-5951-0088	75	6	12	12	15	15	30
52	【新設】(仮称) 目白ちとせ保育園	(社)ちとせ交友会	8週経過児		19時15分 (12)	高田 (号未定)	未定	41	6	8	9	9	9	9
53	【新設】(仮称) グローバルキッズ椎名町園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分 (定員なし)	目白 (号未定)	未定	57	6	12	13	13	13	13
54	【新設】(仮称) おおはよう保育園 椎名町	東京建物キッズ(株)	8週経過児		19時15分 (定員なし)	南長崎 2-3 (号未定)	未定	49	6	10	11	11	11	11
55	椎名町ひまわり保育園	(社)育和会	6週経過児		19時15分 (20)	南長崎 3-35-8	03-3951-4009	60	10	10	10	10	10	20
56	【新設】(仮称) にじいろ保育園 落合南長崎	ライクアカデミー(株)	8週経過児		19時15分 (定員なし)	南長崎 4-18 (号未定)	未定	58	6	10	12	15	15	15
57	グローバルキッズ東長崎園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		20時15分 (定員なし)	南長崎 4-44-4	03-5983-0707	76	7	10	12	15	15	32
58	まなびの森保育園 東長崎	(株)こどもの森	8週経過児		19時15分 (定員なし)	南長崎 5-20-17	03-3950-1121	56	6	10	12	14	14	14
59	【新設】(仮称) 椎名町ちとせ保育園	(社)福ちとせ交友会	8週経過児		19時15分 (15)	長崎 1-1 (号未定)	未定	50	9	10	10	10	10	11
60	【平成29年12月開設】(仮称) ゆらりん椎名町保育園	ライフサポート(株)	8週経過児		19時15分 (定員なし)	長崎 1-10-8 キリスト権名町1階	未定	49	6	10	11	11	11	11
61	アスク長崎一丁目保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児		19時15分 (定員なし)	長崎 1-19-14	03-5917-4850	50	6	10	11	11	11	12
62	愛の家保育園	(社)福愛の家	4ヶ月経過児		19時15分 (20)	長崎 4-11-3	03-3957-2801	70	6	9	12	15	15	28
63	【新設】(仮称) にじいろ保育園 千早	ライクアカデミー(株)	8週経過児		19時15分 (定員なし)	千早 1-6(号未定) 1階、2階	未定	49	6	10	11	11	11	11
64	しいの実保育園	(社)育和会	6週経過児		22時15分 (30)	千早 1-31-5	03-3554-4103	110	12	18	20	20	20	40
65	千早子どもの家保育園	(社)福千早子どもの家	6週経過児		19時15分 (20)	千早 3-37-14	03-3955-7028	60	9	10	12	12	17	17
66	【新設】(仮称) グローバルキッズ千早園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分 (定員なし)	千早 3-45 (号未定)	未定	38	6	16	16	16	16	16
67	あいあい保育園 要町園	(株)global bridge	3ヶ月経過児		19時15分 (20)	要町 1-8-11 2階	03-5926-9001	83	6	12	14	20	20	31
68	太陽の子 要町保育園	長谷川キッズライフ(株)	8週経過児		19時15分 (定員なし)	要町 1-9-1 彌栄ビル1 3階	03-6909-5433	56	6	10	10	10	10	20
69	【新設】(仮称) キッズガーデン 要町	(株)Kids Smile Project	8週経過児		19時15分 (12)	要町 1-25 (号未定)	未定	58	6	10	12	15	15	15
70	【新設】(仮称) アスク千川駅前保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児		19時15分 (定員なし)	要町 3-22-10 星野館ビル1階	未定	30	6	12	12	12	12	12
71	せんかかわみんなの家	(社)福つばさ福祉会	8週経過児		20時15分 (30)	要町 3-54-8	03-3530-5735	110	12	18	19	21	21	40
72	SAKURA保育園千川	(社)福慈光明徳会	8週経過児		19時15分 (定員なし)	千川 2-30-2	03-5926-7403	50	6	10	10	12	12	12

民設 民営 (私立)

<その他平成30年4月新規開設予定>

No.	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育	所在地	電話	定員						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
73	【新設】(仮称) 大空と大地のなーさーい 南大塚園	(株)キッズコーポレーション	8週経過児	7時15分～18時15分	19時15分 (定員なし)	南大塚 2-26-15 南大塚ビル2階	未定	56	9	10	11	13	13	13
							計	2194	230	332	376	380	432	444



【2. 地域型保育事業】 (平成29年10月1日)

No.	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	開設時間	所在地	電話	定員	年齢			給食
									2歳	1歳	0歳	
小規模保育事業A型	1	このえ駒込小規模保育園 (株)なないろ	8週経過児			駒込 3-3-16 カンハイツ駒込1階	03-5972-4990	19	3	16		
	2	ドリームキッズ すがも保育園 (株)DK	8週経過児			巣鴨 3-22-11 ペリエス7巣鴨 1階	03-5980-7651	12	2	10		
	3	おうち保育園すがも (特非)フローレンス	8週経過児			巣鴨 5-23-8 ウジ巣鴨 1階	03-5972-1224	12	4	8		
	4	つくし保育園 (特非) つくしんぼ保育所	8週経過児			北大塚 2-9-10 ペイアル7 北大塚1階	03-3917-0088	12	0	12		
	5	おうち保育園おつか (特非)フローレンス	8週経過児			南大塚 3-32-1 大塚S&Sビル 1階 101号	03-6912-9960	12	4	8		
	6	南大塚早樹保育園 (株)日本チャイルド サポート	8週経過児			南大塚 3-41-10 上の台レジデンス 1階	03-5927-9006	16	5	11		有
	7	ドリームキッズ かみいけ保育園 (有)COCO	8週経過児	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	上池袋 2-9-8 野本ビル1階	03-6903-4674	17	4	13		
	8	森のなかま保育園 東池袋ルーム シンリツ(株)	8週経過児			東池袋 3-23-8	03-5956-1023	18	4	14		
	9	ドリームキッズ にし池袋保育園 (有)COCO	8週経過児			西池袋 5-17-11 ルト西池袋ビル 1階	03-6907-3998	19	6	13		
	10	やまのみ池袋保育園 (社福)優和会	8週経過児			西池袋 5-26-16	03-6905-8730	19	6	13		
	11	このえ池袋二丁目 小規模保育園 (株)なないろ	8週経過児			池袋 2-15-2 武蔵屋第2ビル 1階	03-6907-1647	11	3	8		
	12	イルカ保育園 聖華(株)	8週経過児			池袋 2-35-5 ウチガビル2階	03-5391-3818	19	8	11		
	13	Kid's Patio いけぶくろ園 (株)かえで	8週経過児			池袋 4-2-11 CTビル1階	03-6912-9105	11	3	8		
	14	ソラーナ池袋保育園 (社福)フィロス	8週経過児			池袋本町 1-45-19	03-6914-3914	14	3	11		
	15	ちとせ保育園 (特非)あゆみの会	5ヶ月経過児	7時15分～18時15分	7時15分～18時15分	雑司が谷 2-10-7 ヒレツギ1階	03-3971-0972	12	2	10		無
	16	ソラーナ目白 (社福)フィロス	8週経過児			目白 5-25-6 コウビル1階	03-3565-6270	18	4	14		
	17	おうち保育園南ながさき (特非)フローレンス	8週経過児	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	南長崎 3-16-17 青木ビル1階	03-6908-3688	12	1	11		有
	18	森のなかま保育園 東長崎ルーム シンリツ(株)	8週経過児			南長崎 4-24-4	03-5988-4503	18	2	16		
19	巣鴨らるスマート保育所 (株)日本デイクア センター	4ヶ月経過児			巣鴨 4-34-6	03-6903-5321	12	3	9			
20	東池袋早樹保育園 (株)日本チャイルド サポート	8週経過児	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	東池袋 2-13-7 東島ビルアルス 大塚台1階	03-6907-3547	11	2	9		有	
21	目白らるスマート保育所 (株)日本デイクア センター	4ヶ月経過児			高田 3-20-1 斉藤ビル1階	03-6907-1791	14	4	10			

保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	開設時間	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	土曜保育	給食
22 小規模保育事業C型 北大塚すくすくルーム	新井雅喜・小林英美・力石順子・朝日久美子	6週経過児	8時00分～18時00分	10H	北大塚 3-18-19	03-3910-8533	9	3	6		無	給食
23 子ごころ園 西池袋	(特非)日本チャイルドマインダー協会	6週経過児	7時30分～18時30分	11H	5-15-7 西池袋 204号	03-6907-0811	9	3	6		有	給食
24 長崎すくすくルーム104	(株)キッズ・アルカディア	8週経過児			5-9-15 ヘルマン長崎104号	03-6905-8492	9	3	6		有	給食
25 長崎すくすくナーサリー	長崎すくすくナーサリー台同会社	4ヶ月経過児	8時30分～18時00分	9.5H	5-9-15 ヘルマン長崎105号	03-3974-3335	8	1	7		無	給食
26 高田チャイルドルーム	吉本きよみ	4ヶ月経過児			高田 3-7-13	090-1777-8337	5		5			
27 ミミハウス	三上朋子	6週経過児	8時30分～18時00分	9.5H	目白 4-14-1	090-4820-6172	2		2		無	給食
28 要町ひよこ保育室	深澤恵津子	6週経過児			千早 1-22-8	03-4405-7361	3		3			
29 メディママ保育園	(株)EPファーマライン	6ヶ月経過児	8時00分～19時00分	11H	5-1-3 外郎下池袋 2階	03-6914-0501	7	1	3	3	無	給食

【3. 居宅訪問型保育事業】 ※下記以外にも運営法人の追加を検討中

園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	延長保育時間	所在地	電話	土曜保育	給食
1 障害児訪問型保育アニー	(特非)フローレンス	1歳経過児	8時～18時のうち最長8時間	-	利用者自宅	03-5275-1161	有	保護者が用意
2 ポピンズナーサリーサービス (待機児童対策事業)	(株)ポピンズ	6週経過児	7時15分～18時15分	20時15分	利用者自宅	03-3447-2292	有	保護者が用意

【4. 待機児童対策施設】

保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	延長保育(定員等)	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	給食
1 豊島区千早臨時保育所	(社)福幸会	8週経過児	7時15分～18時15分	19時15分	千早 1-12-7	03-5926-3970	60	9	18	18	15	給食

【5. 認定こども園】 ※保育を必要とする場合

園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	教育時間	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1 要幼幼稚園	(宗)日本基督教団要町教会	-	8時00分～19時00分	9時00分～14時00分	1-43-15 要町	03-3957-6450	10				3	3	4

●0歳児保育は、6週経過児⇒入所開始日(午後44日目)になっているお子さんから、8週経過児⇒入所開始日(午後58日目)になっているお子さんからお預かりできます。  
(「生後」とは誕生日を含みます)

●地域型保育事業では、基本保育時間が11時間と11時間未満の施設があります。

●小規模保育事業は、A型・B型・C型があります。

●(社福)とは社会福祉法人、(特非)とは特定非営利活動法人(NPO法人)、(株)とは株式会社のことです。

●年齢制限のある地域型保育事業の卒園児(2歳児クラス)が認可保育園(公立・私立)の3歳児クラスに転園するための受入定員は、「認可保育園」3歳児定員とは別に設定しています。  
●0歳児・1歳児クラスでは、混合保育を行う保育園もあります。

※1 西池袋第二保育園・池袋第五保育園において、給食調理業務委託の実施予定です。また、順次区立保育園にて給食調理業務委託を実施予定です。

※2 巣鴨第一保育園・東池袋第二保育園・目白第二保育園・南長崎第一保育園・長崎保育園・要町保育園・高松第二保育園・アンレイエ保育園・西池袋そらいろ保育園において、今後、園舎の改修を予定しています。(27ページ参照)

※3 駒込第二保育園・池袋第三保育園・東池袋第一保育園については、平成30年度以降、民営化にかかる準備を予定しています。

# 幼稚園・保育所・認定こども園の比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	内閣府・文部科学省・厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施設の区分	学校(幼稚園)	児童福祉施設(保育所)	学校(幼稚園)、児童福祉施設(保育所)
目的	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供
設置主体	国、自治体、学校法人	制限なし	既存の制度による ※幼児保連携型のみ、社会福祉法人も設置可
施設設置認可等	公立(認可):都教委 私立(認可):都	公立(届出):都 私立(認可):都	認定こども園の認定:都
運営費措置	公立:交付税措置(東京都該当なし) 私立:私学助成	公立:交付税措置(東京都該当なし) 私立:保育所運営費負担金(国1/2、県1/4、市町村1/4)	なし ※施設型給付費において既存制度を反映 ※公費負担分は交付税措置(東京都該当なし)

	幼稚園	保育所	認定こども園
<p>職員関係</p> <p>①職員配置基準</p>	<p>○1学級35人以下 各学級に専任の教諭等1名 ※特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替可 ※必要職員配置数の算定方法に関する規定なし</p> <p>[必要な職員の種類] (ア) 必置職員 ○園長 ○教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 置くように努める職員 ○養護助教諭、養護助教諭、事務職員</p>	<p>○0歳児 概ね3人につき1人以上 ○満1・2歳児 概ね6人につき1人以上 ○満3歳児 概ね20人につき1人以上 上 ○満4歳以上児 概ね30人につき1人以上 上 ※常時2人以上の配置が必要</p> <p>[必要な職員の種類] (ア) 必置職員 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことのできる職員 ○調理員(調理業務の全部を委託する場合、不要)</p>	<p>○0～満2歳児： 保育所基準と同じ ○満3歳 短時間利用時：幼稚園基準と同じ(35:1) 長時間利用時：保育所基準と同じ(20:1) ○満4・5歳児 短時間利用時：幼稚園基準と同じ(35:1) 長時間利用時：保育所基準と同じ(30:1) ※常時2人以上の配置が必要</p> <p>&lt;国から示された職員配置数の算出方法&gt; 必要配置数=0歳児×1/3(小数点第二位以下切捨) +(1歳児+2歳児)×1/6(小数点第二位以下切捨) +3～5歳の短時間利用児×1/35(小数点第二位以下切捨) +3歳の長時間利用児×1/20(小数点第二位以下切捨) +4歳～5歳の長時間利用児×1/30(小数点第二位以下切捨) =必要配置数(小数点以下四捨五入)</p> <p>[必要な職員の種類] 幼稚園基準・保育所基準による。 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医、歯科医、薬剤師 (イ) 置くように努める職員 ○副園長又は教頭 ○主幹養護教諭 ○養護(助)教諭、事務職員 (ウ) 例外的に置かないことのできる職員 ○調理員(調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は不要)</p> <p>&lt;幼保連携型認定こども園&gt; ・副園長や教頭は、いずれかを置くよう努める。 ・主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員は置くように努める。 ・調理員は必置(調理業務の全部を委託する場合は、不要)</p>

	幼稚園	保育所	認定こども園
②園長等の資格	「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育経験」が原則	規定なし(運営費の基準上は、「児童福祉事業に2年以上従事したもの」又は「同等以上の能力を有すると認められるもの」)	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなればならない。
③職員資格基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭(普通免許状)</li> <li>※特別の事情がある場合は、学級数の1/3の範囲内で、専任の幼稚園助教諭(臨時免許状)で代替可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～満2歳児 保育士資格が必要</li> <li>・満3歳以上児 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可</li> <li>※但し、学級担任は幼稚園教諭免許状を有するものでなければならぬ。</li> </ul> <p>＜幼保連携型認定こども園＞                      保育教諭(幼稚園教諭＋保育士資格)                      ※新制度施行後5年間(H31まで)に限り、どちらか一方しか有していない者は保育教諭となれる。</p>
④短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教諭等は常勤。</li> <li>・講師は短時間勤務可。</li> </ul>	常時2人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育教諭等は常勤。</li> <li>・講師は短時間勤務可。</li> </ul>
設置基準			
①設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育室・遊戯室(兼用可)</li> <li>○職員室・保健室(兼用可)</li> <li>○便所</li> <li>○飲料水用設備</li> <li>○手洗用設備、足洗用設備</li> <li>○運動場</li> </ul> 運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 (幼稚園設置基準第8条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育室又は遊戯室(2歳以上)</li> <li>○乳児室又はほふく室(2歳未満)</li> <li>○医務室</li> <li>○便所</li> <li>○調理室</li> <li>○屋外遊戯場 (近所の公園、神社の境内等で代替可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育室又は遊戯室</li> <li>○乳児室又はほふく室(2歳未満)</li> <li>○調理室</li> <li>○屋外遊戯場(幼稚園型以外で要件を満たす場合は、付近の適当な場所でも代替可)</li> </ul>

	幼稚園	保育所	認定こども園
園舎	<p>&lt;階数、保育室等の設置階&gt;                      ・2階建以下が原則。特別な事情がある場合3階建以上も可                      ・2階建以上の場合、保育室、遊戯室、便所は1階。園舎が耐火建築物で退避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可</p> <p>&lt;面積&gt;                      1学級 180㎡                      2学級 320+100×(学級数-2)㎡以上</p>	<p>&lt;階数、保育室等の設置階&gt;                      ・園舎の階数について規定なし                      ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可                      ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、対比設備等(階段、退避上有効なバルコニー、転落防止設備等)について、建築基準法令の上乗せの大家・防火の基準を満たすことが原則。</p> <p>&lt;面積&gt;                      規定なし</p>	<p>&lt;階数、保育室等の設置階&gt;                      幼稚園設置基準、保育所基準による</p> <p>&lt;面積&gt;                      幼稚園基準と同様                      ※ただし、既存施設から転換する場合は、それぞれの基準を満たせば可</p>
保育室等	<p>保育室の数は、学級数を下回ってはならない。</p>	<p>○満2歳以上児                      保育室又はほふく室 1.98㎡/人以上                      ○○・満1歳児                      乳児室 1.65㎡/人以上                      ほふく室 3.3㎡/人以上</p>	<p>○満3歳児以上児                      保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様                      ※ただし、既存施設から転換する場合は、それぞれの基準を満たせば可                      ○満2歳児                      保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様                      ○○・満1歳児                      保育所基準と同様</p>
運動場/屋外遊戯場/園庭(施設により名称が異なる)	<p>&lt;運動場&gt;                      ~2学級 330+30×(学級数-1)㎡以上                      3学級~ 400+80×(学級数-3)㎡以上                      ※同一の敷地又は隣接する位置に設けることが原則</p>	<p>&lt;屋外遊戯場&gt;                      満2歳児以上児 3.3㎡/人以上                      ※近所の公園、神社の境内等で代替可                      ※用地が不足する場合には、屋上利用可(要件あり)</p>	<p>&lt;園庭&gt;                      満2歳児 保育所基準と同様                      満3歳以上児 幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則                      ※ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準を満たせば可</p>
給食	<p>給食施設を備えるように努める                      ※外部搬入や弁当の持参可                      ※食事の提供範囲に関する規定なし</p>	<p>自園調理が原則・調理室の設置義務                      ※調理業務の委託可                      ※満3歳児以上児について外部搬入可                      ※食事の提供範囲はすべての在園児とすることが前提</p>	<p>自園調理が原則・調理室の設置義務                      ※満3歳児以上児について外部搬入可(外部搬入の場合、自園で行うことが必要な調理のための設備(電子レンジや冷蔵庫等)は必要。)                      ※食事の提供範囲は保育所と同様(保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい)</p>

	幼稚園	保育所	認定こども園
②その他の設備	[必置設備] ○飲料水設備 ○手洗用設備 ○足洗用設備 [備えるよう努める設備] ○放送聴取設備 ○映写設備 ○水遊び場 ○幼児洗浄用設備 ○図書室 ○会議室	規定なし	幼稚園設置基準、保育所基準と同様 <幼保連携型認定こども園> [必置設備] ○飲料水設備 ○手洗用設備 ○足洗用設備 [備えるよう努める設備] ○放送聴取設備 ○映写設備 ○水遊び場 ○幼児洗浄用設備 ○図書室 ○会議室
運営関係			
①対象児	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童	・満3歳以上の保育に欠けない子ども ・就学前の保育に欠ける子ども
②認定区分	1号認定	2・3号認定	1・2・3号認定
③入所	保護者と施設の直接契約	保護者と区の契約	保護者と施設の直接契約
④利用者負担額	区が利用者負担額を設定 (※私立の場合、区の基準の範囲内で施設が保育料を設定・徴収)	区が利用者負担額を設定・徴収	施設が利用者負担額を設定・徴収(※私立保育所は区が利用者負担額を設定・徴収。委託費として公定価格を支払)
⑤保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼稚園教育要領(幼稚園機能) 保育所保育指針(保育所機能) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(幼保連携型認定こども園のみ)
⑥学級編成	学級を編成しなければならない。 ※学年の初日前に同年齢の幼児での編成が原則(異年齢児での編成も可)	規定なし	満3歳以上の短時間利用時・長時間利用時の共通利用時間は学級を編成しなければならない。

	幼稚園	保育所	認定こども園
⑦開設日数	39週以上 (学教法施行規則) ※学期の区分・長期休業日を定める(春夏冬)	年300日 (国庫交付金の算定根拠による) ※日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則	保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域に実情に応じて定める。
⑧保育時間	4時間が標準(幼稚園教育要領)	原則8時間の保育時間 (延長保育:11時間の開所時間の前後の30分以上の保育)	保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、原則8時間とし、保護者の労働時間その他の課程の状況等を考慮して園長が定める(都条例)
⑨平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	・教員は園児に体罰を加えることができない。	・入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。 ・当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。等	幼稚園設置基準、保育所基準と同様 ＜幼保連携型認定こども園＞ ・基本的に、保育所と同じ。 ・入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによる差別的取扱い不可。 ・入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為不可。 ・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用不可。 ・正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密の漏洩不可。
⑩園児要録・出席簿	・幼稚園幼児指導要録、出席簿を作成しなければならない。 ・幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。(学校教育法施行規則)	・入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子供の育ちを支えるための資料)を作成する。 ・保育所児童保育要録を保育所から就学前の小学校に送付されるようにする。(保育所保育指針)	・在籍する満3歳児以上の子どもについて、認定こども園こども要録を作成しなければならない。(認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、重複して幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はない。幼稚園にあっては幼稚園幼児指導要録を、保育所にあっては保育所児童保育要録を作成することも可能。) ・進学・就学の際に、その抄本又は写しを進学・就学前の小学校の校長に送付しなければならない。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則) ・各小学校においては、送付された認定こども園こども要録の抄本等について、幼稚園より送付される幼稚園幼児指導要録の抄本等に準じて取り扱われる。



	幼稚園	保育所	認定こども園
⑪ 研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員は、研究と修養に努めなければならない。</li> <li>・任免権者は、研修の実施に努めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、必要な知識及び技能の習得等に努めなければならない。</li> <li>・施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努める。</li> <li>・施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。</li> </ul>
⑫ 職員会議	職員会議(延長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。	職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園設置基準、保育所基準と同様</li> <li>＜幼保連携型認定こども園＞</li> <li>職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。</li> </ul>
⑬ 運営状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営に関する自己評価・結果公表の義務。</li> <li>○自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・結果公表の努力義務。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付け。</li> <li>○関係者評価と第三者評価は、いずれも実施する努力義務。</li> </ul>
⑭ 苦情解決	規定なし	児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園設置基準、保育所基準と同様</li> <li>＜幼保連携型認定こども園＞</li> <li>苦情受付窓口の設置等の必要な措置。</li> </ul>
⑮ 家庭・地域との連携、保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域との連携協力の努力義務。(教育基本法)</li> <li>※ 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。</li> <li>・学校運営の状況に関する情報の積極的提供の義務。(学校教育法)</li> <li>・学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱)を置くことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。</li> </ul>

	幼稚園	保育所	認定こども園
⑩ 健康診断	<p>健康診断は毎学年、6月30日までに行う。 (通常年1回) ※学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 (学校保健安全法) ※園長は、感染症にかかっている時等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法)</p>	<p>少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ※感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。</p>	<p>保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回実施。 ※感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用</p>
⑪ 子育て支援	<p>規定なし。(家庭及び地域における教育の支援に努める(学校教育法 24条))</p>	<p>保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、積極的に取り組むことが求められる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業。</p>

## 【都基準】 認定こども園の類型

	幼稚園型		保育所型	地方裁量型	幼保連携型
	単独型	並列型			
概要	<p>・幼稚園教育要領に従って学級を編成。</p> <p>・教育時間外に在籍者のうち保育を必要とする子どもにも対し教育を実施。</p>	<p>・保育機能施設の満3歳児以上の子どもに対し、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を実施。</p> <p>・保育の実施に当たり、認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制を確保。</p>	<p>・保育を必要とする子どもに対する保育を実施。</p> <p>・保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育。</p> <p>・満3歳児以上の子どもに対し、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を実施。</p>	<p>・保育を必要とする子どもに対し保育を実施。</p> <p>・保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育。</p> <p>・満3歳児以上の子どもに対し、幼稚園教育要領に従って学級を編成し、教育を実施。</p>	
認可・指導監督	学校教育法		児童福祉法	なし	認定こども園法
都基準	東京都認定こども園の認定要件に関する条例				
法的性格	学校(幼稚園+保育所機能)		児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育園機能 ※保育園機能は、東京都認定保育所事業実施要項にも続き認証されているもの。(認証された施設と同等の基準を満たす場合は、基準を満たすものとすることができる。)	学校(幼稚園)かつ児童福祉施設(保育所)
設置主体	国、自治体、学校法人		制限なし		国、自治体、学校法人、社会福祉法人 ※学校教育法附則16条国の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件のもと可

	幼稚園型		保育所型	地方裁量型	幼保連携型
	単独型	幼稚園・保育機能施設が一体的に設置 並列型 年齢区分型			
職員の要件	<p>○満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいが、いづれかでも可</p> <p>○満3歳未満 保育士資格が必要</p>	<p>○満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいが、いづれかでも可 (但、教育相当時間以外の保育に從事する場合は、保育士資格が必要)</p> <p>○満3歳未満 保育士資格が必要</p>	<p>○満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいが、いづれかでも可</p> <p>○満3歳未満 保育士資格が必要</p>	<p>○満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいが、いづれかでも可</p> <p>○満3歳未満 保育士資格が必要</p>	<p>保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格) ※どちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間(平成31年度)に限り、保育教諭となることができる。</p> <p>※保育に直接従事する職員は、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。但し、教育課程に基づく教育に従事することはできない。</p>
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)				
定員	1号・2号・3号認定の定員を、地域の実情に応じて定める。 ※3号は定員を設定しないことも可				
保育時間	<p>原則8時間 ※3歳児以上 毎学年の教育週数は39週以上 教育時間 4時間</p>	<p>原則8時間</p>	<p>原則8時間</p>	<p>原則8時間以上 ※3歳児以上 毎学年の教育週数は39週以上 教育時間 4時間</p>	<p>原則8時間 ※3歳児以上 毎学年の教育週数は39週以上 教育時間 4時間</p>
開園日・開園時間	<p>保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の状況に 応じて定める。 ※保育所型は原則11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力的運用可)</p>				
子育て支援事業	<p>就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を実施。 ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子ども全般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定子ども園又はその居室において保護を行う事業 ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業</p>				

区立小学校・公立幼稚園・保育園等 施設の設置状況(中学校学区域別)

中学校名	小学校名	幼稚園名		認可保育園名(0～5歳)		認証保育所 A型(駅前基本型、0～5歳) B型(小規模・家庭的保育所、0～2歳)	小規模保育(0～2歳)	家庭的保育/事業所内保育/ 臨時(0～2歳)	中学校学区域 内施設数
		区立	私立	区立	私立				
駒込	仰高		もみじ	駒込第二	太陽の子巣鴨駅前保育園 ういず巣鴨駅前保育園		ドリームキッズすがも保育園		7
	駒込			駒込第一 駒込第三	コンビプラサ駒込ちどり保育園 こまごめさくらほいくえん 日生駒込駅前保育園ひびき		このえ駒込小規模保育園		7
巣鴨北	清和		白鳩	巣鴨第一		アップルナースリー(A型) つくしんぼ保育所(B型)			6
	西巣鴨	西巣鴨		西巣鴨第三	西巣鴨さくらそう保育園 【新設】(仮称)おはよう保育園 西巣鴨				5
	豊成				アンソレイユ保育園 東進ポップキッズ大塚キャンパス		つくし保育園 北大塚すくすくルーム		5
	朝日				西巣鴨・学びの保育園 グローバルキッズ西巣鴨園		巣鴨らるスマート保育所 おうち保育園すがも		5
西巣鴨	巣鴨			南大塚	若草保育園 【新設】(仮称)大空と大地のなーさりい南大塚園				5
	朋有			東池袋第一 東池袋第二	キッズガーデン南大塚 大塚りとるばんぶきんず あい・あい保育園東池袋園 まちの保育園東池袋		南大塚早樹保育園 東池袋早樹保育園 森のなかま保育園東池袋ルーム おうち保育園おおつか		11
池袋	池袋第一 池袋本町			池袋第一 池袋第二		ポピンズナーサリースクール池袋(A型)	ドリームキッズかみいけ保育園 ソーラ池袋保育園		4 10
			こざくら		太陽の子池袋本町保育園 みのり保育園 アスク池袋本町保育園 めぐみ保育園 グローバルキッズ北池袋園				
西池袋	池袋第三			西池袋第二	グローバルキッズ西池袋園 西池袋そらいろ保育園 【新設】(仮称)グローバルキッズ池袋駅前保育園		子ごころ園西池袋 ドリームキッズにし池袋保育園 やまのみ池袋保育園	メディアマ保育園	10
	池袋	池袋	池袋いづみ	池袋第三 池袋第五	わくわく保育園 いけぶくろこころ保育園		このえ池袋二丁目小規模保育所 イルカ保育園 Kid'sPatioいけぶくろ園		10
	長崎		聖パトリック 並木	長崎	アスク長崎一丁目保育園 【新設】(仮称)椎名町ちとせ保育園 【H29.12開設】(仮称)ゆらりん椎名町保育園				7
	富士見台		愛心	目白第一 南長崎第二	【新設】(仮称)グローバルキッズ椎名町園 【新設】(仮称)おはよう保育園 椎名町		ソーラ目白	ミミハウス	8
千登世橋	南池袋		雑司ヶ谷 東京音大		雑司ヶ谷保育園 グローバルキッズ雑司ヶ谷園 グローバルキッズ東池袋園 同援さくら保育園	保育所まあむ東池袋駅前園(A型) アスク池袋保育園(A型) あゆみ保育園(B型)	ちとせ保育園		12
	高南 目白			高南 目白第二	【新設】(仮称)目白ちとせ保育園		目白らるスマート保育所	高田チャイルドルーム	5
			学習院 川村 草苑 目白						6
千川	要			要町	しいの実保育園 【新設】(仮称)にじいろ保育園千早 あい・あい保育園要町園 【新設】(仮称)キッズガーデン要町 太陽の子要町保育園			要町ひよこ保育室 豊島区千早臨時保育所	10
	高松		要町 豊南	高松第二	SAKURA保育園千川				5
明豊	椎名町	南長崎		南長崎第一	椎名町ひまわり保育園 グローバルキッズ東長崎園 まなびの森保育園東長崎 【新設】(仮称)にじいろ保育園落合南長崎		おうち保育園南ながさき 森のなかま保育園東長崎ルーム		10
	千早		長崎		愛の家保育園 千早子どもの家保育園 【新設】(仮称)グローバルキッズ千早園				5
	さくら				せんかわみんなの家 【新設】(仮称)アスク千川駅前保育園	グローバルキッズ南長崎園(A型)	長崎すくすくルーム104 長崎すくすくナーサリー		6
8	22	3	16	21	52	7	25	5	159

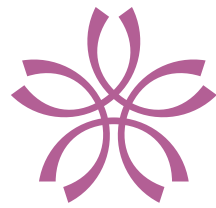
参考資料

豊島区の幼児教育のあり方検討委員会  
最終報告書  
- としま GOOD START プロジェクト -

平成30年（2018年） 3月

編集・発行 豊島区教育委員会事務局教育部学務課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1



**TOSHIMA  
CITY**